

# 2023 (令和 5) 年度

## 政策・制度予算に対する要請回答

# 泉南地区

貝塚市	(要請)	2022年	10月	20日	(回答)	2023年	2月	14日
泉佐野市	(要請)	2022年	10月	20日	(回答)	2023年	2月	27日
泉南市	(要請)	2022年	10月	20日	(回答)	2022年	12月	12日
阪南市	(要請)	2022年	10月	20日	(回答)	2022年	12月	12日
田尻町	(要請)	2022年	10月	20日	(回答)	2023年	2月	16日
熊取町	(要請)	2022年	10月	20日	(回答)	2023年	2月	27日
岬町	(要請)	2022年	10月	20日	(回答)	2022年	12月	15日





【目次】

1. 雇用・労働・WLB（ワーク・ライフ・バランス）施策.....	- 1 -
2. 経済・産業・中小企業施策 .....	- 8 -
3. 福祉・医療・子育て支援施策 .....	- 13 -
4. 教育・人権・行財政改革施策 .....	- 35 -
5. 環境・食料・消費者施策 .....	- 51 -
6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策.....	- 57 -
7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策.....	- 75 -
8. 大阪南地域協議会統一要請 .....	- 88 -
9. 泉南地区協議会独自要請 .....	- 93 -
《政策予算要請 用語集》 .....	- 99 -

※回答は、連合大阪大阪南地域協議会ホームページにも掲載しています。

トップページの「政策要請」タブよりご覧いただけます。

<http://www.osaka-minami.net/>



## 1. 雇用・労働・WLB（ワーク・ライフ・バランス）施策

### (1) 就労支援施策の強化について

#### ①地域就労支援事業の強化について <継続>

大阪府内の関係機関と連携する「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労への支援ニーズに則した事業が展開されるよう、大阪府との連携を強化すること。また、コロナ禍で職を失った女性や子育て・介護責任を担う女性をサポートする職業能力訓練などを含む施策を講じること。特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充など、総合的な施策を強化させること。加えて、それらの施策が支援の必要な人に届くよう周知の取り組みも強化すること。

(回答)

貝塚市（福祉総務課 商工観光課）	※下線部追加
<p>「地域労働ネットワーク」の活動が活性化され、コロナ禍の状況に沿った事業展開ができるよう、引き続き大阪府と連携してまいります。</p> <p>また、新型コロナウイルスにおいて悪化する労働環境の中であっても、生活困窮者自立支援制度と一体的な就労支援を行うことや女性をサポートする職業能力訓練など、相談者への適切かつ効果的な助言・援助を行ってまいります。</p>	
泉佐野市（まちの活性化課）	※下線部追加
<p>「地域労働ネットワーク」を活用し、ネットワーク間で様々な事例や取組を共有することで就職困難層の就労への支援ニーズに基づいた事業展開を大阪府と連携しつつ行ってまいります。加えて、女性のサポートやひとり親家庭については、大阪府や大阪府公共職業安定所等の関係機関の専門相談窓口や、職業能力訓練等の制度についての周知を図ってまいります。</p>	
泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
<p>地域労働ネットワーク推進会議を通じて情報共有を図るとともに、地域の就労困難者を効果的に支援するため、他の就労支援機関と連携して事業を進めます。また、市福祉部局と連携し、ひとり親家庭への支援に努めます。</p>	
阪南市（生活環境課）	※下線部追加
<p>市町村就職困難者就労支援担当職員（就労支援コーディネーター）等研修会において、当該事業の取り組み状況の意見・情報交換等を行い、好事例など情報共有するとともに、大阪府労働環境課や高石市以南の市町及び関係機関で構成する「阪南地域労働ネットワーク」では、労働相談実務に関する研修会や意見・情報交換の実施など、関係機関相互の連携と担当者の対応能力の向上を図っています。</p> <p>就労困難層等への支援については、他市町の好事例を参考に、職業能力開発講座の実施など、効果的な支援制度となるよう努めるとともに、関係機関等と連携を強化し周知に取り組んでまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>本町では、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」で紹介される好事例等を参考に、就労支援事業の強化を図るとともに、就労に繋がる資格取得講座等を開催しています。また、ひとり親家庭等の就職困難者については、「地域労働ネットワーク」を積極的に活用し近隣市町及び商工会等で開催される合同就職説明会等へ誘導するなどして、地域就労支援コーディネーターが就労に至るまで支援を行ってまいります。また、ハローワークやサポステと連携して就労支援を行うとともに各種福祉サービスと連携するなど、今後も相談者のニーズに応じた相談支援に努めてまいります。</p>	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>現在、就職困難層に対する支援については、本町就労支援センターを設置し、就労支援コーディネーターによる相談を行うと同時に就職困難者等支援策として、資格取得に取り組む方への補助を実施しております。また、コロナ禍の影響を受け中止していた、ハローワークと連携した出張就労支援セミナーの再開を予定しております。</p> <p>なお、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会にも参画し、情報収集等にも努めております。また、「地域労働ネットワーク」を活用し、他市町の事例等を情報収集するとともに、これまでの相談事例やオンライン提供によるハローワークの求人情報を基に、総合的な視点できめ細やかな支援とその活用に向けた周知啓発を引き続き行ってまいります。</p>	

岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
<p>就労支援体制の充実・強化を図るため、地域就労支援センターや担当窓口において就労・労働相談の受付や就労環境整備など未就労者の支援を行っております。引き続き、関係機関との連携を図るとともに、コロナ禍における状況の変化に柔軟に対応できるよう、地域の雇用労働対策の充実に努めてまいります。</p>	

## ②障がい者雇用の支援強化について <継続>

大阪府内民間企業等の障がい者雇用率は、全国と比較しても低位で推移する状況が続いている。大阪府内企業の法定雇用率達成に向けた施策として、「雇用ゼロ企業」が障がい者雇用に踏み出せない個々の要因を把握したうえで、障がい者雇用にかかるノウハウの共有化を図り、準備段階から採用後の定着支援までの一貫した総合的な支援を強化すること。

また、障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場での理解促進、さらに、障がい者就労に関する社会の理解を広げるための啓発の取り組みも含めた施策を推進すること。

(回答)

貝塚市（障害福祉課 商工観光課）	※従前と変わらず
<p>障害のある方の就労に関する相談については、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまでの相談・支援及び事業主への支援を実施する泉州中障害者就業・生活支援センターやハローワーク岸和田等の専門的な相談窓口を紹介するなど、関係機関と連携を図りながら取り組んでいるところです。</p> <p>障害のある方の雇用促進には、事業者の障害への理解、障害のある方が社会で就労することの意義及び障害のある方を雇用する企業の社会的責任への理解を促すよう、大阪府や大阪障害者職業センター等が実施する事業者向けの研修を今後も周知してまいります。また、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、障害者雇用安定助成金などの制度の周知についても、ハローワーク岸和田など関係機関と連携し努めてまいります。</p>	
泉佐野市（まちの活性課、地域共生推進課）	※従前と変わらず
<p>泉佐野市就労支援フェア・高齢者雇用促進フェアにおいて、「合同就職面接会」を開催し、引き続き、出展企業より「障がい者求人」の提供を求めていくことにより、求職者の雇用や出展企業側の障がい者雇用につなげてまいります。職場での理解促進や各種法令の遵守につきましては、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所等への周知を図ってまいります。</p> <p>障害者の就労支援については、障害者総合支援法に基づく各種就労支援サービスと本市の相談支援体制を活用し、一人ひとりの適性や個性を活かして働き続けることができるよう、就労支援機関と連携し、就労するにあたっての基礎的訓練から職場定着、又は離職後の再就職に至るまで、切れ目のない支援体制の整備に努めてまいります。</p> <p>また、昨年度に引き続き、今年度も自立支援協議会就労支援部会において作成した「就労支援事業所パンフレット」及び「授産製品リスト」を活用し、本市が契約によって調達する物品及び役務の障害者就労支援施設等からの優先的な調達や、障害者雇用を検討している企業と障害者就労支援施設とのマッチングを推進していきます。</p>	
泉南市（産業観光課、障害福祉課）	※下線部追加
<p>就労困難者支援を効果的に推進する観点から、地域就労支援センター等と連携を図ります。障害者に対して相談できる体制が整っている支援団体等の情報交換を、地域労働ネットワーク推進会議や研修会を通じて行い、きめ細やかな支援を図ります。</p> <p>障害のある人が安心・安定して働き続けることができるように、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図り、啓発の取組も含めて、職場環境の整備を働きかけます。</p>	
阪南市（秘書人事課、生活環境課）	※下線部追加
<p>障がい者雇用については、法定雇用率を維持するとともに、障がい者活躍推進計画に基づき、<u>研修を実施し障がい者への理解の促進に取り組んでいます。</u></p> <p><u>泉州南障がい者就業・生活支援センターやC-STEP等の関係機関と連携した支援体制づくり、地域就労支援相談による継続支援に努めるとともに、市内事業者に対し、雇用の開拓、定着に向けた啓発に取り組んでまいります。</u></p>	

<b>田尻町</b>	※下線部追加
<p>企業の障害者雇用については、国や大阪府、関係団体と連携しながら、事業者の障がい者雇用に関する企業向けセミナーを活用するなどし、事業所における課題解決の支援及び助成金の支援制度の活用方法等の情報啓発に努めております。<u>また、本町の相談支援事業では、地域就労支援コーディネーターが就労支援を行うとともに福祉関係の部所とも連携し、相談者に寄り添った支援体制により実施しています。</u></p>	
<b>熊取町（障がい福祉課）</b>	※従前と変わらず
<p>障がい者の雇用支援につきましては、「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスとして、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労移行支援」や、新たに雇用された障がい者の方が継続して就労できるように相談や助言を行う「就労定着支援」について、必要な方に支給しているところです。</p> <p>また、障がい者の就労支援と職場定着のため、障がい者の方からの就業に関する相談や、障がい者の特性を踏まえた雇用環境の整備についてを事業所へ助言を行っている泉州南就業・生活支援センターやハローワークと引き続き連携を行ってまいります。</p>	
<b>岬町（しあわせ創造部）</b>	※従前と変わらず
<p>障がい者の就労支援と職場定着については、関係機関と連絡を密にしてその取り組みを進めているところです。今後も岬町障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき支援を継続してまいります。</p>	

## (2) 男女共同参画社会の推進に向けて

### ①「おおさか男女共同参画プラン」の周知・広報について <継続>

「おおさか男女共同参画プラン」(2021-2025)に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。

また、大阪市(町村)民にもSDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、本プランの趣旨が広く理解されるよう、大阪府と連携し情報発信を行うこと。

(回答)

<b>貝塚市（人権政策課）</b>	※下線部追加
<p>本市においては、貝塚市男女共同参画計画〈第3期〉コスモスプランが令和4年度末で目標年次を迎えるため、<u>新たに令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とする貝塚市男女共同参画計画（第4期）コスモスプランを策定いたします。</u>計画策定に際しては「おおさか男女共同参画プラン」(2021-2025)の内容も勘案したものといたします。また、この計画において新たに設定した目標を達成すべく、女性活躍の推進に向けて庁内関係部署と連携した取り組みを行ってまいります。また、男女共同参画社会の実現に向けて、市民向けセミナーの開催や、市広報やホームページ・庁舎内掲示板等を媒体とした市民への啓発活動に努めてまいります。</p>	
<b>泉佐野市（人権推進課）</b>	※下線部追加
<p>「第2次いずみさの男女共同参画行動計画」は、令和4年3月末に、その計画期間が終了しました。次期計画策定のため、「泉佐野市男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査」を実施、泉佐野市男女共同参画審議会等で審議、パブリックコメントを実施の上、令和4年3月に「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画」を策定しました。計画期間は、令和4年4月1日から令和13年3月31日の10年間とし、必要に応じて見直しを行います。</p> <p><u>この第3次計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、国・大阪府の計画を踏まえたうえで、本市の「第5次泉佐野市総合計画」の分野別計画として、他の関連計画との整合性を図りながら策定したものです。</u>また、本計画の一部を「女性活躍推進計画」と「DV防止基本計画」として位置づけています。「誰もが人権を尊重されるジェンダー平等社会の実現」を目指して、「方針決定過程への女性の参画拡大」「ワーク・ライフ・バランスの推進」「ジェンダーに基づく暴力の根絶」「性別に基づく無意識の思い込みの気づき」「性の多様性の尊重」を重点課題として取り組んでいく予定としています。計画推進の指標項目と目標値を設定し、毎年度実施計画及び進捗状況を把握・評価しております。</p> <p>また、今年度も引き続き、女性活躍推進に関する講座を実施しました。行動計画に掲げている「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という考え方の周知」や「子育て、介護支援の拡充」、</p>	



<p>「男性にとっての男女共同参画の推進」に向けて親子を対象とした講座や女性の健康保持促進の講座を実施し、<u>男女親子とも多数参加されました。</u></p> <p>さらに、市役所及び女性センターにおいて女性のための相談事業についても、コロナ感染症対策を行いながら継続して実施し、少しでも女性が安心して生活し、働けるよう支援しているところです。</p> <p>今後も、引き続き「女性活躍推進法」や「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、女性の活躍促進に努め、大阪府とも協力し男女共同参画審議会社会の実現に向け理解促進の啓発事業を実施していきます。</p>	
泉南市（人権推進課）	※従前と変わらず
<p>2021年3月に策定された「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」については、既に大阪府により広報等が行われています。本市においては、「第4次せんなん男女平等参画プラン」を策定し、各種施策の実施に向けては、市庁内の各課で目標数値を設定して、その進捗状況を評価・課題分析を行うなど、引続き、取組の徹底と連携の強化に努めます。</p>	
阪南市（人権推進課）	※従前と変わらず
<p>「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」の推進に向け、本市でも「阪南市男女共同参画プラン」に基づく庁内推進本部会議・推進委員会等推進体制を整備するとともに、毎年進捗状況の調査を行っています。また、市ウェブサイトにもSDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、「阪南市男女共同参画社会の推進に向けて」を掲載するとともに、同ページ内に「大阪府男女共同参画課リンク」を設け、本プランの趣旨が広く理解されるよう、大阪府と連携し情報発信に努めています。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>2015（平成27）年3月に策定された「第2次田尻町男女共同参画プラン」は、<u>2022（令和）年3月には女性活躍推進法に基づく推進計画を含むよう改定しました。</u>現在、全庁的な取り組みを進めているところです。次期プランは、「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」との整合性を十分に図ったうえで、策定を進めてまいります。</p> <p>「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」で示されている性別役割分担意識の解消に向けた意識改革、SDGsの推進によるジェンダー視点の主流化という二つの計画策定の横断的視点のもと、定められた重点目標や施策を視野に入れ、本町における男女共同参画施策の推進、さらなる積極的な啓発と情報提供の充実を図ることが必要であると考えております。</p>	
熊取町（人権・女性活躍推進課）	※従前と変わらず
<p>本町では、男女共同参画条例に基づき策定した「熊取町第2次男女共同参画プラン」に沿って、各種施策を実施しております。また、現プランにつきましては、令和4年度末までの計画となっているため、現在、次期プラン策定に向け準備を進めているところです。</p> <p>次期計画策定にあたっては、国の第5次男女共同参画プラン及び「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」等に盛り込まれた各種施策と、本町の実態を照らし合わせながら、より効果的な施策が実施できるよう検討を進めてまいります。</p> <p>また、「おおさか男女共同参画プラン」(2021-2025)の理解啓発につきましては、引き続き、町ホームページ等を活用し実施してまいります。</p>	
岬町（総務部）	※下線部追加
<p>本町の男女共同参画社会推進に向け、「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」に盛り込まれた各種施策が効率的に実施されるよう、関係機関等と連携した取り組み実施するほか、ホームページやSNS等を活用し、住民の皆様にも本プランを周知するため、情報発信に努めてまいります。<u>また、SDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」の趣旨を広く住民の皆様にも理解されるよう、大阪府と連携し情報発信に努めてまいります。</u></p>	

## ②女性活躍・両立支援関連法の推進について <新規>

女性活躍をさらに推進するため、女性活躍推進法の省令改正により、把握・公表が求められるようになった「男女の賃金の差異」なども含め、女性活躍推進法の周知を積極的に行うこと。

また、市（町村）の特定事業主行動計画に則った女性参画を進めること。2022年4月から段階的に改正される育児・介護休業法についても、その趣旨・内容を広く周知すること。

また、職場での男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行い、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組むこと。

(回答)

<b>貝塚市（人権政策課）</b>
<p>男女共同参画社会の実現において、女性の活躍は必要不可欠なものであります。就業を希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるようにすることが最も重要であり、少子高齢社会による労働力不足が懸念されるなか、女性の活躍推進を図ることにより、生産性が高く持続可能な社会の実現にもつながると考えております。事業所内の人権啓発活動を幅広く進展させ、より良い人権尊重社会の実現に寄与することを目的として設立された貝塚市企業人権協議会におきまして、会員事業所に対し研修会や講座等の案内により、育児・介護休業取得が促進されるよう、法の周知を含め啓発活動に取り組んでまいります。</p> <p>また、庁内においても妊娠・出産届のあった職員に対し、育児・介護休業法の趣旨・内容について個別に説明をしております。</p> <p>令和5年度に策定予定であります、貝塚市男女共同参画計画（第4期）コスモスプランにおきましても「あらゆる分野への女性参画の推進」および「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」を基本目標に掲げ、女性の管理職割合の増加、男性の育児休業取得率の向上など、目標達成に向けた取り組みを積極的に推進してまいります。</p>
<b>泉佐野市（人権推進課）</b>
<p>毎年9月は「女性活躍推進」月間であり、今年度も引き続きそれに関する講座を実施しました。また、行動計画に掲げている「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知」や「子育て、介護支援の拡充」、「男性にとっての男女共同参画の推進」に向けて親子を対象とした講座や女性の健康保持促進の講座も実施し、男女親子とも多数参加されました。</p> <p>令和4年7月発行のいずみさの男女共同参画つうしん「F i n e 56号」にて、「2022年4月から育児・介護休業法改正」の記事を掲載し、全職員等に周知を図りました。</p> <p>また、令和3年度中に、育児休業を取得した泉佐野市の男性職員の数は1名で、令和4年度は若干の増加となっております（人事課調べ）</p>
<b>泉南市（人事課）</b>
<p>本市においては「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の能力・経験を幅広い職域での活用に努めます。</p> <p>また、休暇制度改正の周知を徹底し、育児休暇等を取得できる職場環境の整備促進に努めます。</p>
<b>阪南市（人権推進課、秘書人事課）</b>
<p>市の特定事業主行動計画に則った女性参画については、「阪南市男女共同参画プラン」の重点施策並びに活動指標に位置付け、毎年進捗管理を行うとともに庁内推進本部会議を経て、外部委員で組織する男女共同参画推進審議会に報告し、その評価を受け、市民に公表しています。</p> <p>育児・介護休業法の改正については、令和3年度阪南市男女共同参画推進審議会での『男性の育休に対する意識が変わる政策目標であり、国の「第5次男女共同参画基本計画」成果目標にもある地方公務員の男性の育休の取得率と、本市職員の取得率を提示すること』との意見を、庁内推進委員会議で共有し誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組んでいます。</p> <p>また、本市においても職員の育児休業等に関する条例に一部改正を行い、働きながら育児や介護しやすい環境整備に取り組んでいます。</p>
<b>田尻町</b>
<p>2021年3月に策定した女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に掲げる各種目標数値を達成できるよう引き続き女性参画を進めてまいります。</p> <p>また、男性職員の育児休業取得の促進についても、該当職員への制度説明の機会を設けるとともに、会計年度任用職員の代替配置等、取得しやすい職場環境の整備に努めます。</p>



<b>熊取町</b> （人権・女性活躍推進課、人事課、産業振興課）
<p>女性活躍推進法に関する周知につきましては、町ホームページをはじめ、男女共同参画情報誌等において周知を行っております。引き続き、あらゆる機会を捉え、周知啓発に努めてまいります。</p> <p>また、職場での男性の育児休業取得の促進されるよう、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会発行の連絡会ニュース等を活用し、周知に努めてまいります。</p> <p>町の特定事業主行動計画に則った女性参画については、「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」において女性職員の活躍の推進に向けた体制整備及び具体的な数値目標を掲げており、今後も引き続き、計画の数値目標達成のために取組みを進めてまいります。</p> <p>また、今後は地方公共団体における職員の給与の男女の差異の算出及び公表についても適切に対応すると共に、計画改定時には熊取町第3次男女共同参画プランの目標・取組の方向性と合致させながら、職員の給与の男女の差異に関する状況把握・分析を行い、女性職員の活躍の推進のために取り組んでまいります。</p> <p>加えて、女性活躍・両立支援関連法の推進をめざし、「男女の賃金の差異」の解消や、育児・介護休業を取得できる職場環境づくりに向け、庁内関係部署と連携を図りながら、広報誌、ホームページ等により啓発に努めてまいります。</p>
<b>岬町</b> （総務部）
<p>男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍を推進し、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活気ある社会の実現に努めてまいります。</p>

### （3）労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について <継続>

労働施策総合推進法が改正され、2022年4月より中小企業においても職場でのパワーハラスメント対策が義務化された。特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメントに関する相談対応体制を充実・強化すること。

また、ハラスメント被害者が相談窓口アクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織など多様な場に相談窓口が設置されるよう、働きかけを行うこと。

（回答）

<b>貝塚市</b>	※従前と変わらず
<p>働き方改革関連法及び改正労働施策総合推進法については、大阪府や貝塚商工会議所とも連携し関係団体に周知しております。また、本市も所属している泉南地域労働行政機関運営委員会において各種雇用労働問題に関する講座を開催し労働法制の周知に努めており、労働相談を受けた場合には、大阪府や大阪労働局など専門機関への紹介を引き続き行ってまいります。</p>	
<b>泉佐野市</b> （まちの活性課）	※下線部追加
<p>岸和田市、貝塚市及びハローワーク等で構成する泉南地域労働行政機関運営委員会にて、事業主等へ向けたセミナー等を実施することに加え、ハラスメント防止等について、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所等への周知を図ってまいります。</p> <p>相談対応体制につきまして、大阪府や関係団体との連携を強化し相談の迅速な解決に努めてまいります。</p>	
<b>泉南市</b> （産業観光課）	※従前と変わらず
<p>大阪労働局と情報共有を図り、労務管理やワークルールについての周知啓発を行います。また増加しつつある労働問題については、労働相談、法律相談等の専門相談事業を通じてその解決に取り組むとともに、大阪労働局と情報共有を図り、啓発に努めます。</p>	
<b>阪南市</b> （生活環境課）	※従前と変わらず
<p>各種労働法制の改正による混乱等が生じないよう、国や大阪府、関係機関等と連携を図り、窓口・広報誌・市ウェブサイト等の様々な媒体を活用し、啓発活動や相談機能の強化に取り組むとともに、労働基準監督署や大阪府等の労働相談窓口への円滑な誘導に取り組んでまいります。</p>	
<b>田尻町</b>	※下線部追加
<p>職場におけるパワーハラスメント対策については、町広報等により周知するとともに、今後も労働</p>	

基準監督署や大阪府と連携し周知に努めてまいります。また、住民から相談があった場合も適切なアドバイスができるよう努めてまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
各種労働法制の周知については、国、大阪府労働局等関係機関と連携と図りながら、広報紙、ホームページ等により啓発に努めてまいります。	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
本町においては、今後も引き続き、関係機関と連携を図りながら「パワハラ防止法」の支援体制の充実と強化を図ってまいります。	

#### (4) 治療と職業生活の両立に向けて <補強>

厚生労働省がガイドラインを示しているように「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。また、労働者自身が健康や医療に関する知識や関連施策を学ぶことができるセミナーなどの機会を提供すること。

(回答)

貝塚市（商工観光課）	※下線部追加
産業保健総合支援センターが専門の相談員を配置して実施している治療と仕事の両立支援について、市民への周知に努めてまいります。また、ハローワークと連携し、治療等のためにやむを得ず離職・転職を余儀なくされたかたに対しても、ハローワークの長期療養者就職支援事業を紹介するなど、状況に合った相談窓口を案内いたします。また、大阪府や貝塚市商工会議所と連携して、労働者が健康や医療などを学べるセミナーなどの周知に努めてまいります。	
泉佐野市（まちの活性課）	※下線部追加
企業での「治療と仕事の両立支援」の取組の浸透に向けて、大阪府を始め各関係機関と連携しながら、事業者・労働者共に理解が深まるよう周知啓発に努めてまいります。	
泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主が適切な配慮が行えるよう、大阪労働局をはじめとする関係機関との情報共有、啓発に努めます。	
阪南市（健康増進課、生活環境課）	※従前と変わらず
病気の早期発見・早期治療を行い治療と仕事の両立につなげられるよう、健康教育・健康相談等を行い、病気を抱える労働者の減少、病気の重症化の防止に取り組んでまいります。 また、病気の治療と仕事の両立を図り、病を患った人が生きがいを感じながら働けるよう、国や大阪府など関係機関と連携を図るとともに、ニーズを踏まえた両立支援体制について検討してまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
事業主に対し、労働基準監督署・大阪府・商工会議所や医療機関などと連携し、病気の治療と職業生活を両立する労働者のニーズやその対策等について周知を図ります。また、適切な支援策を紹介するため必要な情報を収集等することで、その支援に繋げてまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策について、周知に務めます。新たな働き方にも対応した両立支援についても、先行団体の事例や国の動向など情報収集に努めてまいります。	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
労働者が「がん」などの病気になっても、治療に対する配慮や適切な措置により働きつづけられるよう大阪府及び関係団体と連携し、相談窓口の周知・啓発を行ってまいります。 あわせて、健康講座などにおいて治療と仕事の両立に関する視点を取り入れ、健康や医療に関する知識啓発を行ってまいります。	

## 2. 経済・産業・中小企業施策

### (1) 中小企業・地場産業の支援について

#### ①「中小企業振興基本条例」の制定促進について <新規>

中小企業振興基本条例が未制定の府内市町村は、条例制定に向けた審議会や振興会議などの設置など、条例制定に向けた環境整備を行うこと。

また、市（町村）の中小企業振興策において、中小企業などへのデジタルデバイスの導入支援など具体的な振興策の検討や、行政の各種支援策の周知と利用拡大により、取り組みの実効性を高めること。

**条例制定済み市（制定順 14 市）：2022 年 6 月 24 日現在）**

八尾市、吹田市、枚方市、大東市、大阪市、岸和田市、貝塚市、泉南市、寝屋川市、東大阪市、交野市、泉佐野市、和泉市、四條畷市

(回答)

<b>阪南市（まちの活力創造課）</b>
本市の中小企業振興基本条例の制定については、地域経済への影響などを考慮し、労働団体の役割や責任等を含めて調査・研究してまいります。 また、中小企業のデジタル化等に対する振興策等においても、大阪府や近隣自治体等の動向を注視しながら、調査・研究してまいります。
<b>田尻町</b>
国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、商工会議所とも連携し、地域にあった支援に努めてまいります。
<b>熊取町（産業振興課）</b>
条例の制定にあたっては、商工会等関係機関との意思の統一を図るとともに、本町産業振興ビジョンとも照らし合わせながら、条例化の必要性も含めて、他市町村の動向を引き続き注視しつつ、研究してまいります。
<b>岬町（都市整備部）</b>
中小企業者の健全な発展や、それに伴う町の活性化を目指し、町や関係団体、住民などがそれぞれの役割を明確にしたうえで地域が一体となり中小企業振興に係る取り組みを推進することが可能となる条例の策定に向けて、本町が定めるべき基本理念や必要な役割等の検討に努めてまいります。

#### ②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について <継続>

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を大阪府の関係部局と連携して図ること。また、2019 年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府と連携し、支援を創設・拡充すること。

(回答)

<b>貝塚市（商工観光課）</b>	※従前と変わらず
本市においては、中小企業積極的事業展開促進補助金制度や中小企業産業財産権取得促進補助金制度により販路開拓や知的財産の活用を促進し、ものづくり産業の維持・強化を図っております。	
<b>泉佐野市（まちの活性課）</b>	※従前と変わらず
本市の地場産業であるタオル産業について、他の支援機関と連携しながらタオルのブランディングに努めることで、同産業の振興に努めてまいります。また、製造分野における生産性向上のため先端設備導入促進支援に努めてまいります。	
<b>泉南市（産業観光課）</b>	※従前と変わらず
商工会と連携して、ものづくり産業の育成を進めるツールの1つとして、MOB I Oや大阪府よらず支援拠点を活用し、企業に対して必要な情報を周知していきます。また、女性のものづくり企業をはじめとする市内の企業、事業所が保有する貴重な技術を広く周知するため、ウェブサイトやSNS、情報誌を活用したPR活動を実施します。	

<b>阪南市</b> （まちの活力創造課）	※従前と変わらず
本市では、ものづくり企業を「阪南ブランド十四匠」として認証を行う阪南市商工会と連携し、種々の事業においてプロモーション活動を行い、販路開拓を図るなど、ものづくり産業の維持及び強化に努めています。	
<b>田尻町</b>	※従前と変わらず
ものづくり支援については、国や大阪府等からの情報収集に努めることにより、多くの情報を発信できるよう努めてまいります。また、ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）と連携し、引き続き、支援施策の充実を検討してまいります。	
<b>熊取町</b> （産業振興課）	※従前と変わらず
本町では、零細企業が圧倒的多数であり、技術力や商品企画力、新製品開発力の強化など多くの課題を抱えていますが、このような中で、技術を有効に活用できる人材の育成など、大阪府、商工会を含む各種関係機関との連携を図って参りたいと考えます。また、産業活性化基金を活用し、中小企業者に対して継続した支援を行うことで、ものづくり産業の維持・強化に努めます。	
<b>岬町</b> （都市整備部）	※従前と変わらず
ものづくりに取り組む中小企業支援に向け積極的に支援するとともに、関係機関の積極的な活用や生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の優遇制度の継続実施等、ものづくり産業の育成強化に努めてまいります。	

### ③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について <継続>

中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充するとともに、市の支援策を広く周知広報すること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を行うこと。

(回答)

<b>貝塚市</b> （商工観光課）	※従前と変わらず
技能五輪大会出場選手を輩出させる企業への助成について研究するとともに、中小企業で働く若者が技能五輪大会に参加しやすいよう周知に努めてまいります。	
<b>泉佐野市</b> （まちの活性課）	※従前と変わらず
中高生への周知とともに、ものづくり産業を中心とする企業で働く若者が、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦できるよう周知の強化に努めてまいります。	
<b>泉南市</b> （産業観光課）	※従前と変わらず
現在、直接該当するような事業は行っていないが、商工会等と連携し、広く情報発信を行います。	
<b>阪南市</b> （まちの活力創造課）	※従前と変わらず
本市では、阪南市商工会等の関係機関と連携し、ものづくり産業に従事する若者世代に対して、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会へ挑戦する機運醸成のための情報発信を行うとともに、事業者に対する情報発信及び周知を行ってまいります。	
<b>田尻町</b>	※従前と変わらず
若者の技能五輪等への挑戦や各種大会参加等への支援については、国や大阪府、関係機関などから情報収集を行うとともに、広報や町ホームページを活用して情報発信に努めてまいります。	
<b>熊取町</b> （産業振興課）	※従前と変わらず
技術を有効に活用できる若手人材の育成など、大阪府、商工会を含む各種関係機関との連携を図って参りたいと考えます。また、産業活性化基金を活用した支援メニューにより、中小企業者への支援を行うと同時に、若者に対する支援施策や各種セミナーなどの情報についてホームページを充実し、広報、啓発チラシ等によりPRしてまいります。	
<b>岬町</b> （都市整備部）	※下線部追加
中小事業所に対し、技能五輪の十分な周知が図れるよう、町広報紙やホームページ等を活用するほか、商工会などの関係機関とも連携し、周知に努めるとともに、 <u>町の支援についても検討を進めてまいります。</u>	

#### ④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて <継続>

帝国データバンク大阪支社の2021年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で起こる自然災害や感染症の拡大により、大阪府内企業での早急なBCP策定が望まれる。引き続き、近畿経済産業局と大阪府が連携する「BCP策定大阪府スタイル」の取り組みと連動し、特に中小企業に対し、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。

(回答)

貝塚市	※従前と変わらず
<p>貝塚商工会議所と連携しながら中小企業の事業継続計画（BCP策定大阪府スタイル）の策定支援に引き続き努めてまいります。また、小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」に沿いながら、小規模事業者の防災・減災対策を引き続き推進してまいります。</p> <p>また、中小企業強靱化法に基づく国による優遇措置について貝塚商工会議所と連携しながら周知に努めてまいります。</p>	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
<p>商工会議所と連携して作成した、本市域における事業継続強化支援計画の認定を通じて、事業者の事業継続計画（BCP）の策定を支援・促進してまいります。</p> <p>また、BCPの策定によるメリットをより事業者へ周知することで、策定率の向上に努めてまいります。</p>	
泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
<p>商工会と連携し、事業継続に関する基本計画の策定を行い、また市内中小企業に対しては、商工会を通じてBCP・BCMに必要な考え方、策定手順、見直し方法、実効性の確保等、普及に向けて必要な知識を得る機会の提供と周知啓発に努めます。</p>	
阪南市（まちの活力創造課）	※従前と変わらず
<p>本市では、阪南市商工会等の関係機関と連携し、BCPセミナーの開催周知や大阪府の「超簡易版BCP『これだけは！』シート」の活用等啓発活動に取り組むなど、策定率向上に向けた対策を行っています。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>昨年度より商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画の策定支援や防災・減災対策等のセミナーを開催するなど、今後もBCP策定の支援に努めてまいります。</p>	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>本町と商工会が共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、商工会主催のBCP策定セミナーを支援するなど、中小企業者への支援を行っているところです。</p> <p>なお、上記計画には感染症に係る項目の記載はないものの、BCP策定セミナーは感染症に係る内容を盛り込んだものとしております。また、同セミナーや「商工会だより」において、大阪府が発行している「超簡易版BCP『これだけは！』シート」を紹介するなど、「BCP策定大阪府スタイル」の啓発活動にも取り組んでおります。</p>	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
<p>本町では、商工会が実施するBCPセミナーをより広く知ってもらうため町内業者への周知に向け広報活動を行っています。また、町内事業者から業務継続計画（BCP）策定についての相談等があった場合、関係機関と連携し、円滑に支援が行えるよう努めてまいります。</p>	

#### (2) 取引の適正化の実現に向けて <継続> ★重点項目

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大すること。特に、大手企業の宣言拡大に向けた啓発や働きかけを行うこと。また、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し、関係法令の周知徹底や「しわ寄せ」を防止、適正な価格転嫁を実現させるための総合対策、中小企業への各種支援策の周知と利用拡大を図ること。

(回答)

<b>貝塚市</b> （商工観光課）	※下線部追加
下請取引適正化の推進のため、国、大阪府、貝塚商工会議所と連携して「 <u>パートナーシップ構築宣言</u> 」の取り組み等、関係法令を周知しております。	
また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」に基づき、労働局、労働基準監督署及び働き方改革推進支援センターと連携しながら、下請法違反等の行為による「しわ寄せ」防止に向けた周知・啓発と相談窓口の案内に努めてまいります。	
<b>泉佐野市</b> （まちの活性課）	※従前と変わらず
中小企業の公正取引の確立につきましては、大阪府を始め各関係機関と連携しながら、理解が深まるよう周知徹底に努めてまいります。また、関係機関への円滑な誘導に努めてまいります。	
<b>泉南市</b> （産業観光課）	※従前と変わらず
中小事業者の下請けの現状を踏まえ、近畿経済産業局との連携を図り、労働者の労働条件改善、適正な価格転嫁ができるように、必要な情報の周知と啓発に努めます。	
<b>阪南市</b> （まちの活力創造課）	※下線部追加
本市では、国や大阪府、関係機関と連携を図り、市内企業に対して取引の適正化を実現するため、「 <u>パートナーシップ構築宣言</u> 」の取り組みの周知啓発に努めています。	
また、取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、中小事業者への「しわ寄せ」防止のため、関係機関と連携を図り、市内企業への周知啓発に努めてまいります。	
<b>田尻町</b>	※従前と変わらず
引き続き、国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、地域に応じた相談体制の構築や実施方法を検討してまいります。	
<b>熊取町</b> （産業振興課）	※従前と変わらず
下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底や、下請法違反等の行為については、広報紙をはじめ、各種媒体を通じた啓発活動を検討してまいります。	
<b>岬町</b> （都市整備部）	※従前と変わらず
しわ寄せ防止総合対策は、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁が、「働き方改革の推進」と「取引適正化」を一体的に推進するため策定されたもので、本町においても、下請等中小事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合等には、関係機関への情報提供など緊密な連携を図りながら、コロナ禍による事業者への影響等を鑑み、適切な対応に努めてまいります。	

### (3) 公契約条例の制定について < 継続 >

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民福祉の増進に寄与する公契約条例の制定を推進すること。

併せて、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

(回答)

<b>貝塚市</b> （契約検査課）	※従前と変わらず
公契約条例の制定については、近隣自治体の動向を注視してまいります。	
また、総合評価入札制度については、平成 28 年度から建設工事において試行導入しています。	
<b>泉佐野市</b> （契約検査課）	※従前と変わらず
公契約条例の制定につきましては、国において ILO94 号条約の批准がなされていないこと、関係法令等が制定されていないこと、また、労働実態の把握が困難であることやその実効性が担保できないということ、元請から下請の契約、下請から孫請けの契約といった民民どうしの契約にどこまで介入できるのかといった課題もあることから、現時点では、公契約条例の制定は困難であり、今後の研究課題であると考えていますが、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保にもつながるダンピング対策などの推進にも取り組んでまいりたいと考えております。	

泉南市（契約検査課）	※下線部追加
<p>労働者の賃金・労働条件を決め、その決めた内容を実際に現場労働に適用する規定を設けることは、本来、法律において規定すべきものであるとの考え方もあることから関係法令の整備について国への要望も行っているところですが、また、既に制定している自治体があることから、今後もその動向を注視し、引続き検討課題として取扱います。</p> <p>総合評価入札制度については、平成 27 年度に施設建設事業で、また平成 29 年度には LED 照明灯導入事業で実施しており、地域経済の活性化の観点から、両事業とも地元企業を構成員とした場合は加算評価しています。今後も事業の内容により、価格競争だけではなく総合評価入札制度などを含めた入札制度を活用したいと考えています。</p> <p>また地元企業の特性を踏まえ、委託業務に関して、価格の評価も加味しつつ、業務の内容によりプロポーザル方式での契約を行い、価格以外の条件を評価することによる公共サービスの質の確保と、公契約の趣旨・福祉の視点の評価導入による契約を今後も進めます。</p>	
阪南市（総務課）	※従前と変わらず
<p>公契約条例の制定については、大阪府や近隣自治体等の動向を注視しながら調査研究してまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>公契約条例につきましては、労働基準法や最低賃金法など国において関連法令の中で統一的な整備を図っていくべきものとの考えに変わりなく、引き続き国の動向を注視してまいります。</p> <p>また、本町においては、年間発注件数が少なく、組織体制等様々な課題があることから、総合評価入札制度の導入に至っておりませんが、引き続き他団体の動向を注視しつつ入札制度の改善を検討してまいります。</p>	
熊取町（総務課）	※従前と変わらず
<p>公契約条例の制定については、目的から第一義的には国全体の政策として捉えられるべきものであるとの認識から、今後も、国や大阪府、府内自治体等の動向を注視していく考えです。また、総合評価入札制度の導入については、そのメリットについて業種や規模等における検討を行っているところであり、本町での導入の可能性などについて、今後も庁内関係部局との連携を図りつつ、引き続き検討を深めてまいります。</p>	
岬町（総務部）	※従前と変わらず
<p>総合評価入札については、導入すべき規模の発注が少なく、導入における検討段階にとどまっているところです。現在、契約事務については、地方自治法及び契約規則に基づく事務手続きを行っており、引き続き契約適正化に努めてまいります。</p>	

#### (4) 海外で事業展開を図る企業への支援 <新規>

海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）順守の重要性について周知徹底すること。

また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。

(回答)

貝塚市（人権政策課 商工観光課）
<p>事業所内の人権啓発活動を幅広く進展させ、より良い人権尊重社会の実現に寄与することを目的として設立された貝塚市企業人権協議会におきまして、会員事業所に対し研修会や講座等の案内により、法令順守の重要性をはじめ、人権意識の高揚に向けた取り組みや人権問題への啓発を進めてまいります。また、市内で唯一の総合経済団体である貝塚市商工会議所と連携して周知について、取組んでまいります。</p>
泉佐野市（まちの活性課）
<p>関連機関と連携し、企業への中核的労働基準・人権デュー・デリジェンスの周知に努めてまいります。</p>



<b>泉南市（産業観光課）</b>
増加しつつある労働問題については、労働相談、法律相談等の専門相談事業を通じてその解決に取り組むとともに、大阪労働局と情報共有を図り、啓発に努めます。
<b>阪南市（まちの活力創造課、人権推進課）</b>
本市では、阪南市商工会等の関係機関と連携し、海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を予定する事業者に対して、中核的労働基準順守の重要性について周知徹底に努めています。 また、阪南市事業所人権問題連絡会では、様々な人権問題を対象とした研修などの啓発活動をとおり、広く人権意識の高揚を図ることを目的に活動しています。事業所（企業）の社会的責任において、中核的労働基準の順守並びに人権デュー・デリジェンスの必要性の周知徹底に努めてまいります。
<b>田尻町</b>
国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、地域に応じた支援に努めてまいります。
<b>熊取町（産業振興課）</b>
中核的労働基準の遵守の重要性や、人権デュー・デリジェンスの必要性については広報紙などの各種媒体を通じた啓発活動を検討してまいります。
<b>岬町（都市整備部）</b>
海外での中核的労働基準順守の重要性や、人権デュー・デリジェンスの必要性について、町広報紙やホームページの掲載等による啓発活動の実施を検討し、周知徹底に努めてまいります。

### 3. 福祉・医療・子育て支援施策

#### (1) 地域包括ケアの推進について <継続> ★重点項目

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を市町村と連携して整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市町村が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、「大阪府高齢者計画 2021」の最終年度（2023 年度）を迎えるにあたり、大阪府に対して、施策の進捗状況について検証を行い、より実効性を高めるよう求めること。

(回答)

<b>貝塚市（高齢介護課）</b>	※従前と変わらず
地域包括ケアシステムの更なる推進に向けて、日常生活圏域における地域ニーズを的確に把握するために、次期介護保険事業計画策定に向けたニーズ調査を実施いたします。また、地域包括ケアシステムに関しては、介護保険事業計画に位置付けており、広報紙やホームページだけでなく市民向けの講座などの機会を活用し、周知に努めております。 「大阪府高齢者計画 2021」は、市町村の介護保険事業計画の推進を支援する計画であることから、本市の介護保険事業計画が円滑に推進されるよう、大阪府に必要な支援及び適切な援助を求めてまいります。	
<b>泉佐野市（地域共生推進課）</b>	※従前と変わらず
第 3 次地域福祉計画及び地域福祉活動計画における重点取組事項として、包括的支援体制の整備を掲げ、地域包括支援センターの機能強化を柱に、医療・介護の連携や地域支え合い体制の推進など、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながるような地域共生社会を目指し取組みを進めてまいります。	
<b>泉南市（長寿社会推進課）</b>	※下線部追加
本市では、WAO（輪を）！SENNAN（「W」忘れてもだいじょうぶ「A」あんしんと「O」おもしろいの町せんなん）をスローガンに認知症施策をはじめ、高齢になってもできる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を行っています。 <u>事業を進めるにあたっては、3 年に一度の高齢者の生活に関するアンケート調査により現状を把握し、計画および具体的な取組に反映しています。</u>	

<p>また、在宅医療・介護連携のために、専門職からの聴取りを行い、課題を整理し、対応策を検討しています。なお、計画については、国・府の関連計画との整合を図り、必要に応じて連携を行っています。</p>	
<p><b>阪南市</b>（介護保険課）</p>	<p>※下線部追加</p>
<p>「第8期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、<u>高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を継続して営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進に向けて、地域の特性に応じて、より一層施策の充実、強靱化に取り組んでいます。</u></p> <p>また、介護サービスの提供体制については、計画にも各種事業を掲げ、包括的な介護・医療・福祉サービスの提供体制の構築を進めています。</p>	
<p><b>田尻町</b></p>	<p>※下線部追加</p>
<p>地域包括ケアシステムの構築に向け、泉州南圏域医療・介護連携推進会議において、在宅医療に係る専門職や介護サービスに係る専門職等と行政が連携し、「人生の最期まで望む生き方ができる3市3町（※）」を目標に、各種サービスを含めた支援の仕組みづくりに取り組んでおります。（※泉州南圏域の泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・岬町と協働）</p> <p>また、地域包括ケア会議では、町内各種団体や関係機関、行政の関係部署等が、「大丈夫、まちのみんながサポーター」をスローガンに、地域の高齢者が共に支えあい安心して暮らせるまちづくりのために情報を共有し、高齢者の見守り等の仕組みを一緒に考えております。これらの会議を通して、町の地域の特性を生かした地域包括ケアを推進してまいります。<u>また、必要な支援については町村会を通じ要望を行います。</u></p>	
<p><b>熊取町</b>（介護保険課）</p>	<p>※下線部追加</p>
<p>本町では、3年に1度「いきいきくまとり高齢者計画2021（熊取町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」を策定し、その中で、地域包括ケアシステムの進化、推進に取り組むこととしています。その計画の策定にあたっては、住民代表、学識経験者及び福祉関係者等で構成される「高齢者保健福祉推進委員会」などからご意見をいただき、計画に反映する仕組みとなっています。</p> <p>なお、本町の計画策定内容については、「大阪府高齢者計画2021」との整合性を図っておりますので、<u>次期計画策定作業の中で、その施策の進捗状況について検証を行い、実効性を高めるよう大阪府に対し求めていきます。</u></p>	
<p><b>岬町</b>（しあわせ創造部）</p>	<p>※下線部追加</p>
<p>令和3年3月に策定した「岬町地域包括ケア計画」を推進するため、医療、介護、介護予防等の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の医療機関や関係機関とともに取り組んでまいります。また、地域包括ケアシステムの整備推進について、地域ケア会議や生活支援・介護予防サービス協議体や介護保険運営協議会等を通じて様々なご意見をいただき、<u>岬町のホームページに掲載するなどにより周知してまいります。</u></p> <p>次期介護保険事業計画の策定に際しては、大阪府高齢者計画との整合性を図る必要があるため、<u>大阪府の施策の進捗状況について、大阪府との連携を図り検証を行うように努めます。</u></p>	

## **(2) 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について <新規>**

**生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、事業における支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うとともに、そのために必要な予算の確保を図ること。**

(回答)

<p><b>貝塚市</b>（福祉総務課）</p>
<p>制度の狭間にある生活課題を抱えた方や支援を必要としている方に対し、切れ目のない支援をするため、国や大阪府の実施する研修を受講し、適切な支援に努めてまいります。</p>
<p><b>泉佐野市</b>（地域共生推進課）</p>
<p>生活困窮者自立支援事業を委託実施する基幹型包括支援センター及び市内5カ所の地域型包括支援センターに対し、国が実施する「生活困窮者自立支援制度人材養成研修」及び大阪府が実施する「大阪府生活困窮者自立支援制度人材養成研修」の積極的な受講勧奨を行い、主任相談支援員、相談支援</p>

員、就労支援員を始め、就労準備支援事業従事者及び家計改善支援事業従事者の養成に努めています。 また、国が実施するテーマ別研修を始め、大阪府内地区別研修など、あらゆる機会を捉えて、支援員の資質向上を図っています。
<b>泉南市（生活福祉課）</b>
自立支援事業について、毎年委託事業者に対し、必要なスキルに関する研修の情報提供を行い、研修を受講頂いています。
<b>阪南市（生活支援課、市民福祉課）</b>
生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、支援員の育成やスキルの維持・向上のため、国や大阪府が実施する支援員向けのブロック別研修に参加していただいております。必要な予算の確保については、重層的支援体制整備事業交付金の適正な運用に努めてまいります。
<b>田尻町</b>
生活困窮者自立支援事業に携わる職員については、スキルアップのため大阪府社会福祉協議会が主催する研修等に積極的に参加し、近隣市町とも情報交換を行っています。
<b>熊取町（生活福祉課）</b>
本町には福祉事務所が設置されていないため、生活困窮者自立支援制度の実施主体は大阪府となりますが、住民に最も身近な行政窓口として、大阪府が設置する自立相談支援機関（はーと・ほっと相談室）と十分連携しつつ、地域の生活困窮者からの一次的な相談に対応してまいります。 また、現在、本町にCSWを3名配置し、関係部署・機関と連携しながら、ケースに応じた伴走型支援を実施しているところですが、当該制度が円滑に推進されるよう、就労に関する部署をはじめ、関係機関との連携をより深め、体制の充実を図ってまいります。
<b>岬町（しあわせ創造部）</b>
生活困窮者自立支援事業については、当町は福祉事務所を設置していない町村であるため実施主体ではありません。そのため、実施主体である大阪府と連携・協力してまいります。

### (3) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について <継続>

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定すること。また、AYA世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広く周知すること。

(回答)

<b>貝塚市（健康推進課 国保年金課）</b>	※下線部追加
<p>若年世代からの毎年受診については、特定健診では、コールセンターによる案内と個別通知、胃・肺・大腸がん検診では個別通知にて受診勧奨を適宜行うとともに、インターネット予約システムを導入し、集団健診予約の利便性の向上をはかっており、国保加入の30歳以上の方には「人間ドック」、それ以外の35～39歳の方には「さわやか健診」での受診を案内しています。</p> <p>乳がん検診については、30～39歳の方には独自事業として毎年受診できる体制を整えていますが、それ以外の方は、国の「がん予防重点健康教育及び検診実施のための指針」に基づき、40歳以上を対象に2年に1回、子宮頸がん検診についても、同様に20歳以上を対象に2年に1回実施しており、これを改定する考えはございません。</p> <p>AYA世代へのがん検診の積極的な受診を促すための取り組みとしましては子宮がん検診では、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」において20歳の方を対象に「受診勧奨案内通知」と「検診無料クーポン券」を2回に分けて個別郵送しており、小学校6年生から高校1年生を対象とするHPVワクチン予防接種案内時には、子宮がん検診でのがん予防効果を周知しております。</p> <p>「第3期大阪府がん対策推進計画」の進捗状況の検証については、令和4年3月報告の「第3期大阪府がん対策推進計画 中間点検報告書」にある通り、平成30年度～令和2年度では、計画に基づく取組みは、概ね予定通り進んでおり数値の改善傾向がみられていますが、令和5年度までの目標達成見通しは厳しい状況であると認識しております。</p>	

また、大阪版健康マイレージ事業については、特定健診受診券送付や保険料決定通知に案内チラシを同封し、ホームページ及び広報誌に掲載するとともに、窓口での受診券再発行時に紹介するなど広く周知する様、努めてまいります。

**泉佐野市（健康推進課）**

※従前と変わらず

市民の特定健診におきましては、15歳以上の国保加入者を対象に国保若年健診を実施しております。乳がん・子宮がん検診につきましては国の指針に基づき、対象年齢や受診間隔を定めておりまして、乳がん検診は40歳以上の女性、子宮がん検診は20歳以上の女性を対象に両検診ともに2年に1回の受診をお勧めしております。

若い世代からの受診を勧めるため、乳がん検診は40歳の方、子宮がん検診につきましては20歳の方に無料クーポン券郵送による受診勧奨を実施しております。

「第3期大阪府がん対策推進計画」の推進を含め、生活習慣病や各種がんを含む多様な疾病の予防・早期発見・早期治療をめざし、健（検）診全般におきまして、広報、予約方法、検診実施方法の工夫を重ねるとともに、泉佐野泉南医師会のご協力を得て、特定健診の結果説明会などを開催しております。加えて、大阪府内でも早期に取り組んだ健康マイレージ事業により健診受診率の向上に努めており、平成29年からは地域ポイント「さのぼ」を活用して更なる推進を図っております。

特定健診、がん検診の受診率向上のための大阪府がとりくむ健活10や大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活アスマイル”についてはチラシの配布とともに、令和4年度からはおおさか健活アスマイル”に登録していることを本市、健康マイレージ事業のポイント加算の1項目として取り入れるようにしています。

不特定多数の方への健康情報の提供の機会であるイベントの開催は、いまだ続く新型コロナウイルス感染症の影響のため規模を縮小して今年度は実施予定となっております。SNSを活用した取り組みといたしまして、電子母子手帳（さのっ子ナビ）やさの健康ナビなどを用いて健康に関する事業や情報を提供しております。

今後も、さの健康ナビによるインターネット予約の導入、母子健康手帳（さのっ子ナビ）を用いたがん検診、乳幼児健診、予防接種等の情報発信を実施し、本市健康増進計画・食育推進計画をふまえ、PDC Aサイクルにより、進捗を点検・評価しながら、更なる推進に努めてまいります。

**泉南市（保健推進課）**

※従前と変わらず

本市では、受診率向上のために、子宮がん検診（20歳女性）、乳がん検診（40歳女性）の市民に無料クーポンを送付するとともに、節目年齢の市民にがん検診の案内を個別で送付し啓発を実施しています。また、国民健康保険の特定健康診査とがん検診を同時に実施しています。30歳代には、生活習慣病の早期発見のために基本健康診査を実施しています。

大阪府が実施している「健活10」や「おおさか健活マイレージアスマイル」等につきましては、健康教室等やウォーキングイベントなどを活用し、啓発します。

企業との連携協定も進めており、引続き、医師会をはじめ、保健所等関係機関と連携し、健康増進の取組を推進します。

**阪南市（健康増進課、保険年金課）**

※従前と変わらず

各種検診については、土日検診の実施や受診可能施設の拡大など受診率向上等に向け取り組んでいます。今後も大阪府や医療機関との連携を図りつつ、受診促進に向けた取り組みを実施してまいります。

また、特定健康診査については、土日健診や他の検診とのセット実施を行うとともに、令和2年度からの3か年事業として、国民健康保険に加入しており、前年度までの保険料を完納している世帯の方に対して、特定健康診査等を受診された場合に市内の事業所で利用できる商品券を進呈する事業を実施しています。

なお、大阪府が主体となっている「健活10」や「おおさか健活マイレージアスマイル」事業については、広報誌や市役所等にチラシを配架するなど啓発を行っています。

**田尻町**

※従前と変わらず

がん検診の受診率の向上には、対象者への個別通知の充実をはじめとし、ふれ愛センターでの集団健診や医療機関での個別健診と健診機会の充実に取り組んでいます。

健活 10 の大阪府の方針は、本町における「健康たじり保健計画」の推進と重なっており、生活習慣の改善や生活習慣病の予防等に向けた 10 の健康づくりの活動に取り組んでいただけるよう、健康関連のイベントや教室等の機会に啓発を行っています。

また、広報誌や「たじりっちメール」の配信で広く町民に周知するなどPRに努めてまいります。「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」のPRについては、今年度も引き続き、国民健康保険証の一括更新時や特定健診、各種イベント等においてチラシ配布により制度周知に努めてまいります。

また、本町では、ウォーキングや健康づくりの活動、介護予防活動にポイントを付与して健康づくりの継続を促す「たじり健康ポイント」の活動を進めており、おおさか健活マイレージアスマイルと併せて幅広い町民の健康づくりを促してまいります。

**熊取町（健康・いきいき高齢課）** ※下線部追加

がん検診については、国の指針に基づき実施しています。「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」については、健活おおさか推進府民会議への参画をはじめ、ポスター掲示や広報、ホームページへの掲載、さらに国民健康保険証発行時のチラシ同時配付や各種健康づくりイベントでの周知活動を行うなどPRに取り組んでおります。A Y A世代への勸奨として子宮頸がんクーポン配布や成人式でのチラシ配布を行っています。

また、本町独自の取り組みとして、平成 28 年度より実施している「熊取びんぴん元気！ポイントアップ事業」や平成 30 年度より国民健康保険被保険者対象に実施している特定健診受診勧奨事業「めざせ！がっちり健幸」を通じて住民が主体的に健康づくりに取り組む機運の醸成に努めています。

**岬町（しあわせ創造部）** ※下線部追加

女性ががん検診については国指針により乳がん検診は 40 歳以上、子宮がん検診は 20 歳以上となっています。また受診は隔年となっています。制度の改定については国の動向を注視して対応いたします。またA Y A世代への受診勧奨については、毎年成人式において新成人へがんの知識啓発と健診啓発を実施しています。

第 3 期大阪府がん対策推進計画の推進については、令和 6 年度に予定している本町第 3 次健康増進計画策定へ反映できるよう取り組んでまいります。

「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」については、本町においては、各種健康教室の開催時にポイントの付与を実施しており、また、府内全域での実施当初より、特定健診、各種がん検診をすべて受診した国民健康保険被保険者に対して、町独自ポイントを付与するなど、より多くの方に健康づくりに取り組んでいただくためのきっかけづくりに努めています。

#### (4) 医療提供体制の整備に向けて ★重点項目

##### ①医療人材の勤務環境と処遇改善について <継続>

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024 年度の医師の労働時間上限規制への整備を図ること。

安全で質の高い医療・看護の提供に向けては、緊急事態を想定した医療人材確保のために、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

(回答)

**貝塚市（病院総務課 健康推進課）** ※下線部追加

市立貝塚病院では、職員の労働時間、労働災害などの状況について、毎月、院内の労働安全衛生委員会で報告し、職員の健康管理を行っております。また、医師の労働時間上限規制に対しては、他職種へのタスクシフトや業務の見直しを図り、医師の時間外労働の削減に努めてまいります。また、優秀で意欲の高い医師を確保するための環境づくりとして、国内外の短期留学の促進、論文・学会発表に対する助成、表彰制度の構築を行い、看護師においては、特定分野の知識・技術を習得した看護師

<p>を評価する院内認定制度やキャリアに応じて能力開発を図る「キャリア開発ラダー」などの構築を行っております。今後も医療技術等の向上に資するよう努めてまいります。</p> <p>また、潜在医療従事者が大規模災害時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症対応などで、一時的に復職した者が本格的に復職できる仕組みづくりについては、医療機関に対する指導監督権限を有する国及び大阪府の役割であると認識していることから、本市独自に対応する考えはございません。</p>	
<b>泉佐野市（健康推進課）</b>	※従前と変わらず
<p>医療ニーズの多様化に加え、質の高い医療提供体制を構築するためには医療従事者の勤務環境の改善を通じ、健康で安心して働くことのできる環境整備を促進することが重要であることから、厚生労働省では各医療機関における勤務環境マネジメントシステムの導入による医療従事者の勤務環境改善の取組を支援しています。</p> <p>あわせて都道府県は、より医療従事者の定着率を高める必要性が高い医療機関などについて、地域の医療関係団体等と連携して、改善策を積極的に助言指導するなどができるようにすべきと考えられています。</p> <p>こうした取り組みが実効性の高いものになるように、国、都道府県、医療機関の役割分担について議論を行うことが必要とされている段階であり、その動向を注視するとともに、実施に際してはスケールメリットを活かし、大阪府による府内全体での実施が適していると思われ、大阪府へ要望してまいります。</p> <p>市町村においては、各種事業や研修会等の情報が地域にいきわたるよう広報、周知に努めてまいります。</p> <p>また、医療分野では早くから人材バンクや人材派遣の取組みが進められており、新型コロナ対策においても有効利用されていると思われ、潜在医療従事者等の活用が推進されていると考えます。</p>	
<b>泉南市（保健推進課）</b>	※従前と変わらず
<p>本市では市民病院は有していませんが、地域医療機関の看護職不足解消の1つとして医師会立看護専門学校への運営費補助を行い、地域医療の充実をめざしています。また、医師会の地域医療向上のための事業（講演会等）を支援しています。</p> <p>今後も医師会との連携を図りながら、地域医療の推進に努めます。</p>	
<b>阪南市（健康増進課）</b>	※従前と変わらず
<p>阪南市民病院においては、病院運営主体の指定管理者が職員の人員体制をはじめとする労務管理を行っており、その中で、国が進める働き方改革などに取り組むとともに、病院職員のスキルアップのための研修も実施しています。</p>	
<b>田尻町</b>	※下線部追加
<p>本町は病院等の医療機関を保持しておりませんが、<u>地域の医師会医師の学術向上と地域医療の促進や看護師の育成を目的に地域医療研究費や看護師養成に補助を行ってまいりました。</u></p> <p>また、取り組む場合<u>これからも安全で質の高い医療・看護の提供に向け、関係自治体と共に取り組んでまいります。</u></p>	
<b>熊取町（健康・いきいき高齢課）</b>	※従前と変わらず
<p>本町では町立病院はございませんが、新たな医療人材の確保に向け、医療介護連携を推進し、専門職を対象とした研修の開催や、脳卒中予防対策、がん予防対策などについても医療関係者と共に協議しています。また、医師会の会員が地域保健医療福祉等に関する医療技術の向上や行政に協力している事業の情報交換等、地域保健医療を円滑に推進するための研究、研修等を行うための支援を行っています。</p> <p>今後も大阪府、泉佐野泉南医師会をはじめ関係機関と共に研修機会の拡充に努めてまいります。</p>	
<b>岬町（しあわせ創造部）</b>	※従前と変わらず
<p>医療人材の勤務環境と処遇改善につきましては、泉州医療圏域協議会等において適宜意見を付したいと考えております。</p>	

②医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて <継続>

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。また、医療分野での地域間格差解消に向け、地域の医療ニーズや二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については共同利用に関する意向書の提出状況の検証を行い、医療機関間の共同利用をさらに促進すること。加えて、今後ニーズが高まる「訪問医療」を拡充するために、実施している医療機関への助成を行うこと。

(回答)

貝塚市（病院総務課 健康推進課）	※下線部追加
<p>市立貝塚病院では、院内保育園の整備や病児保育の実施など、特に子育て中の女性医師でも勤務しやすい環境の整備に取り組んでおります。また、地域で安心して受けられる医療を提供するためには、医師の確保は重要な課題ととらえており、不足しております診療科については、医師の確保に引き続き努めるとともに、大阪府に対しては、地域間格差の解消に向けた医療施策に引き続き取り組まれるよう要望してまいります。</p> <p>また、「訪問医療」拡充に対する医療機関への助成については、既に医療保険制度において「在宅患者訪問診療料」「往診料」の名目で訪問に対する医療費が支払われていることより、本市独自で助成する考えはございません。</p>	
泉佐野市（健康推進課）	※従前と変わらず
<p>地域医療構想をふまえ、大阪府主導で検討・実施が図られているところであり、市としましても大阪府へ要望してまいります。</p>	
泉南市（保健推進課）	※従前と変わらず
<p>本市においては、休日・夜間の救急医療体制（二次救急医療）の確保、運営を維持するため泉州医療圏（和泉市以南の8市4町）において救急医療機関の運営費用を負担しており、救急医療サービスの提供に努めています。</p> <p>また、泉州南部初期急病センターを泉佐野市以南3市3町で運営費用を補助しており、小児科開設日を増設する等、充実に努めています。</p> <p>本市においては、産科婦人科はありませんが、周産期医療においては、泉州広域母子医療センターとして、貝塚市以南の4市3町で協力し、りんくう総合医療センターに整備した周産期医療センターを維持するために分担金を拠出し、運営を補助しています。</p> <p>今後も引き続き、大阪府、医師会、近隣市町等と連携、協力しながら、医療体制の充実に努めます。</p> <p>「訪問医療」を行う医療機関への助成については、近隣市町の取組状況の情報収集を行い検討します。</p>	
阪南市（健康増進課）	※従前と変わらず
<p>医師の確保や救急医療体制の維持・充実に図るための取組みとして、大阪府公立病院協議会や大阪府自治体病院開設者協議会を通じて、毎年、国・大阪府に対して要望書を提出し意見交換を行っており、今後も引き続き要望活動を行ってまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>地域で安心して医療を受けられる提供体制の実現を目指し、医師の偏在を解消するため、広域医療等の中で取り組む場合には、関係自治体と共に協力してまいります。</p> <p>また、「訪問医療」については、国や大阪府の動向を踏まえながら、実施医療機関の状況の把握や連携体制の構築に努めてまいります。</p>	
熊取町（健康・いきいき高齢課、子育て支援課）	※従前と変わらず
<p>泉州地域での周産期医療体制の構造の取組みとして、りんくう総合医療センター（産科・小児科全般（分娩・帝王切開、新生児集中治療室など））及び市立貝塚病院婦人科医療センター（妊娠外来のみ、婦人科全般（手術含む））で役割分担し、また、産婦人科医師の安定的確保と安心安全な分娩や手術の提供の提供を行うため2つの病院で1センターとしている「泉州広域母子医療センター」の運営経費の一部を、引き続き貝塚市以南の4市3町で負担し、効率的な医療の提供に取り組みます。</p>	



また、泉州医療圏における二次救急医療機関に対し、運営経費の一部を、引き続き高石市以南 8 市 4 町で負担することにより円滑な救急医療対策の確保に努めます。

**岬町（しあわせ創造部）** ※従前と変わらず

本町のように小規模自治体においては医療機関が少なく、町民が安心して医療を受けられる医療体制の確保は国や府の広域的な施策に期待するところです。引き続き泉州医療圏域協議会等において適宜意見を付したいと考えております。また、訪問医療の拡充への支援についても、同様に国、府の広域的な施策に期待するところです。

## (5) 介護サービスの提供体制の充実にむけて ★重点項目

### ①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて <継続>

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて、事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

(回答)

**貝塚市（高齢介護課 商工観光課）** ※下線部追加

介護職員の処遇を改善することは離職防止に繋がることから、介護職員処遇改善加算や、介護職員等特定処遇改善加算等の制度について、ホームページ等により周知を行っております。なお、当該加算の算定においては、職場環境等の要件として、介護職員の資質向上やキャリアアップに向けた支援等に取り組むことも含まれており、制度の適正な実施について、運営指導等の機会をとらえて引き続き指導してまいります。

また、大阪府、市町村介護保険担当課、大阪福祉人材支援センター及び介護保険施設等の関係団体が参加する大阪府地域介護人材確保連絡会議において、地域における介護人材確保に関する情報提供・意見交換等を行っており、今後も介護職のイメージアップや介護人材の確保に向けた取り組みを継続してまいります。

**泉佐野市（介護保険課）** ※下線部追加

介護の人材確保、職場への定着については重要課題として認識をしており、市長会を通じ国に対し、処遇改善加算での対応ではなく抜本的な改革を要望しております。

また、訪問介護におけるサービス提供責任者への研修としては、市が取り組んでいる介護給付の適正化の中で個別ケースをもとにした指導、助言を行うとともに、2年に一度、サービス提供責任者を対象とした研修会を開催しスキルアップに取り組んでおります。

介護職場におけるハラスメントの防止については、様々な機会を捉えてハラスメント防止に向けた取り組みを進めてまいります。

**泉南市（長寿社会推進課）** ※従前と変わらず

介護人材の確保については、大阪府介護人材確保会議に積極的に参加することで、近隣市町村と連携を強めて協力体制を築きながら、長期的な視野に立った対策として、福祉・介護の仕事の魅力についてイベント等において情報発信しています。

定着・処遇改善、職場環境の改善については、研修等により資質向上を図るとともに、府および広域福祉課と連携し、事業者に対し、個別指導や集団指導等の実地指導を通して、職員の処遇改善や職場環境の改善について確実に実現されるよう働きかけます。通達や法令の遵守についても、事業者への集団指導等において今後も周知・徹底します。

**阪南市（介護保険課）** ※下線部追加

本市を含む岸和田以南 5 市 3 町と大阪府、大阪福祉人材支援センター等で構成している「泉南地域介護人材確保連絡会議」において、介護人材確保の推進に関する各種施策の情報共有、意見交換など、定期的に協議を行い、人材確保や定着の推進に取り組んでいます。

また、介護労働者等に対するハラスメント等の研修については、大阪府等からの通知を各関係事業所に周知し積極的な参加を促しています。

**田尻町** ※下線部追加

大阪府地域介護人材確保連絡会議（泉南ブロック）に町としても積極的に参加し、人材確保に向けた検討や啓発に努めていきます。介護労働者の処遇改善につきましては、介護サービス事業所が処遇改善加算の適用要件を満たすことを確認し、適切に運用するとともに、事業所の集団指導等の際に指定業務を行っている広域福祉課と連携し周知を図ってまいります。今後も国や大阪府の対策を注視しつつ、町としての取り組みを検討してまいります。

**熊取町（介護保険課）** ※従前と変わらず

今後、一層の高齢化の進展に伴い、介護分野における人材確保が重要となっており、介護職員の離職防止・定着促進のためには、介護職の処遇改善が必要不可欠です。

その1つとして処遇改善に係る報酬改定が継続的に実施されているところですが、介護事業所においてもそれを活用し、それが介護職員へ適正に還元できているかなどを大阪府と連携しながら指導等を行っているところです。

また、平成27年度より大阪府を中心に泉南地域の市町及び社会福祉協議会等で構成する泉南地域介護人材確保連絡会に参画し、就職フェアや人材確保・定着等のイベントを通して、介護職の魅力を発信し、多機関と連携しながら、人材確保に努めています。

加えて、泉佐野・田尻町・泉南市・阪南市・岬町広域福祉課の主導のもと、3市3町内の介護事業所に対し実施する集団指導の中で、介護現場におけるハラスメント防止に向けた啓発等を行っています。

**岬町（しあわせ創造部）** ※下線部追加

介護労働者の確保等のため、本町独自の処遇改善策や介護資格取得のための奨学金補助等は困難ですが、介護人材の確保や定着、離職防止のため、大阪府及び近隣市町や介護施設等と連携し、取り組みを推進してまいります。また、介護労働者の職場環境の改善のため、ハラスメント防止等に関する事業主への啓発や研修について、事業者への集団指導や実施指導等を通じて取り組んでまいります。

## ②地域包括支援センターの充実と周知徹底について <補強>

地域包括支援センターが、地域のニーズに則して実効性ある機能が発揮できるよう取り組むこと。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報を強化すること。

また、「地域包括支援センター」を拠点に高齢者と子どもが積極的に交流を図ることを通じて、高齢者が生きがいを持って生活できる環境整備や、子どもの心の発展をめざす目的で、高齢者と子どもが積極的に交流を図ることができる施策の検討を行うこと。

(回答)

**貝塚市（高齢介護課）** ※下線部追加

現在、浜手・中央・山手の3圏域に1か所ずつある地域包括支援センターが、町会・自治会単位で開催される拡大地域ケア会議や地域の集いの場に出向き、ニーズの把握、個別課題や地域課題の解決に努めています。また、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする地域包括支援センターの役割について、引き続き広報や市主催のイベント、町会や民生委員・児童委員等、各種団体との関わりを通して周知に努めてまいります。現在のところ、地域包括支援センターを拠点として高齢者と子どもが積極的に交流を図る施策の検討を行う考えはございません。

**泉佐野市（地域共生推進課）** ※下線部追加

基幹型包括支援センターを柱に、生活圏域である5つの中学校圏域ごとに整備した地域型包括支援センターと連携し、より身近な場所での相談窓口となるよう機能強化を図るとともに周知・広報に取り組んでまいります。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進し、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、住まい、医療、介護、子育てをはじめとする一体的な生活支援が包括的に確保される体制を強化してまいります。

また、小地域ネットワーク活動と連携し、子どもと高齢者の交流を図る世代間交流の推進に努めてまいります。	
泉南市（長寿社会推進課）	※従前と変わらず
地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援するとともに、地域包括支援センターが地域において求められる機能を十分に発揮するために、人員体制および業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、センターの設置者および市町村が事業の質の向上のための必要な改善を図ります。	
阪南市（介護保険課）	※下線部追加
令和3年度から地域包括支援センターに、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、高齢者を含んだ多世代の相談窓口としての機能を加えるなど、総合相談機能を強化しています。市と地域包括支援センターが情報をオンライン上で共有する電子システムの導入を行い、虐待や認知症事例等迅速に情報共有し、迅速かつ適正な業務を実施しています。	
さらに、介護離職防止にもつながる介護の現状に対する理解を深めるため、地域住民や企業に向けて在宅医療や介護に関する内容や「包括だより」を市の広報誌に掲載する等、地域住民に周知しています。	
また、本市では、子どもでも利用できる世代間交流の場として、日常生活圏域4か所に共生型の介護予防拠点を整備し、積極的に世代間交流に取り組んでいます。	
田尻町	※下線部追加
令和2年度から地域包括支援センターの強化を図り、高齢福祉・障害福祉両方の相談ができる総合相談窓口を設置し、相談体制も強化しております。広報等でその役割を周知し、世帯が抱える問題や課題が多様化・複合化する中、各分野だけでは解決できない困難ケースに対応し、家族全体をサポートする機能を発揮できるようにしてまいります。また、地域包括支援センターでは小学生を対象に高齢者見守り体験を実施するなど、高齢者と子どもが交流できる機会を設けています。	
熊取町（介護保険課）	※下線部追加
地域包括支援センターが地域の高齢者等のニーズに即した機能を発揮し、適切な運営が実施できるよう、その状況等について「地域包括支援センター運営部会」において、事業運営についての評価を行ないながら、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいるところです。	
こういった地域包括支援センターの持つ機能・役割について、地域住民に認識してもらえよう、広報紙やホームページだけでなく、地域の通いの場や医療機関、薬局等への戸別訪問など積極的に広報活動を行っていきます。	
また、高齢者が生きがいを持って生活できる環境整備や、子どもの心の発展をめざし、地域包括支援センターはもとより、子ども施策との連携をはかりながら、地域における適切なサービス、制度の利用につなげる等の支援について検討してまいります。	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
地域包括支援センターの機能を有効に発揮し、地域住民に地域包括支援センターの目的や機能を周知するよう更なる取り組みを行います。また、高齢者や若者や子どもなど、世代を超えて多世代が共に支え合うことにより、高齢者の生きがいや子どもの成長に繋がるよう、地域包括支援センターやその他の機関等と連携しながら、取り組みを進めてまいります。	

## (6) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて ★重点項目

### ①待機児童の早期解消に向けて <継続>

大阪府と連携して、計画的に保育園の増設などを整備すること。また、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実を図ること。整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携や広域的な受け入れ調整などを行うこと。

さらには、障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること。

(回答)

<b>貝塚市</b> （子育て支援課）	※従前と変わらず
<p>本市の待機児童については、4月1日時点で、発生していない状況が平成22年度から続いています。令和2年3月策定の「第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画」では、本市の子どもや子育て家庭がおかれている現況や将来の保育利用の見込みも含め検討し、新たな教育・保育施設の整備はしないこととしています。</p> <p>次に、障がいのある児童の受入れや、兄弟姉妹の同一保育施設への入所については、利用者のニーズに対応するため、教育・保育施設の受入体制を考慮しながら推進しております。今後とも引き続き保育の質の向上を図ってまいります。</p>	
<b>泉佐野市</b> （子育て支援課）	※下線部追加
<p>公立の認定こども園とともに私立の保育園、認定こども園の協力のもと入園定員枠の拡充を図り、今年度を含め数年にわたり待機児童は発生していませんが、潜在的な待機児童は存在しており、<u>対応として令和4年度、小規模保育事業として1園を認可し開園いたしました。</u></p> <p>「第2期子ども・子育て支援事業計画」では、<u>令和5年度の3号認定児は、ほぼ定員に達しており</u>、若干の待機児童発生の可能性も見込まれることから、利用定員の弾力化運営により対応し、幼児教育・保育の無償化や働き方改革推進による保育需要の影響を考慮しながら、引き続き、提供体制の確保に努め、待機児童ゼロを継続及び保育の質の向上に努めてまいります。</p>	
<b>泉南市</b> （保育子ども課）	※従前と変わらず
<p>本市では、4月1日時点において待機児童は発生していません。人口動向・保護者へのニーズ調査等をもとに、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定し、定期的に進捗確認をしています。</p> <p>また、平成27年度以降、1公立保育所、4私立保育所、1私立幼稚園の認定こども園への移行により、児童の受入体制の強化を図っています。加えて、小規模保育事業所2か所の新設を行い、保育の充実を目的とし、認可保育等施設との連携を行っています。</p> <p>障がい児の受入れについては、加配保育士を配置するための補助事業を継続して実施し、兄弟姉妹の入所については、入所判定の際に加点することで同一施設への入所を考慮していきます。</p>	
<b>阪南市</b> （こども政策課）	※下線部追加
<p>本市では、<u>令和4年4月に尾崎幼稚園と尾崎保育所を統合し、民間による幼保連携型認定こども園を開園しました。</u>また、児童福祉法の規定に基づく本市の保育施設の利用調整においては、障がいの有無を不問としており、また、兄弟姉妹が同一施設に入所できるよう、配慮しています。</p> <p>今後も、令和2年3月に策定した、「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼稚園、保育所、認定こども園の充実を図りながら、<u>保護者の意向や状況を把握するとともに</u>、社会情勢の変化等を見極めて取り組んでまいります。</p>	
<b>田尻町</b>	※下線部追加
<p>子ども・子育て支援事業計画策定に合わせて子育て世帯へのアンケート調査を実施することで、保護者の意向や<u>保育ニーズを把握し、量の見込みに合わせた保育施設を設置しております。</u></p> <p>また、田尻町内には町立保育所以外の認可保育所は存在していないため、広域入所など他自治体との連携を引き続き行い、一人でも多くの児童に保育の提供を行う事ができるよう努めてまいります。</p> <p>なお、障害のある児童の受入や兄弟姉妹の同一保育施設への入所は既に実施しており、今後とも介助員の配置を適切に行うなどの保育の質の向上を図ってまいります。</p>	
<b>熊取町</b> （保育課）	※従前と変わらず
<p>本町では、従来より「子ども・子育て支援計画」に基づき、適正な保育の供給を図るべく、計画的な施設整備を行っております。また、単に需要への対応だけでなく、地域における子育て支援の拠点として、安全で良好な保育環境を維持するべく、令和4年度は、町立東保育所の大規模修繕工事を行い、これをもって、全町立保育所の大規模修繕を完了したところです。</p> <p>本町では、年度当初での待機児童は発生していませんが、今後も、多様化する、またはコロナ禍により流動的な保育ニーズの把握に努め、幼保無償化に伴う保育需要の動向にも注視しながら、国・府などの補助制度の積極的な活用も視野に入れ、引き続き待機児童が生じないよう取り組んでまいりたいと考えております。</p>	

また、本町は、認可保育所等の整備、充実をもって適正な保育の供給を図ることを目標としておりますので、現時点では、事業所内保育、家庭的保育、小規模保育の整備等は計画しておりませんが、今後の保育ニーズの変化等により必要性を検証したうえで広域的な受入れ調整などにも柔軟に対応してまいりたいと考えております。加えて、大阪府への待機児童の減少へ向けた必要な取り組み支援の要請については、待機児童の状況を踏まえて検討したいと考えているところです。

障がいのある児童の受入については、町立・民間問わず配慮が必要な児童に応じて必要な加配保育士が配置できるように、民間園に対し人件費を補助する制度を運用するなど、どの保育所等においても、集団の中で、その子どもが自分らしく生活し成長できる保育環境が確保できるよう取り組んでおります。また、兄弟姉妹の同一保育施設への入所についても、子どもの個別の状況や家庭の環境等の様々な事由を考慮し、入所調整を行っております。

岬町(しあわせ創造部)

※従前と変わらず

全国的には待機児童が依然として生じており、その早期解消が重要な案件であることは本町でも認識しています。しかしながら、本町においては特定教育・保育施設が6施設(公立4、私立2)あり、これまでに待機児童は発生していません。よって、新年度においても現状を維持しつつ適正な保育に努めるものとし、また他自治体からの広域入所についても積極的な受入れを行っています。

## ②保育士等の確保と処遇改善に向けて <継続>

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。具体的には、定着率を上げる(離職率を下げる)ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。

また、保育士の確保へ向けた大阪府と連携して助成金の創設や、「保育士宿舍借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施に早急に取り組むこと。

(回答)

貝塚市(子育て支援課)

※従前と変わらず

子どもが健全に成長するためには、教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、より質の高い教育・保育を安定的に提供していくことが必要であると考えております。そのため民間の保育事業者に対しては、経験豊富で指導力のある保育士等の確保や育成のため、「処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ」の制度を活用し、処遇改善を図っております。

また、保育士確保の環境整備の支援については今後、国・府の補助制度の動向を注視しながら検討してまいります。

泉佐野市(子育て支援課)

※下線部追加

公立認定こども園については、本市の定員適正化計画に基づき、今年度も引き続き、正規職員を新規採用いたします。また、会計年度任用職員(短期)については登録制で、年間を通じて、市ホームページ等で周知し随時登録を受け付けており、年度途中での入所等により、保育教諭等の雇用が必要となった場合は、随時ハローワークに求人募集を依頼しております。

私立認定こども園・保育園につきましては、泉佐野民間保育協議会の定例園長会では、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱのほか、保育教諭等の賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げる処遇改善臨時特例事業についても制度説明を行い、適切に申請していただいております。また、市単独事業である「泉佐野市保育士就職支援補助金制度」により、保育士等の確保に努めております。

また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場として、毎月、定例で開催される民間園長会にて情報交換を行い、連携を図りながら、幼児教育・保育の充実に努めてまいります。

泉南市(保育子ども課、指導課、生活学習課)

※下線部追加

本市が運営する施設の保育士等の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じるとともに、健康診断やストレスチェックを行い職員の健康管理に努めています。

また、「保育士宿舍借り上げ支援事業」につきましては継続して民間保育施設に支援を行っており、

保育士確保策としては、令和元年度より潜在保育士が復職するための「潜在保育士職場復帰支援プログラム」を行っており、今年度は、保育士等養成施設に在籍している学生を対象に「保育学生就職支援プログラム」を行っています。

本市が設置する幼稚園における幼稚園教諭の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じるとともに、健康診断やストレスチェックを行い職員の健康管理に努めています。

留守家庭児童会支援員の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じるとともに、健康診断やストレスチェックを行い職員の健康管理に努めています。

また、保育時間の延長に伴う勤務体系の改善に努め、児童数や障害児の受入れ状況により、指導員および補助指導員の配置、加配を行います。

加えて、市独自の研修を実施するとともに放課後児童支援員認定資格の積極的な取得を促し、定着率の向上につながるよう努めています。

**阪南市（こども政策課、生涯学習推進室）** ※下線部追加

現在、保育士、幼稚園教諭、預かり保育指導員等は子どもの数や学級数等に応じた人員配置を行っており、処遇については、民間や近隣団体を参考としています。

今後も研修などを通じて保育・教育の質の確保に努めてまいります。

また、放課後児童支援員の労働条件、職場環境の改善、正規・常勤雇用や給与水準の確保、適切な配置や研修の確保等については、国の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を活用して、適切に行われるように積極的に指定管理者と協議を行っているところです。

**田尻町** ※下線部追加

保育士の確保につきましては、正規職員の適正配置や会計年度任用職員の処遇改善、働きやすい勤務体系等に努めていくとともに、研修参加や保育の質の向上に向けた取り組みを進めております。

また、放課後児童クラブについては、指定管理者制度を導入していることから、引き続き民間事業者によるノウハウを活用しながらより良い内容で実施してまいります。

なお、「放課後児童支援員等処遇改善事業」により、賃金改善を行っております。

**熊取町（保育課）** ※下線部追加

本町では、町立保育所で、計画的な正規職員の雇用や再任用職員の配置を行うとともに、令和5年度から制度化する任期付き職員制度の活用も図りつつ、適切な対応を図ります。また、会計年度任用職員制度に則った任用、近隣自治体との比較に基づき、適宜、待遇改善を図るなど、良好な労働条件が築けるよう努めているところです。

会計年度任用職員については、特に長時間勤務が可能な人材の確保が困難な状況であることから、勤務時間数や勤務日数について、できるだけ希望に沿えるよう柔軟に運用すべく保育現場や人事部局とも調整を行うとともに、保育配置基準を下回らない範囲で、保育士資格のない方を補助員として適宜任用するなど、保育士がより働きやすい職場環境づくりに努めているところです。

また、コロナ禍による制約が多い中でも工夫により園内研修や派遣研修を行うなど、保育士の質の維持・向上にも努めながら、良質な保育環境の確保に向けて取り組んでおります。

一方、民間保育所等につきましては、施設型給付費における保育士等の処遇改善等加算に関する情報提供を行うとともに、活用についても積極的に促し、要件を満たす保育所等に対して適切に加算を行っているところです。また、障がい等により配慮が必要な児童に対して必要な加配保育士を配置する際、人件費を補助するなど、保育士等の処遇改善に努めております。

さらに、保育士等確保対策に係る取り組みとして、民間保育所等が主催する、保育士就職フェアに対し協力を行うなど、保育士等の雇用創出機会の拡大に努めています。さらに、助成金の創設については他の自治体の動向を調査研究し検討するとともに、保育士宿舍借り上げ事業の拡充については、本町の転入促進策の一つである「社宅誘致支援」の活用を周知してまいりたいと考えております。

また、本町の放課後児童健全育成事業については、指定管理者制度を導入し学童保育所を運営しており、育成支援の内容及び放課後児童支援の質の確保及び向上のため、児童のカンファレンスの実施や研修等について計画的に実施しているところです。なお、放課後児童支援員については、学童保育所の運営者が各クラブに常勤職員を配置するとともに、経験年数に応じて処遇改善を行っていることから、現在のところ、「キャリアアップ事業」までは取り組んでおりません。

岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>保育所及び放課後児童支援員については、必要な保育士等の人員確保と適正配置など、さらなる労働条件と職場の環境改善に努めてまいります。また、毎年、保育士及び放課後児童支援員について、研修の受講機会を設けることで保育に必要な情報の更新などにも努め、保育の質の向上に取り組んでまいります。</p>	

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて <継続>

保護者の負担軽減となるよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。

また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

(回答)

貝塚市（子育て支援課）	※従前と変わらず
<p>病児・病後児保育体制の整備として、本市は現在、民間の事業者に委託しています。その施設の利用状況は、1日の定員3名、年間約750名の受入が可能です。利用実績が定員に達していないため、現在のところ新たな整備の考えはありません。ネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムの整備などについては、委託事業者と連携しながら可能なことから順次進めてまいりたいと考えます。</p> <p>次に、延長保育については、市内の全保育施設で実施しており、休日保育については、市内1施設が実施しております。</p> <p>夜間保育については、現在実施しておりません。これは本市子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査では、市民のニーズがなかったことによるものです。</p> <p>いずれにつきましても、今後も本市子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要な支援に取り組んでまいります。</p>	
泉佐野市（子育て支援課）	※従前と変わらず
<p>「第2期子ども・子育て支援事業計画」において、病児・病後児保育、延長保育については、量の見込みに対する提供体制は確保できているという状況ですが、子育て世帯を対象としたニーズ調査の結果を踏まえ、その他の多様なサービスへの対応及びシステム整備についても今後、検討してまいります。</p> <p>また、市単独事業である「泉佐野市保育士就職支援補助金制度」を継続することにより、地域子ども・子育て支援事業に従事する保育士の確保について支援してまいります。</p>	
泉南市（保育子ども課）	※従前と変わらず
<p>病児保育等については、平成28年度から1公立認定こども園、1公立保育所、1私立保育所、平成29年度から1私立認定こども園において病児保育（体調不良児対応型）事業を開始し、施設内における体調不良児への財政的支援を行っています。なお、本事業においては、在園児が利用する体調不良児対応型であるため、ネット等による予約システムのニーズがございません。その他、延長保育については実施済みですが、夜間保育および休日保育については、利用ニーズ等を勘案しながら、実施について検討します。</p>	
阪南市（こども政策課）	※下線部追加
<p>本市における病児保育事業については、現在、認可保育施設において公立2施設、私立1施設で体調不良児対応型病児保育事業を実施しています。また、すべての保育所及び認定こども園にて延長保育事業を実施し、必要な財政支援を行っています。今後も、保護者の意向を踏まえた、「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、事業を実施してまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>本町には町立保育所1施設のみであり、小児科の医療機関もない中で、対象が少ない本町での整備は難しいことから、広域的な観点で捉えたいと考えます。</p> <p>子ども・子育て支援事業計画策定に合わせて行う子育て世帯へのアンケート調査で保護者の意向や状況を把握するとともに、必要な保育サービスに応じた専門職の確保を行ってまいります。</p>	



熊取町（保育課）	※下線部追加
<p>本町の病児保育事業については、現在、町内に民間保育所等が <u>6か所</u>、町立保育所が <u>3か所</u>あり、これら全ての施設において体調不良児対応型を実施しております。</p> <p>また、病児対応型・病後児対応型については、令和3年1月25日より貝塚市との広域利用により実施していますが、施設の利用は直前になることが多く、状況によっては貝塚市分との利用調整も必要になる可能性もあることから、運営面からもシステムの整備は困難と考えております。</p> <p>また、延長保育、休日保育につきましては、既に民間保育所等とも連携して一定の条件で実施しており、現状では充足しているものと考えておりますが、今後も保育ニーズの把握に努めながら、午後8時以降の夜間保育の必要性も含めて調査研究をしたいと考えております。</p> <p>なお、現在実施しております各サービスについては、施設型給付費負担金、子ども・子育て支援交付金を活用し、保育事業者に保育士や看護師の配置にかかる経費等必要な助成を行うことにより、保育事業者や保護者の負担軽減を図っているところです。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>本町におきましても、子育て世帯の負担軽減に資することを目的に、多岐にわたる子育て支援サービスの拡充に努めてきたところです。現在、例示のありましたサービスのうち延長保育につきましては公立保育所すべてにおいて行っていますが、うち、公立保育所1か所で最大21時までの保育を行っています。また、病児保育のうち、体調不良児対応型保育についても<u>公立保育所すべてにおいて行</u>っています。</p>	

#### ④企業主導型保育施設の適切な運営支援について <継続>

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等、市町村による関与を行うことが必要である。そこで、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、市町村や事業者、保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

(回答)

貝塚市（子育て支援課）	※従前と変わらず
<p>企業主導型保育事業対象の認可外保育施設については、毎年1回は立入調査を行い、認可外保育施設指導監督基準に基づいた指導を行っております。また、施設開設時には現地確認を行い、基準に基づいた助言等を早期に行うことにより、より良い保育を利用者に提供してもらえるよう努めております。次に、認可施設への移行については、令和2年3月策定の「第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画」で新たな教育・保育施設の整備はしないこととしておりますことから、現在のところ移行を進める考えはございません。</p>	
泉佐野市（子育て支援課）	※従前と変わらず
<p>企業主導型保育事業につきましては、現在、『従業員枠』で1カ所『地域枠』で1カ所、合計2カ所開設されております。</p> <p>定期監査については、大阪府より権限移譲を受けた泉佐野市以南の市町村で組織する広域福祉課にて適正に実施され、監査結果については、概ね良好であると確認しており、定期監査を通じ、幼児教育・保育の充実に努めてまいります。認可施設への移行等につきましては、国・大阪府の動向に注視してまいります。</p>	
泉南市（保育子ども課）	※従前と変わらず
<p>企業主導型保育施設の指導・監査は、公益財団法人児童育成協会が、原則として年1回以上、立入調査を実施することとなっています。また、大阪府からの権限移譲に伴い、泉佐野市広域福祉課が認可外保育施設として企業主導型保育施設の指導・監査を行っておりますので、市の役割において情報を共有し、保育の質の向上のため、課題等の抽出、改善を図ります。</p>	
阪南市（広域福祉課）	※従前と変わらず
<p>企業主導型保育施設への指導・監査については、年1回以上の実施が望ましいとされており、本市においても毎年市職員が、施設への立入検査を実施しています。</p>	

企業主導型保育施設では、整備費や運営費について認可施設並みの助成を受けられ、働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスが提供できています。 大阪府では事業者等が相談できる窓口を設置し、各種関係機関等との連携や情報提供を行っています。今後も引き続き継続実施するよう努めてまいります。	
<b>田尻町</b>	※従前と変わらず
田尻町内には、企業主導型保育施設はありません。	
<b>熊取町（保育課）</b>	※従前と変わらず
本町では、現在のところ企業主導型保育施設は存在しませんが、今後整備等の動きがあった場合は、事業者、大阪府と情報を共有し、保護者の意見を聞きながら、町として適切な助言、情報発信を行うなど保育の質の確保に努めたいと考えております。 また、企業主導型保育事業のあり方についても、本町が地域の保育の質を確保する責任において、必要に応じ国に対して要望、提言をしてまいりたいと考えております。	
<b>岬町（しあわせ創造部）</b>	※従前と変わらず
保育の質を確保することは認可施設であるか否かを問わず、重要なことであると考えています。また、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底することなどについて、大阪府と認識を合わせていくことも必要と考えます。	

### ⑤子どもの貧困対策と居場所支援について <補強>

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき市として実効ある対策と効果の検証を行うこと。あわせて、困窮家庭における相談窓口を一本化することで、必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間での相談体制を充実させること。また、行政手続きの簡素化を行うこと。

NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、市町村が実施している「子ども食堂」支援事業に応じた補助金を支給・拡充するなど支援を強化すること。

また「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを支援すること。

(回答)

<b>貝塚市（子ども福祉課）</b>	※下線部追加
子ども貧困対策を進めるにあたり、本市では、第2次大阪府子ども貧困対策計画、第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所、子ども園、幼稚園、また小学校や中学校と連携を取りながら、支援の必要な子どもや家庭の把握に努め、早期対応に努めております。 また、令和5年度のこども家庭庁開設や令和6年度のこども家庭センターの設置を視野に入れ、現在、子ども関連の相談窓口の一本化を進めております。ひとり親家庭の児童扶養手当受給者のかたについては、夜間開庁にて、現況届の受付を行い、困りごとなどについての相談対応を実施しております。 子ども食堂に対しては、補助金を支給し、市民や企業からの食材提供の仲介やフードドライブ支援など実施しております。子ども食堂においては、居場所支援としての役割だけにとどまらず、地域でのアウトリーチ的役割をも担っていただいているため、相談対応や虐待対応における基礎的知識を身につけてもらえるよう、講座を開催しております。支援を必要とする子どもや家庭に、適切な支援が届けられるよう、「子ども食堂」、教育機関、民間企業など、様々な社会資源がつながる事業も実施予定でございます。	
<b>泉佐野市（子育て支援課）</b>	※従前と変わらず
令和2年度から6年度までを計画期間とする「泉佐野市子どもの貧困対策計画」に基づき、子どもの貧困を解消するための具体的な支援・取組みを推進しております。 また、行政手続きについては、オンライン申請化の検討等、簡素化の推進を図ってまいります。 「子ども食堂」については、コロナ禍の影響で、利用児童が減少していましたが、感染対策を取り入れながら、子どもが安心して過ごすことのできるこどもの居場所を提供し、引き続き、食事提供や	

学習支援等を実施してまいります。また、市内のこども食堂の運営団体のネットワークを設置しており、団体同士の連携を図るとともに、情報提供や寄附物品等の分配等の支援を通して、子どもの居場所づくりを今後も推進してまいります。

**泉南市（家庭支援課、生活福祉課）**

※下線部追加

第2次大阪府子ども貧困対策計画にもとづき、子ども家庭総合支援拠点として保護者や子どもたちが孤立しないよう、必要に応じて訪問支援や面談等を実施しています。

また、泉南市内で子ども食堂を開催している様々な主体が、相互に連携・情報交換を図り、地域ぐるみで子どもの居場所づくりに取組めるよう、子ども食堂の運営を支援し、子ども食堂のさらなる普及・定着を図るため泉南市子ども食堂ネットワークを設置し、現在登録の呼びかけを実施しています。

困窮家庭の相談窓口については、自立相談支援事業として、ここサポ泉南で行っています。土日・祝・夜間や、緊急時については、泉南市役所で対応することとしています。

**阪南市（生活支援課、市民福祉課、こども支援課）**

※下線部追加

本市における困窮家族における相談は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関が生活保護担当課と市社会福祉協議会の2カ所で受け付けることにより、関係部局と連携を図りながら困窮家族の相談を一体的に応じることができる体制をとっています。

また、現在、本市においては、「子ども食堂」2か所の活動が行われており、地域との繋がりを深める拠点として運営いただいています。今後も運営団体の活動紹介を行うことにより、新たな「子ども食堂」の立ち上げができるよう、支援を行ってまいります。加えて、大阪府が実施する「子ども食堂における食の支援事業（食材（米・肉）が購入できる商品券を支給する事業）」の案内を行う等、活動支援に関する情報提供も行っておりますが、今後も迅速な情報提供を行ってまいります。

なお、「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築に向けた取り組みの支援については、重層的支援体制整備事業の中で行ってまいります。

**田尻町**

※下線部追加

本町総合保健福祉センター（ふれ愛センター）と町立小学校に配置したカウンセラー（臨床心理士）が教育相談を行う教育相談事業を実施し、課題を有する可能性のある子どもや保護者を発見した場合には、福祉関連部局と連携の上、必要な支援につなげるよう努めてまいります。

困窮家庭に対しては、自立支援等の相談窓口の紹介などを実施しており、今後も相談者のニーズに応じて相談体制の整備に努めてまいります。

また、子供の居場所づくりとして、田尻町総合保健福祉センター（たじりふれ愛センター）内にこども達が自由に利用できる「キッズルーム」を開設し見守りを行っているほか、R4年度より民間団体が新たにこども食堂を実施しており、大阪府の補助制度を積極的に活用した運営を行っております。今後、国や大阪府等からの情報収集に努め、必要な支援策について研究してまいります。

**熊取町（子育て支援課）**

※下線部追加

子どもの貧困対策につきましては「第2期熊取町子ども・子育て支援計画」に貧困対策の視点も盛り込み、事業を推進しているところです。

また、平成29年4月から運営されている「こどもレストラン」の活動に対して「住民提案協働事業」に則り「団体提案型」の事業として補助金を交付しておりましたが、令和2年度からは「行政テーマ型」とし、地域にとって必要な事業と位置づけながら、実施団体と本町とが各々の役割のもと互いに連携を図り、子ども達の居場所づくりに取り組んでおります。

併せて、令和4年度から「Viento Kitchen（子ども食堂）」に対して、「団体提案型」事業として補助金を交付しており、地域の子どもの居場所づくりの活動が充実するとともに、本町の支援も強化したところでございます。

この他、学校現場と福祉部局との連携においては、「子ども相談ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）」等の仕組みの中で、関係機関が連携し子どもと家庭を見守る中で、定例的な子育て支援課の学校巡回等により、緊密に連携しながら対応をしているところでございます。

**岬町（しあわせ創造部）**

※従前と変わらず

「子どもの貧困」の解消については、まず、子どもの貧困状況の把握が必要であると考えていますので、アンケート等により把握することを検討してまいります。

また、居場所の提供など生活習慣・育成環境向上の取り組みについて、ニーズを把握する等本町の状況に応じた方法を模索してまいります。

## ⑥子どもの虐待防止対策について <継続>

児童虐待相談件数が増加傾向にある。そこで、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

(回答)

貝塚市（子ども福祉課）	※下線部追加
<p>毎年11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、市庁舎の懸垂幕、オレンジリボンツリー、駅前前の電光掲示板など様々な手法で、児童虐待防止の啓発を実施しております。また、市内大型ショッピングセンターにて啓発グッズ、リーフレットなどを配布し、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知と児童虐待未然防止に努めております。</p> <p>相談業務を担う職員の専門性を高めるためには、大阪府をはじめとした関係機関が実施する各種研修会に職員を派遣して、能力向上を目指しております。また、児童虐待相談に対応する職員が、保育・教育機関を巡回しながら、要支援・要保護児童の早期発見・早期対応に努めており、<u>他機関の職員の方々と「顔の見える関係」の構築を心掛け、連携強化を図っております。</u>さらに、<u>要保護児童対策地域協議会の機能強化として、在宅児や特定妊婦に特化した会議の新設や、児童相談所との定期的会議の開催などを今年度より実施しております。</u></p>	
泉佐野市（子育て支援課、地域共生推進課）	※下線部追加
<p>児童虐待を未然に防ぐため、かねてより「児童虐待防止法」及び「オレンジリボン運動」について、「広報いずみさの」の誌面や市民が参加する各種研修会・懇談会において啓発活動を行っております。令和2年度からは、知事をトップとした「大阪児童虐待防止推進会議」が設置されたことを受け、市長が運動期間にオレンジリボン運動のジャンパーを着用のうえ、啓発活動を牽引し、オール大阪としての取組みに参画しております。</p> <p>今年度は、ホームページやSNSを活用し、活動の様子や体罰防止の法定化について啓発を行い、<u>南海「井原里」駅前、市長及び部長級職員による早朝駅前広報活動において、児童虐待防止に関する記事を掲載した広報紙と啓発物品（マスクケース）を配付し、虐待の未然防止に努めております。</u></p> <p>また、相談業務を担う職員について、引き続き、採用補充を図るとともに現職職員は専門性を高める研修等の受講等を行い、家庭児童相談室の機能を強化するとともに、児童虐待及びヤングケアラー等の早期発見・早期対応に努めてまいります。</p> <p><u>お住まいの地域の包括支援センターでは、妊娠届の受付や母子健康手帳の交付を保健師等の専門職が面接を行い、伴走型相談支援の流れや利用のできる子育てサービスなどの情報提供を行っております。その中で妊娠期からフォローの必要な妊婦さんについては、早期に子育て支援課や健康推進課に情報提供を行い、連携を図る中で、虐待の早期発見や切れ目ない支援につながるよう取り組んでおります。</u></p> <p><u>地域の中で全世代型の相談窓口である包括支援センターが子育て等の相談を受けている中で、虐待の恐れがある場合や経済的な問題や障害を持っているなど複合的な課題を抱える世帯では、子育て支援課、健康推進課や学校教育等関係機関と情報共有を行い、連携しながら支援に努めております。</u></p>	
泉南市（家庭支援課）	※従前と変わらず
<p>11月1日から30日までの間、オレンジリボンキャンペーンとして、市役所、幼稚園、保育施設、小中学校、駅前を含む公共施設等で児童虐待防止の重要性を周知するため、ポスターの掲示、のぼりの設置、ティッシュの配布等による啓発活動を行いました。また、オレンジリボン啓発ジャンパーの着用による啓発活動を実施しました。</p>	

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、学校等の休業や外出自粛が継続する中、「子ども見守り強化アクションプラン」（子発 0427 第 3 号令和 2 年 4 月 27 日厚生労働省子ども家庭局長）に基づき、学校等と連携を強化し、虐待の早期発見による未然防止に努めています。

**阪南市（こども支援課）**

※従前と変わらず

児童虐待相談件数が増加傾向にある。そこで、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

**【回答】**

児童虐待防止の啓発については、広報誌及び市ウェブサイトへの掲載の他、各関係機関におけるパンフレットやポスターの設置等により、市民への周知を行っており、オレンジリボン運動については特に児童虐待防止推進月間となる毎年 11 月に、市役所ロビーや関係機関等に啓発ポスターの掲示を行い、協力依頼を実施しています。

また、増加する相談業務に対しては、平成 30 年度以降、体制を強化し、現在は、保健師、社会福祉士、公認心理師の有資格者 3 名が、定期的に専門性を高めるための研修を受講しながら、適切な対応を実施しています。

加えて、学校等の各関係機関とも連携を図るとともに、新型コロナウイルスの感染症拡大により外出自粛などが広がったこと等を受け、令和 2 年度に、自宅から相談を受けることができるリモート相談の体制を整えており、虐待事案の未然防止・早期発見に努めています。

**田尻町**

※従前と変わらず

本町においては、児童虐待防止推進月間には広報誌による啓発や各種団体の協力による街頭啓発等「オレンジリボン運動」に係る啓発活動を行っております。

また、子育て世代包括支援センターとして妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を各所属の専門職等と連携しながら虐待予防・早期発見・早期支援に努めるとともに、適宜会議や研修などでスキルアップを図っております。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により懸念される虐待についても、学校も含む所属機関等とのより一層の連携強化により未然防止に努めてまいります。

**熊取町（子育て支援課）**

※下線部追加

現在の子育て支援課の相談体制といたしましては、平成 28 年 8 月、「子育て世代包括支援センター（通称：すくすくステーション）」を開設、平成 30 年 4 月には、「子ども家庭総合支援拠点」を開設し、保健師を中心とした乳幼児期における支援と、社会福祉士をはじめとする児童相談業務に従事する相談員が同じ課で連携をとりながら訪問や面接を行うなど、妊娠期から子育て期のあらゆる相談に一体的に対応できる組織となっております。

児童相談部門には、社会福祉士を配置するとともに、国から勸奨されているスーパーバイザーを平成 23 年度からすでに配置しています。また、研修体制においては、要保護児童等への支援を適切に図ることを目的に、市町村が設置・運営する「子ども相談ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に研修が義務づけられたこともあり、子育て支援課の専門職が順次研修を受講し、相談対応の強化を図りました。

児童虐待防止対策については、11 月の児童虐待防止推進月間にあわせ、コロナ禍でありながらも熊取駅での啓発や施設へののぼりの掲揚、また、『オール大阪』の一斉取組みに参画し、町長がオレンジジャンパーを着用して公務を行うなどの啓発に取り組んでいるところでございます。

また、令和 4 年度には「子どもの権利に関する条例」を施行し、「子どもの権利」、「子どものまわりの様々な立場の人たちの役割」に加え相談先を明記したリーフレットを作成し、小・中学生に配布するとともに、児童虐待防止推進月間と同じ 11 月の「熊取町子どもの権利月間」に「子どもの命の大切さを考える集い」などを開催し、一般の方々にもリーフレットを配布し周知・啓発に努めています。

この他「子ども相談ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）」の仕組みの中で、令和元年度からモニタリングシートを導入し、保育所や幼稚園、学校と書面でやりとりをして、早期発見、支援ができる体制の充実を図りました。

今後も行政だけでなく、様々な団体の協力を得ながら児童虐待防止や早期発見、相談体制を維持することと併せて、専門相談や巡回相談、保育所や学校・相談機関が一体となった子ども家庭相談を実施し、児童虐待防止施策を推進してまいります。

**岬町（しあわせ創造部）**

※従前と変わらず

本町においては児童虐待の予防、早期発見、適切な対応を行うため家庭児童相談員を増員して配置するとともに、必要に応じて虐待対応外部アドバイザーの助言を受けています。

また、要保護児童対策地域協議会を設置しており、大阪府子ども家庭センターや、各自自治体の児童相談所や担当部局間での情報共有を図り、医療機関や警察署との連携もとりつつ、今後も児童虐待への早期対応と防止に努めてまいります。また、虐待を防止し切れ目のない子育て支援を行うため、本町では子育て世代包括支援センターを設置し、保健センターにおいて、母子保健型として妊娠・出産包括支援事業、産前産後ケア事業、産後健診、新生児聴覚検査費用助成を実施しています。

今後につきましても、第2次次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21後継計画に基づき事業を推進してまいります。

### ⑦ヤングケアラーへの対策について <新規>

「府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果」を踏まえ、実態件数の把握と迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。加えてヤングケアラーは、子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」認識していない場合が多いことから、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。

また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

(回答)

**貝塚市（福祉総務課 子ども福祉課 学校教育課）**

介護、医療、教育等の支援関係機関と連携し、ヤングケアラーの早期発見に繋げ、家族の状況や支援の有無などの情報を収集するとともに、可能な限り本人や家族のニーズを確認しながら、当事者の意思を尊重した支援を進めるよう努めてまいります。

小中学校に対しては、教育委員会が発行している機関紙にヤングケアラーに関する特集記事を掲載するなどして、理解啓発に努めています。また、各校の学校だよりにヤングケアラーに関する相談窓口の一覧も掲載しております。

**泉佐野市（子育て支援課）**

本市におきましては、ヤングケアラーを含む支援対象児童の問題に対し、要保護児童対策地域協議会が、岸和田子ども家庭センターや泉佐野保健所、小・中学校などの教育機関、また庁内組織としては教育委員会や健康福祉部の各課と連携を図りながら、実態把握に努め、適切な支援や対応を講じているところであります。

国におきましては、「ヤングケアラー支援体制強化事業」として、ヤングケアラーの実態調査や福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する自治体に対して財政支援を行う事業を新たに創設するなどの支援策が示されていることから、本市におきましても、国の補助事業の活用も検討しながら、今後も引き続き、小・中学校等の教育機関をはじめ、基幹包括支援センターいずみさのや中学校区ごとに設置している地域型包括支援センターなどの関係機関と連携を図り、ヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、ヤングケアラーの心身の負担軽減と子どもの生活環境改善のために既存の支援サービスに適切につなげていけるよう努めてまいります。

また、ホームページ等を活用して、市民に対してヤングケアラーに関する認知を深めてもらうとともに、相談窓口の周知を図っています。

<p><b>泉南市（家庭支援課、指導課）</b></p>
<p>11月1日から30日までの間、オレンジリボンキャンペーンの一環としてヤングケアラーの概念等について広く周知するため、小中学校を含む公共施設等にポスターの掲示やチラシの配架を依頼し、啓発に努めました。</p> <p>ヤングケアラーについては、日頃からの子どもの状況把握と調査により把握しています。把握した場合は、家庭児童相談員とも共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと協働するなど、子どもの気持ちに寄り添った支援につなげる体制を整備しています。</p>
<p><b>阪南市（介護保険課、市民福祉課、学校教育課）</b></p>
<p>地域包括支援センター等関係機関に対し、訪問介護等の介護保険サービス等の提供時に、小中学生等の子どもだけである状況が頻繁に続くような場合には、市への連絡について協力依頼し、状況によって各関係機関につなげる等、ヤングケアラーの問題解決に取り組んでいます。</p> <p>また、重層的支援体制整備事業の「くらし丸ごと相談室」において地域包括支援センターや自立相談支援機関などの多機関と連携してヤングケアラーについても対応しているところですが、多機関が連携することで、「支援が必要な状況である」と認識していないケースの早期発見にも努めてまいります。</p> <p>加えて、校長会、生徒指導担当者連絡会、スクールカウンセラー連絡会やスクールソーシャルワーカー連絡会等を通じ、教職員や学校に関わる専門家のヤングケアラーに関する正しい理解の促進を図るため、情報共有に努めているところです。</p> <p>市内のヤングケアラーや、ヤングケアラーの疑いに関連する情報を集約するとともに、実施した支援実績などを関係機関などで共有することで、支援を必要とする子どもをできるだけ早期に支援につなぐことのできる体制を構築してまいります。</p>
<p><b>田尻町</b></p>
<p>本町においては、ヤングケアラーの状況について要保護児童対策地域協議会及び児童家庭相談といった従来の枠組みの中で状況を把握することに努めております。さらに把握したケースについては、当該枠組みを活用して関係機関等と連携し、対応にあたることとしています。</p> <p>また、ヤングケアラーに係る理解促進のため、チラシ配布等の啓発を適宜行ってまいります。</p>
<p><b>熊取町（子育て支援課、学校教育課）</b></p>
<p>熊取町では、令和4年度に「子どもの権利に関する条例」を施行し、「子どもの権利」、「子どものまわりの様々な立場の人たちの役割」を年齢に応じた内容で3種類のリーフレットを作成し、そのうち小学校5年生から中学校3年生用、高校生世代以上用にはヤングケアラーに関する説明を加え、小・中学生には学校で、一般の方々には「熊取町子どもの権利月間」事業の「子どもの命の大切さを考える集い」などで配布し周知・啓発に努めています。</p> <p>一方、学校においては、児童・生徒に対して、学校生活・家庭生活に関するアンケートや学級担任等による教育相談を定期的実施し、児童・生徒の実態把握に努めております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家も活用しながら、町の福祉部局とも連携し、多面的な視点から支援できるよう体制を整備しております。</p> <p>各担当者会や連絡会にて、ヤングケアラーに関する情報提供や事例検討会などの研修を行い、教職員等への理解促進に努め、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげてまいりたいと考えております。</p>
<p><b>岬町（しあわせ創造部）</b></p>
<p>大阪府が実施した、府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果によると、「世話をしている家族がいる」と回答した者は、回答者約8万人のうち、9,236人、これは11.4%になります。約1割以上の子どもが、親の介護等のため、学業に影響が出ていることを表していると思われます。</p> <p>本町においては、現在、教育委員会や福祉、子育て担当部局等と連携し、ヤングケアラーの早期発見に努めているところですが、今後、更に体制強化に努めてまいります。</p> <p>また、社会的・経済的支援や、具体的な事例の周知については、先進自治体の調査・研究に努めてまいります。</p>



**(7) 自殺念慮者に対する相談体制の強化について <継続>**

相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。あわせて、相談員のメンタルヘルス対策も充分に行うこと。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、大阪府や、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

(回答)

貝塚市（障害福祉課）	※従前と変わらず
本市では、令和3年度よりスマホやパソコンから簡単な質問に答えることで、こころの状態をチェックできるシステムを導入し、本システムを利用して相談窓口へつながり取り組みを実施しているところです。また、自殺対策を行っているNPO法人から講師を招き、毎年、ゲートキーパー養成研修会を開催しています。今後もこれらの取り組みを継続してまいります。	
泉佐野市（地域共生推進課）	※下線部追加
自殺対策支援事業を委託実施する基幹包括支援センターに専用相談窓口を設置し、 <u>自殺に関する悩みを抱える方に対して対面、電話、メール等のツールにより、個々の相談に応じ関係機関と連携を図りながら、自殺に対する相談支援体制を強化してまいります。</u> <u>また、自殺対策に携わる行政関連機関や民間支援団体等に対する人材養成に係る事業として、ゲートキーパー養成講座等を実施し、自殺や自殺関連事象に対する正しい知識の普及啓発に努めてまいります。</u>	
泉南市（保健推進課、人権推進課）	※従前と変わらず
本市では、市相談窓口職員、相談支援センターや地域包括支援センター職員等を対象に、ゲートキーパー研修等を毎年度実施し、また事例検討等も行い、いろいろな相談を受けた者が、支援が必要な人に気づき、寄り添い、必要な人には必要な機関へつながり役割を果たせるよう努めています。 また、各相談窓口のチラシを学校や各窓口にて配布し、広報紙やウェブサイトを通じて、周知を図っています。専門的な相談体制については、府と連携の強化を図ります。 相談員に対しては、相談者に必要な援助とサポートを行うことができるように相談技術のスキルアップのため講座を開催し、相談業務の強化と充実に努めています。また、年に数回の自殺対策連絡会議において、関係機関との連携を図っています。	
阪南市（健康増進課、政策共創室）	※従前と変わらず
自殺予防対策の一環として、毎年9月の自殺予防週間に合わせて、本市の公用車に自殺予防キャンペーンのマグネットを掲示し啓発するとともに、市役所や保健センターにポスター掲示や窓口相談連絡先の一覧を記載したチラシを配架しています。 また、相談対応にあたる職員は大阪府が実施する研修を受講するなど引き続き相談体制の充実に努めるとともに、NPO法人などの民間団体との情報共有に取り組んでまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
相談者が抱える個々の事情に沿った支援に対応できるよう田尻町のち支える自殺対策計画に沿って、大阪府等と連携しながら相談体制の充実に取り組んでまいります。	
熊取町（健康・いきいき高齢課）	※従前と変わらず
Web上でメンタルチェックシステム「こころの体温計」を運用することにより、住民が24時間、365日利用することができ、チェック内容も「本人」、「家族」、「子育て中の母親」、「ストレス対処」、「アルコール」とそれぞれの悩みに合ったものを選択でき、システム利用後は、チェック結果とともに相談窓口の案内を行っています。 また、町内大学、町立小中学校、乳幼児健診、妊婦健診等で、啓発チラシを配布することにより、上記「こころの体温計」や各種相談窓口の案内を実施しています。	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
本町は令和元年3月に岬町自殺対策計画を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない岬町」を目指して、自殺対策を推進しています。 <u>令和6年度には第2次計画の策定を予定しており、大阪府及び地域の関係団体と連携を図りつつ取組の強化に努めます。</u>	

#### 4. 教育・人権・行財政改革施策

##### (1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上について <継続> ★重点項目

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）」を遵守すること。

また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、課題解決をはかるとともに、子どもの貧困、虐待、自死に関する対策を進める意味からも、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の早期配置、もしくは拡充を行うこと。また、SC及びSSWの十分な人材確保へ向けた養成・育成について取り組むこと。

(回答)

貝塚市（学校教育課）	※従前と変わらず
<p>本市では出退勤管理システムを導入して客観的な勤務時間管理を行っております。今後も全教職員の在校等時間を把握し、長時間労働の是正に努めてまいります。また、教職員の欠員対策につきましては、今後も府に要望するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門人材をすべての学校へ早期に配置するよう国や府に要望してまいります。</p>	
泉佐野市（教育総務課、学校教育課）	※下線部追加
<p>きめ細かな指導を充実させるため、平成 28 年度には小学校 3・4 年生を対象に、平成 29 年度からは小学校 3～6 年生を対象を拡大して市独自の予算で 35 人学級を実現するための講師の配置を実施しています。また令和 2 年度からは中学校において、小中連携・生徒指導機能充実の為に市独自の予算で各校 1 名ずつの講師を配置しております。子ども一人ひとりと向き合い、きめ細かな教育を実践していくためには、学校現場を支える教職員の確保が不可欠であることから、国・府に対して新たな定数改善計画の策定を、引き続き要望してまいります。</p>	
<p>教職員の勤務時間については令和元年度から IC カード式タイムレコーダーにより客観的に把握し、令和 2 年度には「業務の適切な管理等に関する規則」を策定し施行しております。その中で在校等時間についての上限原則を定めており、引き続き時間外在校時間の縮減を推進したいと考えております。</p>	
<p>教職員の欠員対策については府教育委員会との連携はもとより、各大学やOB・OGとの連絡を密にとるなど様々な対応を行っていますが、講師不足の折、確実な確保に時間を要しているのが現実です。欠員解消に向けて引き続き努力を続けるとともに、府に対して事前任用制度の継続や産休対応以外への適応拡大、拡充、並びに確実な講師確保対策等の取組について引き続き要望してまいります。</p>	
<p><u>さまざまな課題を抱えた児童生徒の背景には家庭の要因があることも多く、関係機関と連携が必要なケースは増えていると認識しております。また、いじめ、不登校、児童虐待など、子どもたちを取り巻く問題の多様さや、学校だけでは対応困難な実情についても認識しております。</u></p>	
<p><u>財政状況の厳しい中ですが、SCにつきましては、各中学校区配置の府費SCに加え、2018年度より市費のSCを1名増員して3名としており、2020年度に続き、2022年度にも予算を拡充し、更に府費SCを複数の小学校にも配置する等、拡充に努めております。</u></p>	
<p><u>また、SSWにつきましては、2019年度より5名を配置し、各中学校区に派遣することにより、府費配置人員と併せた6名の体制にて福祉の視点による支援を進めており、2021年度からは緊急支援枠としての予算を拡充しております。今後も、継続的な配置に努め、支援を進めてまいります。</u></p>	
泉南市（指導課）	※下線部追加
<p>少人数学級編制による少人数の集団は子ども達や保護者から高い評価を得ています。学校現場を取り巻く課題が複雑化し、教職員の多忙化が進んだ実態を踏まえると、自治体による教員配置に格差が生じてくることは義務教育の本質に係ることであり、その意味においても、令和 2 年度からは小学校において 35 人学級編制が国により順次行われています。</p>	
<p>また、平成 29 年 9 月から全校一斉退庁日および部活動休養日（ノークラブデー）を全校一斉に実施しており、仕事と生活のバランス良い働き方ができるよう、学校長を通じ指導しています。<u>併せて、今年度は、ストレスチェック事業を実施（11 月下旬予定）し、府費負担教職員の健康管理に努めます。</u></p>	

教職員の欠員対策については、任命権者である大阪府教育庁が定める制度を活用し、欠員を生じさせないよう努めます。なお、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの全校配置については国や府の動向を注視するとともに、機会を通じて要望します。

**阪南市（学校教育課）**

※下線部追加

少人数での学級設置については、子ども一人ひとりにより丁寧できめ細かい指導ができることから、学習面・生活面において良好な結果が現れ、非常に有効であると認識しています。

教員の確保については、国・大阪府の加配教員を有効に活かし、子どもの学びの質を高める取組を進めており、また、支援員の確保についても、様々な補助金や交付金を活用して、確保に努めています。

教員の長時間労働の是正については、タイムカード等により客観的な勤務時間管理を行い、長時間労働になっている教員への働きかけを行うとともに、「一斉退勤日」や「学校閉庁日」、「阪南市部活動の在り方に関する方針」に基づく「休養日」等を実施してきました。さらに令和3年の1月から「音声ガイダンスによる電話対応」も行っています。また、これら教員の働き方改革の取組について保護者や地域の皆様のご理解を得るために、文書配付を行っています。

また、令和4年4月から「校務支援システム」の本格的運用を開始し、勤務時間管理も、タイムカード等によるものから校務支援システム等による管理に移行しています。導入した校務支援システムを活用し、今後も教員の長時間労働の是正に向けて取り組んでまいります。

教職員の欠員対策については、講師確保等欠員解消の努力を継続するとともに、効果的な対策を大阪府に要望してまいります。

スクールカウンセラー（SC）については、各中学校において年間35回、各小学校においては年間17回配置しています。スクールソーシャルワーカー（SSW）については、各中学校区に年間25回程度配置し、専門家と連携した支援を行い、教員のアセスメント力や生徒指導力の向上を図り、虐待も含めた支援を要する子どもや家庭の早期発見や早期支援を行っています。

また、学校教育にかかる専門家連絡会などを定期的に開催し、SCやSSWの資質向上に努めるとともに、よりよい支援の方法などについて、共有しています。

**田尻町**

※従前と変わらず

少人数学級編制については、令和3年度より国に先駆けて小学校全学年において35人学級を実施しています。そのために、町単費での講師の採用を行い、子どもの学びの質を高め、教職員の長時間労働是正に努めています。また、本町では、校務支援システムの中で勤務時間の管理を行ったうえで、超過勤務時間の縮小を図っています。今後も取組みを継続しながら、教育の質的向上をめざしてまいります。

また、本町は小学校・中学校がそれぞれ1校のためスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについてはすでに配置済みであり、児童虐待、不登校、いじめなどのさまざまな問題に対応できるよう適切な支援を行っております。

**熊取町（学校教育課）**

※下線部追加

小中学校の学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で定められており、令和3年4月より、小学校の学級編制の標準が段階的に35人に引き下げられ、令和7年度には小学校全学年において35人学級編制を実施することとなりました。これに伴い、令和3年度は小学1・2年で、令和4年度は小学1年～3年において35人学級編制を実施しております。今後も指導方法の工夫改善の加配も活用しながら、子どもたちの生きる力を育むために、児童生徒一人ひとりにきめ細やかな指導を行うなど教育の質の向上をはかってまいりたいと考えております。

町立学校においては、タイムカードを活用し、客観的に全教職員の勤務時間数を把握するとともに、全校一斉退庁日の設定や外部人材の活用、教育委員会主催会議や文書の縮減等、「町立学校における働き方改革の進め方」（令和4年6月）に基づく取組みを着実に進め、教職員の長時間労働解消に努めております。

また、現在、小学校5校と中学校1校に6名のスクールソーシャルワーカー、中学校3校と小学校2校に5名のスクールカウンセラーを配置しております。

今後も子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、引き続き学校体制を充実させるとともに、必要に応じて他機関と連携しながら対応してまいります。

現在の課題に対応できるよう、国や府の動向に注視するとともに、他市町とも情報交換を密にしながら、実効性のある対策を行いたいと考えております。

岬町（教育委員会事務局）

※下線部追加

本町におきましては、大阪府の指導方法の工夫改善定数等を活用し、加配教員を配置することで、きめ細かな少人数指導を行なっております。教員の勤務時間管理については、勤怠管理システムを導入し、客観的な管理を行うとともに、在校等時間の上限を定めた要綱を作成し、上限時間の遵守に努めております。また、夏季休業中の学校休業日の設定や留守番電話を導入するなど働き方改革の取り組みを進めているところであります。スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）につきましては、町内の小学校・中学校・幼稚園に配置し、児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助等を行っております。

## (2) 奨学金制度の改善について <継続> ★重点項目

**給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市独自の返済支援制度を検討すること。加えて、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。**

(回答)

貝塚市（学校教育課）

※従前と変わらず

奨学金制度の拡充については、国に要望してまいります。地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度を含めた市独自の返済支援制度については、今後の課題であると考えております。コロナ禍において返済困難な労働者に対しては、今後も返還計画の見直しも視野に入れた相談を行ってまいります。

泉佐野市（学校教育課、まちの活性課）

※従前と変わらず

令和元年度より「泉佐野市奨学金基金」を活用する事業として、「給付型奨学金」を創設しました。この事業は、将来の夢を見据えながら真摯に学習や課外活動に取り組んでいる泉佐野市立中学校3年生の生徒の高校進学時に要する費用の一部を給付し、次世代を担う人材の育成に寄与することを目的としています。今後も、本事業の目的とする教育の機会均等及び人材育成の観点に基づき制度拡充に向け、先進事例などを研究し検討してまいりたいと存じます。

今年度も、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響のため、保護者の経済的負担軽減策として、「泉佐野市貸付型奨学金」において、①一括方式による貸付②返済期間の猶予、等の臨時対応を行っております。今後も、状況に応じ家庭の経済的支援を行ってまいります。

平成29年度から文部科学省が給付型奨学金、所得連動返還型奨学金制度を導入し、その制度が充実されたところでございますが、そもそも、学費負担、という意味合いでの奨学金制度に公正さが求められると理解しています。一方で、地元企業に就職した場合の支援制度の創設は、一定の定住促進の効果があると考えますが、先進地の事例等を検証し、その効果や課題を検討してまいりたいと考えます。

泉南市（指導課）

※従前と変わらず

「奨学金」制度の充実の利用者にとって重要なことと認識しています。その改善について、機会を通じて要望します。

阪南市（学校教育課）

※下線部追加

本市独自の返済支援制度創設については、本市の厳しい財政状況を鑑みますと難しい状況にあると考えています。給付型奨学金制度や所得連動変換方式など新たな奨学金の制度については、情報把握に努め、本市教育委員会の窓口等においても丁寧な周知・相談活動を行っているところです。

また、給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充、奨学金返済支援制度等に関わりまして、貧困の連鎖や教育格差が生じないための財政措置について、国や大阪府に要望するとともに、情報を収集し、調査、研究してまいります。

<b>田尻町</b>	※下線部追加
<p>総務省「奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱」に基づき、町独自の定住促進事業として、奨学金の返還支援を令和6年度実施に向けて検討してまいります。また現在返還が困難となっている方については、減額返還制度や返還期限猶予制度等が設けられていることから、相談があった際には制度周知に努めるとともに、今後も、経済状況が厳しい世帯の学生であっても学業を断念せず、安心して進学・就職できるよう要望活動等を進めてまいります。</p> <p>また、本町独自施策として、<u>がんばる若者応援制度</u>と題し、<u>学業優秀にも関わらず、経済的な理由で学費の支弁が困難な学生や、高い意欲を持って勉学に励まれている学生に対し、返還不要の奨学金制度を令和5年度より開始いたします。</u></p>	
<b>熊取町（学校教育課）</b>	※従前と変わらず
<p>国内において、近年の厳しい経済情勢下やコロナ禍による家計の急変などにより、奨学金の希望者が年々増加していること、奨学金制度を活用している者及び返済困難な者が増加してきている現状については、認識しています。</p> <p>家庭の経済状況により進学を諦めることのないよう、奨学金制度の情報を提供していくとともに、安心して勉学に励めるよう、また返済に追われることなく健康で文化的な生活を送れるよう、要望活動等を行ってまいります。</p>	
<b>岬町（総務部、教育委員会事務局）</b>	※下線部追加
<p>給付型奨学金制度をはじめとする各種の奨学金制度については、窓口等において周知を継続すると共に、制度の拡充について、引き続き国に対して働きかけをしてまいります。<u>本町における奨学金返済支援制度につきましても、令和4年度より、同年4月以降より返済を開始した方について、就職先が町内外に限らず、返済額の一部を支援する制度を既に設けております。</u></p>	

### (3) 労働教育のカリキュラム化について <新規> ★重点項目

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定すること。

(回答)

<b>貝塚市（学校教育課）</b>
<p>現在、小中学校においては、キャリア教育の一環として、働くことの意義や職業に関する知識について学ぶ機会を設けています。その中で、地域の事業所の経営者や多様な職種に従事している卒業生等を招き、出前授業や聞き取り学習を実施する中で、働く上でのやりがいや苦勞、具体的な仕事内容等について学んでいます。また、実際に事業所を訪問し、仕事体験をさせていただくなどの取り組みも合わせて行っている学校もございます。今後も、児童生徒の発達段階に応じて、働くことの意義や知識を深める教育の充実に努めてまいります。</p>
<b>泉佐野市（学校教育課）</b>
<p>平成29年告示の小学校・中学校学習指導要領総則では「特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実に努めること」が明示され、特別活動（学級活動）に「一人一人のキャリア形成と自己実現」に関する内容が位置付けられました。</p> <p>本市においては、キャリア教育の推進に向けて、同じ中学校区のこども園、小学校、中学校の担当者が集まり、互いに意見を出し合い考え、校区の「めざす子ども像」や全体指導計画を作成し、中学校区でそれぞれの校種が共通の視点をもって各校園での取り組みを系統的に進めているところです。</p> <p>また、キャリア教育の場面において、学習や活動の内容を記録し振り返ることは、児童生徒にとっても、教員にとっても意義のあることだと言えます。学校では、学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価することができるように、その時々活動を児童生徒が個々に記録し、蓄積していくポートフォリオを「キャリアパスポート」と呼んで活用しています。今後も、子どもたち一人ひとりが身につけた知識・能力を能動的に活用し、生き方を選択・決定できる力の育成、及び体験活動を通じて将来の夢や希望を抱き、実現に向けて取り組む態度を育む教育の充実に努めてまいります。</p>

<b>泉南市（指導課）</b>
<p>近年、新型コロナウイルスの影響もあり、中学生の「職業体験」が実施できていませんでした。しかし、今年度より再開している学校もみられます。企業からゲストティーチャーを招いて、「勤労・生産」について講義をしていただく学校も多く、この取組は小学校でも積極的に行われています。</p> <p>来年度は、自校での実践が他校とも情報共有できるよう各校の担当者に指示をします。取り分け小中連携を意識し、中学校区で同一の企業にゲストティーチャーを依頼する等の工夫も示していきます。</p>
<b>阪南市（学校教育課）</b>
<p>出前講座や職場見学・職場体験などについては、各校の実態に応じ、外部講師を招くなど取組を実施しています。職業差別などを含めた、働くまでに知っておくべきことなどの内容を含めたキャリア教育や進路指導の取組について、今後も充実させてまいります。</p>
<b>田尻町</b>
<p>労働に関する学びについては、小学校では6年生の社会科において、憲法における働く義務・権利及び団結する権利について学習しています。中学校では公民科において、職業の意義と役割、雇用と労働条件の改善、勤労の権利と義務、労働組合の意義、労働基準法の精神について学習し、また、雇用を取り巻く問題として、終身雇用、雇用の流動化、男女の雇用形態と賃金格差、派遣労働者、外国人労働者についても学んでいます。</p> <p>労働に関する体験活動については、令和2年度より中学校において従来の職場体験から、学校と職場・地域が連携しながら地域課題を探求する学習に転換し、学習を通して、単発的に学習するのではなく、地域課題解決のために生徒と大人たちが何度もミーティングを重ねながら学習することが出来ており、働くことの意義や尊さをリアルな環境で生きた力として学ぶことができています。今後も国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、地域に応じた支援に努めてまいります。</p>
<b>熊取町（産業振興課）</b>
<p>学校教育現場でキャリア教育の一環として職場体験学習など各小中学校で実施しておりますが、今後教育委員会等の関係部署と連携し、労働教育のカリキュラム化について検討してまいります。</p>
<b>岬町（教育委員会事務局）</b>
<p>本町では、子どもたちが自らの未来を切り開き、社会においてその力を発揮できるよう、各小中学校において「キャリア教育」の全体計画を基に、社会的・職業的自立に向け体系的・系統的な教育を推進しております。</p> <p>今後も主権者教育の観点も踏まえキャリア教育・法教育の充実を図ってまいります。また、小中学校におきましては、町内事業所の協力を得て、職場見学・職場体験を実施し、勤労観・職業観の育成や地域社会への関心の向上等を図っております。</p>

#### **（4）消費者教育の推進について <新規>**

成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。とくに高校生や大学生への消費者教育は急務となっていることから、教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講じること。

（回答）

<b>貝塚市（学校教育課 青少年教育課）</b>
<p>消費者教育については、学習指導要領において、小学校では家庭科で「売買契約の基礎」について、中学校では社会科（公民的分野）で「消費者の保護」について、家庭科で「消費者被害」について取り扱うこととなっており、本市でも学習指導要領に準じて授業を行っています。</p> <p>また、教材については、文部科学省のホームページに掲載されている「消費者教育の推進について」の資料等も、必要に応じて活用するよう各学校へ周知しています。</p> <p>さらに高校生や大学生に対しては、AV出演強要問題や「JKビジネス」問題等の悪徳商法に関する注意喚起を表示したポスターやリーフレットを掲示・配布することにより、消費者被害の予防・啓発を行ってまいります。</p>

<b>泉佐野市（まちの活性課）</b>
<p>本市は消費生活センターを設置し、消費生活における悪徳商法などの被害防止と生活の安全確保に取り組んでいます。また、市民を対象に各種の情報提供や消費者教育講座を実施しています。</p> <p>情報提供の具体的な取り組みとしては、市内の20箇所ほどの、公共施設だけではなく商業施設にもご協力をいただきパンフレットラックを設置しています。そこにさまざまなパンフレットを配架し入れ替えを行っています。さらに、毎月1回、消費生活メールを送信して注意喚起を行い、広報いずみさのに毎号、啓発記事を掲載しています。また、消費者教育講座の取り組みとしては、消費生活相談員が講師になって実施する出前講座を行っています。</p> <p>成年年齢の引き下げにかかる取り組みとしては、前述の取り組みに成年年齢の引き下げについて盛り込むとともに、市内の高校や大学に支援を含めた情報提供を行っています。</p>
<b>泉南市（産業観光課）</b>
<p>成年年齢引き下げによる若年層に対する消費者教育の重要性は認識しており、新成人および市内小中学校へ啓発グッズや啓発チラシを配布しています。今後も引き続き、関係機関と情報共有を図り、消費者教育の推進に努めます。</p>
<b>阪南市（生活環境課）</b>
<p>国や大阪府、関係機関等と連携を図り、窓口・広報誌・市ウェブサイト等の媒体を活用し啓発活動に取り組むとともに、若年者を対象とした教材の活用について教育現場と情報共有を図ってまいります。</p>
<b>田尻町</b>
<p>成年年齢が引き下げられたことにより、未成年者取消が出来なくなった相談事例も出て来ているなど、若者に対する消費者教育の重要性が増しております。今後も国や大阪府、関係団体と連携して情報収集に努めるとともに、広報やホームページによる啓発活動等を実施してまいります。</p> <p>今後も府内及び近隣市町村の先進事例を参考にしつつ、地域にあった取組みを検討してまいります。</p>
<b>熊取町（産業振興課）</b>
<p>若年層向けの消費者教育としては、消費者月間などに実施の一般向け講座やミニ講座に加え、子どもの頃から消費者意識を身につけるきっかけとして取り組んでいる小中学校への出前講座を実施のほか、希望に応じて実施している、児童・保護者を対象とした講演会や地域や大学等での出前講座を設定するなど、引き続き若年層に向けた消費者教育にも努めてまいります。</p>
<b>岬町（都市整備部）</b>
<p>教育現場にてポスターを掲示し若年層に消費者被害を認知してもらうなどの啓発活動の実施に努めるとともに、家庭での消費者教育ができる教材の作成を検討するなど対策に努めてまいります。</p>

## **（5）人権侵害等に関する取り組み強化について**

### **①差別的言動の解消に向けて <補強>**

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。そこで、あらゆる差別の解消に向けSNSやインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知を行うこと。また近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、2022年4月施行の「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の趣旨をふまえ、実効性ある施策を推進すること。

(回答)

<b>貝塚市（人権政策課）</b>	※下線部追加
<p>ヘイトスピーチをはじめあらゆる差別の解消に向けて、引き続き教育の充実やセミナー開催などを通して啓発活動に取り組んでまいります。マイクロアグレッションなど無意識の言動による差別についても広報により合わせて啓発してまいります。また、近年増加しているインターネット上での誹謗中傷や差別等に対しましては、<u>府条例の趣旨をふまえ、市民が被害者にも加害者にもなることのないよう、大阪府と連携しながら、インターネット上の人権侵害の解消に努めてまいります。</u></p>	

泉佐野市（人権推進課）	※従前と変わらず
<p>外国人差別解消を目的とした啓発冊子、人として生きる43「だれもが幸せに暮らせるまち」を作成し、泉佐野市人権対策本部人権問題懇談会等の機会に市民への啓発活動に努めています。</p> <p>また、市の広報11月号においてヘイトスピーチゆるさへん！「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」啓発推進月間について周知を行っています。</p>	
泉南市（人権推進課）	※下線部追加
<p>本市では、平成29年8月に泉南市人権行政基本方針、令和元年8月に泉南市人権行政推進プランを策定し、「外国人の人権」についても取り組むべき主要課題の1つとして掲げています。今後も人種や民族、宗教、生活習慣の違い等に起因する差別を解消するための施策の推進に努めます。</p> <p>また、昨年度にはアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）、マイクロアグレッション（些細な攻撃）をテーマにした講座を実施し、今年度にはインターネットによる人権侵害に関する講演会を実施するなどしています。</p> <p>今後も市民の人権意識の向上に向けた啓発・周知を推進していきます。</p>	
阪南市（人権推進課）	※下線部追加
<p>ヘイトスピーチをはじめとする差別行為、無意識による無理解や偏見による差別解消のため、市民対象の人権啓発講座「ヒューマンライツセミナー」において、在日外国人の人権をはじめ、様々なテーマを取り上げ啓発に取り組んできました。また、インターネット上に氾濫する差別の実態を把握するため、令和元年11月から、インターネット上におけるモニタリング調査を行っています。</p> <p>また、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」については、庁内人権行政推進委員会において研修を行いインターネット・リテラシーの向上啓発に取り組んでいます。</p> <p>加えて、「ヒューマンライツセミナー」等の講座開催時には、人権三法はじめ感染症による偏見解消他のリーフレットを参加者に配布し、あらゆる差別についての啓発に努めています。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>ヘイトスピーチは、差別を助長するおそれがあることから決して許されない行為であると認識しております。深刻な人権侵害であるヘイトスピーチに関しては、大阪府をはじめ近隣市町や関係機関と連携・協力を図りながら、広報誌やホームページへの啓発記事の掲載、啓発ポスターの掲出など様々な機会を通じ啓発に努めているところです。</p> <p>公共施設管理者を含む職員に対してもヘイトスピーチが施設内において起こることがないように、引き続き周知徹底してまいります。</p> <p>また、インターネット上では、個人や不特定多数の方などを誹謗中傷したり、差別したりする深刻な人権侵害事象が多数発生していると認識しております。</p> <p>本町では、大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例について周知を図るとともに、インターネット上における部落差別・人権侵害の解消に向け、研修に参加するなど、啓発を進めることや人権侵害事案の発生・発覚時への対応に備えているところです。また、インターネット上の人権侵害事案が発生した場合には、法務局や大阪府など関係機関と連携し、人権侵害を受けた方からの相談なども含め、対応してまいりたいと考えております。</p> <p>今後も引き続き差別のない心豊かな人権のまちづくりに積極的に取り組んでまいります。</p>	
熊取町（人権・女性活躍推進課）	※下線部追加
<p>特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチについては、決して許される行為ではないため、本町では、町広報誌および町ホームページにおいて、令和元年11月に施行された「大阪府人権または民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の周知をはじめとした、さまざまな啓発に取り組んでいるところです。</p> <p>また、近年、インターネット上の人権侵害事案については、人権侵害の実態の把握のため、令和3年1月から約半年に1度程度試験的にモニタリング調査を実施しているところですが、被害者支援等を含め、国や大阪府など広域で、より実効性のある体制の確立が必要であると考えております。引き続き、国や大阪府に対して、体制の確立について働きかけるとともに、先進事例等についても研究を進めて参りたいと考えております。</p>	



岬町（総務部）	※下線部追加
<p>本町では、あらゆる差別をなくし、人権擁護を図ることを目的として「岬町部落差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を制定（平成6年）しており、ヘイトスピーチをはじめとするあらゆる差別・人権問題をなくす対策ならびに周知活動を、国・大阪府・関係機関と連携を図りながら実施し、住民の人権意識向上に努めてまいります。</p> <p>また、近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、2022年4月施行の「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の趣旨をふまえ、実効性ある施策の推進を図ってまいります。</p>	

## ②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて <補強>

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。そこで、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であることから、理解を深めるために、行政・市一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて2017年3月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針の検証を行うとともに、見直しにあたってはNPOや有識者など幅広い意見を参考に見直すこと。

(回答)

貝塚市（人権政策課）	※下線部追加
<p>令和2年9月から貝塚市パートナーシップ宣誓制度を導入し、制度の周知及びLGBT等セクシュアル・マイノリティのかたへの理解促進にむけた啓発に取り組んでいるところです。</p> <p>令和4年12月の人権週間には、LGBT当事者を講師として迎え、セクシュアル・マイノリティに対する差別・偏見がない社会を目指し、より理解を深めるため講演会を開催いたしました。</p> <p>今後も性の多様性を認め合える社会の実現に向けて、大阪府の「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」を参考に、引き続き市民への周知、啓発を行ってまいります。</p>	
泉佐野市（人権推進課）	※従前と変わらず
<p>LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別を解消する目的で、人権啓発冊子“人として生きる”のテーマとして「LGBTって知っていますか？」を作成して啓発に努めています。</p> <p>また、講演等を通じ、当事者である講師からの貴重な体験談から市民の理解を広める機会を設けています。今後も広く市民への理解を図るため、様々な機会を通じ、啓発に努めてまいります。</p> <p>そして、市独自の条例制定や「同性パートナーシップ制度」の導入については、他市町村の動向を注視しつつ、今後、部落差別撤廃人権擁護審議会及び男女共同参画審議会に諮り、委員の皆様からのご意見を参考にしながら検討してまいります。</p>	
泉南市（人権推進課）	※従前と変わらず
<p>本市では、せんなん男女平等参画プランに基づき、性同一性障害を有する方などの人権を尊重するため、性の多様性、性的マイノリティの人権問題に関する講座を開催し、市民に対し、様々な性についての理解の啓発に努めています。パートナーシップ宣誓証明制度については、現在、府の制度を運用しているところですが、各自治体の状況を踏まえ検討します。</p>	
阪南市（人権推進課）	※下線部追加
<p>多様な性のあり方を当たり前とした社会づくりのため、性的マイノリティについての理解を促進するための教育・啓発に取り組むことを重要と考え、本市では、これまで人権啓発講座「ヒューマンライツセミナー」等で、LGBTなどの性的マイノリティをテーマに取り上げ、広報誌への啓発記事の掲載等啓発活動に取り組んでいます。</p> <p>また、性的マイノリティの方にとって性自認と一致しない性別を選択記入することは強い心理的負担であると考え、各種届出書等の調査を行い令和4年度より順次、性別欄の排除・見直しを行っています。加えて、「同性パートナーシップ条例」については、内部にて調査・研究を進めている段階ですが、大阪府とも連携を取りながら性的マイノリティに対する偏見や差別を無くすための啓発活動を行うとともに、多様な性が尊重されたまちづくり、環境づくりに取り組んでまいります。</p>	

<b>田尻町</b>	※下線部追加
<p>大阪府では、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が2019（令和元）年に制定されるとともに、パートナーシップ宣誓証明制度が導入されました。これらは性の多様性や性的マイノリティに関する理解促進をめざすうえで大変意義深いものであると認識しております。</p> <p>また、大阪府が先行して取り組む府内市町村との連携強化を図っていることについても承知しております。</p> <p>本町としましては、先行して取り組む自治体の状況をふまえ、制度の導入や施策の実施について研究してまいります。</p>	
<b>熊取町（人権・女性活躍推進課）</b>	※下線部追加
<p>本町では、人権啓発情報誌や町ホームページ等において性的マイノリティの人権問題について啓発を行うとともに、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会による事業所向けの研修会や職員の人権研修においてもテーマとして取り上げるなど、様々な機会を通じ、性的マイノリティに対する理解啓発に努めており、引き続き、様々な機会を通じて理解啓発に努めて参りたいと考えております。</p> <p>また、令和2年1月から「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」が開始されたことにより、町広報誌等において広く周知を行うとともに、町営住宅入居者募集時において、入居を希望している同性カップルが大阪府または府内自治体によって互いにパートナー関係であると証明された場合、申込を可能としております。</p> <p>また、大阪府に対しては、当事者の抱える様々な課題等に対応するため、同制度がより有効に活用され、その範囲が明確になるよう要望しているところです。</p> <p>引き続き、大阪府と連携しながら、多様な性が尊重される社会の実現をめざし、理解促進への取り組みを行ってまいります。</p>	
<b>岬町（総務部）</b>	※従前と変わらず
<p>本町では、「第2次岬町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会実現に向けた意識改革の提案をし、老若男女の問題意識を喚起することを目的として、女性も男性も「いきいき暮らせる社会」を実現するため、固定的な性別役割分担意識を解消すべく、平成29年度には、性的マイノリティに係る人権問題を、住民の皆様にご認識していただきたく、「LGBT」をテーマにした啓発冊子を作成（令和4年度も作成予定）し、町内に全戸配布を実施しました。今後も、LGBT等セクシュアル・マイノリティの方に対する偏見や差別はもとより、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを実現するため、国・府・関係機関と連携を図りながら、必要に応じた検証と支援、理解促進に努めてまいります。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に基づいた条例については、当町の状況等踏まえ、国・府・関係機関と調整を図り検討してまいります。</p>	

### ③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて <継続>

いまだ就職差別については根が深い問題である。そのことから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充を行い、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないよう、企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について、市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

(回答)

<b>貝塚市（人権政策課）</b>	※従前と変わらず
<p>本市においては、毎年6月の就職差別撤廃月間に貝塚市企業人権協議会と連携し街頭での啓発を行い、広く周知に努めているところです。また、貝塚市企業人権協議会を通して、大阪企業人権協議会が主催する様々な人権研修会の案内や、市と貝塚市企業人権協議会共催のじんけん入門セミナーの中で企業向けの内容で開催し、人権について学ぶ機会を提供しています。</p>	
<b>泉佐野市（人権推進課、まちの活性課）</b>	※下線部追加
<p>平成5年に多くの市民及び市議会の賛同を得て制定した「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」については、制定から今年の9月に30年を迎えます。</p>	

今日の差別の現状に対応するために、部落差別撤廃人権擁護審議会の答申を受け、令和5年3月の泉佐野市議会へ本条例の改正（案）を上程する予定です。

また、昨年度に実施しました「泉佐野市民の人権に関する意識調査報告書」の結果をふまえて改訂した「泉佐野市人権教育推進計画」（案）についても、部落差別撤廃人権擁護審議会の答申を受け、令和5年4月から本計画を実施していきます。

部落差別解消推進法については、市の広報1月号及び市ホームページ、庁舎での懸垂幕の設置（12月）により周知を行っています。また、今年度は、あいあい講座において部落差別問題をテーマにした講座を開催しています。

今後も「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」、「泉佐野市人権教育推進計画」等に基づき、あらゆる差別撤廃に向けた施策を取り組んでまいります。

泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会と連携し、公正採用選考人権啓発推進員の拡充や公正採用選考にかかるセミナーの実施や関係団体からの情報提供の共有を行い、就職差別の撤廃及びあらゆる差別の解消、人権尊重社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

**泉南市（人権推進課）** ※従前と変わらず

公正採用選考人権啓発推進員については泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所に対し周知を図り拡充に努めます。部落差別解消推進法についても講座等の受講参加に努め、今後も部落差別の解消に向けた取組を推進します。

**阪南市（人権推進課）** ※従前と変わらず

本市では、人権啓発講座「ヒューマンライツセミナー」等において、部落差別をはじめあらゆる差別を無くすための啓発活動に取り組んでいます。また、阪南市事業所人権問題連絡会では、就職差別の撤廃・部落差別の解消啓発のため、会員事業所への研修事業に取り組んでいます。

「ヒューマンライツセミナー」等の講座開催時には、部落差別解消法のリーフレットを参加者に配布するなど、今後とも啓発に努めてまいります。

**田尻町** ※従前と変わらず

泉佐野市、熊取町、田尻町の事業所で組織する「泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会」において、研修会の開催やニュースの発行、街頭啓発などにより就職差別撤廃を企業内外に周知してまいりました。今後も引き続き、啓発に努めるほか、町広報・ホームページ等による啓発も引き続き実施してまいります。

部落差別解消法については、これまでも町広報、ホームページへの記事掲載や部落差別をはじめとする様々な人権課題とともに、講演会や職員研修等を実施してきたところです。今後も差別や人権侵害のないまちづくりに向け、積極的に取り組みを進めてまいります。

**熊取町（人権・女性活躍推進課）** ※下線部追加

企業の公正採用に向けた啓発については、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会の会員事業所へ配布している連絡会ニュースにおいて、公平な採用選考に関する記事を掲載し周知を行うなど、継続して啓発を行っているところです。

また、毎年6月の就職差別撤廃月間にあわせ、熊取駅において街頭啓発を実施し、周知啓発に努めているところです。

また、部落差別解消法の周知については、町広報誌に記事を掲載するなど、広く周知に努めております。今後も、部落差別をはじめとする、あらゆる差別の撤廃に向け、関係機関と連携しながら啓発を行ってまいります。

**岬町（総務部）** ※従前と変わらず

本町では、学卒求人の申込みが始まる6月が「就職差別撤廃月間」に定められていることを広報誌等で周知するほか、大阪府や関係機関、本町内の事業所で構成する「岬町事業所人権問題連絡会」と連携しながら、幅広い啓発活動の展開に努め、就職差別をなくすためには、採用する企業側において、その社会的責任を果たす取り組みが必要なことはいまでもなく、一人ひとりが不公正な選考を「しない、させない、許さない」という意識を持ち、企業と一体となって就職差別撤廃の気運を盛り上げてまいります。また、今後も「部落差別解消推進法」の趣旨を十分認識し、国や大阪府・関係機関と連携を図りながら、引き続き部落差別問題の解決に向けた施策に取り組んでまいります。

**(6) 財政状況の点検と適正な財政支出について <継続>**

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、市町村は様々な対策を講じ続ける必要がある。しかし、市町村によっては財政が圧迫され、十分な対策を行うことができないこともありうるため、市町村における財政状況をつぶさに点検し必要な支援を行うとともに、大阪府に対して、必要な財政支援を強力に求めること。

(回答)

<b>貝塚市 (行財政管理課)</b>	※従前と変わらず
<p>本市財政におきましては、令和3年度の市税収入が、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度に比較して2億円を超える減少となったほか、市民生活を守るための支援や感染拡大防止に臨時の費用を要するなど、新型コロナウイルス感染症による影響があったものと考えています。一方で、本市の行財政改革計画である第三次貝塚新生プランに取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとする国府の財政措置等を効果的に活用した結果、令和3年度決算においては、実質収支の黒字とともに実質単年度収支についても黒字決算となったところです。</p> <p>今後は、引き続き第三次貝塚新生プランに取り組むとともに、国府に対しては、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、必要な財政措置を迅速に講じるよう要望してまいります。</p>	
<b>泉佐野市 (行財政管理課)</b>	※従前と変わらず
<p>新型コロナウイルス感染症対策については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や市基金の活用など、必要な財源を確保したうえで、ワクチン接種の推進やPCR検査センターの設置などの施策を実施しています。また、要請にございました、大阪府への要望につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、必要な施策を検討し、その財源確保に向け積極的に検討してまいります。</p>	
<b>泉南市 (財政課)</b>	※従前と変わらず
<p>本市においては泉南市健全な財政運営に関する条例に基づき、毎年度、直近の決算状況等を反映し、中期的な財政収支の見直しを見直したうえで、公表しています。また、財政支援についても、大阪府に対して継続的に市町村施設整備資金貸付金や市町村振興補助金等について要望を行っており、安定的な行財政運営が行えるよう、今後も引続き要望します。</p>	
<b>阪南市 (行財政構造改革推進室)</b>	※下線部追加
<p>新型コロナウイルス感染症対策の強化や感染拡大防止のための措置などについては、国・府等の交付金や制度を活用するとともに、必要に応じて一般財源を投入し、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援しているところです。</p> <p><u>今後も、常時、市財政の点検・分析などを行い、支援に必要な財源確保に努めるとともに、国・大阪府の動向を注視し、財政支援等がなされるよう働きかけてまいります。</u></p>	
<b>田尻町</b>	※従前と変わらず
<p>本町ではこれまでも財政健全化に向けた取り組みを実施し、歳出の抑制と歳入確保に努め、各種基金により備えてきたことで、新型コロナウイルス感染症拡大への対応ができていたものと考えております。</p> <p>引き続き、国、府との役割分担のもと、必要な財政支援につきましても、様々な機会をとらえ、要求してまいりたいと考えております。</p>	
<b>熊取町 (財政課)</b>	※下線部追加
<p>新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、本町におきましても、厳しい財政状況下にありますが、財源確保に努め、<u>昨年引き続き小中学校給食費無償化を実施するほか、物価高騰の影響を受けている町内事業者等に対して給付金を交付するなど新型コロナ対策には適切に取り組んでまいりました。</u></p> <p>引き続き、安定的に住民生活・地域経済を支援していくためには、交付金等の財政支援は不可欠なものでありますので、今後におきましても、国の動向等に注視しつつ、必要な支援について大阪府などに対して要望してまいります。また、「<u>中長期財政シミュレーション</u>」や「<u>財政状況の見える化</u>」などを活用することにより、<u>財政状況の把握・分析を行うとともに、健全で持続可能な行財政運営を行うため、行財政構造改革プランに基づき、行財政改革における不断の取組を進めてまいります。</u></p>	

岬町（財政改革部）	※下線部追加
<p>令和2年度・3年度は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用したことで、概ね町の負担なしに必要な新型コロナウイルス感染症対策を実施することができました。一方、令和4年度においては、コロナ禍が長期化する中、資源高や円安の影響によりエネルギーや食料品といった生活必需品の値上がりが著しく、家計の負担が増加している状況にあります。</p> <p>こうした中、コロナ禍に苦しむ住民・事業者を支援するために、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しつつも、不足額については財政調整基金を取崩して必要な施策を実施しております。本町の極めて厳しい財政状況を鑑み、常に財政状況の点検に努めながら、引き続き必要な財政支援を求めてまいります。</p>	

**(7) 行政におけるデジタル化の推進について <継続>**

行政によるデジタル化を推進し、オンライン申請などの利便性を高めることで、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組み、デジタルセーフティネットの構築をめざすこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

(回答)

貝塚市（情報統計課）	※下線部追加
<p>令和4年5月の新庁舎の供用開始に合わせ、独自に電子申請システムを導入し、各種オンライン申請を可能としているところです。このシステムでは、マイナンバーカードを活用し来庁することなく電子申請できるだけでなく、自宅等において必要な行政手続きを事前に申請し、来庁時には生成されたQRコードを提示するだけで、申請書を迅速に作成できる機能も備えています。行政手続きの簡素化や利便性の向上を図るためには、住民のオンライン利用率が課題となるため、引き続き利用促進に努めてまいります。</p> <p>デジタル化の推進に伴う情報格差の解消については、令和4年度は高齢者向けのスマホ教室を市内各公民館や市役所で実施するとともに、国の「デジタル活用支援推進事業」を活用したスマホ教室や相談会を民間事業者と連携して開催したところです。引き続きこの事業の活用を図り、スマホ教室の開催を継続するなど、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に努めてまいります。</p>	
泉佐野市（総務課）	※従前と変わらず
<p>令和2年12月25日に政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。</p> <p>また、令和4年6月7日、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして改めて位置づけられました。</p> <p>この重点計画及び昨年度に策定した泉佐野市DX推進全体方針に基づき、本市では「書かない」「待たない」「行かない」窓口の実現などに向けて、様々な取組を実施してまいります。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消、いわゆるデジタルデバイド対策については、高齢福祉部門及び社会教育部門の協力のもとにスマホ教室を展開しており、引き続き実施していきたいと考えています。</p>	
泉南市（総務課）	※下線部追加
<p>国が推進する子育て・介護関係の行政手続（26手続）について、オンライン申請が可能となるよう環境構築を2022年度中に行い、2023年度から運用開始する予定です。また、その他の行政手続についてもオンライン化を検討します。</p> <p>情報格差の解消に向けた取組としては、主に高齢者を対象とした「スマホ教室」を2022年度中に計4回開催しました。2023年度につきましても、同様の教室の開催を検討します。</p>	
阪南市（行財政構造改革推進室、シティプロモーション推進課）	※下線部追加
<p>住民等の利便性向上を図るため、24時間365日どこからでもインターネットを通じて申請が可能な、「行政手続オンライン化サービス」を令和2年度に構築し、令和3年度から運用を開始しています。本年10月には新たに各種税証明書交付申請のオンライン化を追加するなど、今後も順次申請可能な手続を増やしてまいります。</p>	

また、大手通信キャリア協力の下、高齢者を主なターゲットとしたスマホ講習会等を定期的に開催いただき、情報格差の解消に向けた取り組みを実施しています。

**田尻町** ※下線部追加

現在、児童手当に関する諸手続きや妊娠の届出といった複数の業務について、既にマイナンバーカードを活用したびったりサービスオンライン申請を導入しております。また、マイナポータルからオンラインで転出・転入予約を行うことによる手続のワンストップ化を実施いたします。今後とも、国の主導の下で、様々な行政サービスのオンライン化を進めていく所存です。

情報格差の解消に係る対策としては、一例として、マイナポイント等の事業によりマイナンバーカードの利用が必要となった際には臨時で申請用の窓口を設ける等、デジタルデバイスの取扱いに不慣れな方へのサポートを実施しております。今後も、必要に応じ、臨時窓口の設置等を検討してまいります。

**熊取町（情報政策課）** ※下線部追加

令和4年度は、子育て・介護関連手続きについて、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続きを可能とするよう、段階的に実施しているところですが、令和5年度においては、汎用電子申請システムを導入し、より住民の利便性向上に資するようオンライン可能な手続きを拡充します。また、現在使用中の子育てアプリを機能拡充し、乳幼児の集団健診の予診票について、オンラインで事前に回答できるようにし、保護者の負担軽減を図ります。

また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向け、町内在住のシニアの方を対象としたスマホ教室やパソコン教室を、令和5年度も引き続き継続して実施します。

**岬町（総務部）** ※下線部追加

本町では、令和3年度に岬町DX基本計画を策定し、「みんなでつくる恵み豊かな温もりのデジタル社会」を基本理念として、デジタル化を通して、岬町にかかわるすべての人が、いつでも、どこからでも、安全、安心なサービスを楽しみ、人々の多様な幸せの実現を目指し、デジタル化の取組みを進めています。令和5年度も、DX基本計画に基づき、デジタル社会の推進に向けての取組みを進めてまいります。

## (8) マイナンバー制度の定着と活用について <新規>

公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の定着と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関し、適切な取扱い行っていくこと。あわせて、税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。また、マイナンバーカードの普及促進をはかるため、プライバシー保護のための安全性の周知と個人情報管理体制の強化を行うこと。

(回答)

**貝塚市（政策推進課）**

マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤です。本市では、出張申請サポート、日曜開庁等により、マイナンバーカードの普及促進と制度周知に努めているところです。またマイナンバーを取り扱う部署においては、行政の効率化、市民の利便性向上に努めるとともに個人情報管理を適切に行っているところです。今後におきましても、マイナンバーカードのさらなる普及促進を図るとともに制度周知に努めてまいります。

**泉佐野市（市民課）**

マイナンバー制度を利用することで必要な方に迅速に支援ができるよう、デジタル技術を活用し、効果がより発揮されるサービスを提供していきたいと考えています。また住民の要望、担当職員の意見なども踏まえ、内部処理の見直しを図りながら利便性追求に偏らず、情報セキュリティの観点からも検証を行いながら、バランスの取れた自治体DXを推進しマイナンバー制度の定着を図ってまいりたいと考えています。公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の一層の活用に向け、受けるメリットや安全管理対策を丁寧に伝えながらマイナンバーカードの普及促進を行ってまいります。また個人情報の管理体制については、セキュリティ強化の一環として、自己点検及び監査を実施し、関係部署とも連携しながらセキュリティの向上を図ってまいりたいと考えています。

<p><b>泉南市（総務課、税務課）</b></p>
<p>マイナンバーを利用する事務の範囲はマイナンバー法に定められているため、それらを遵守の上、取扱います。今後は益々マイナンバーカードの利活用が推進されていくと思われませんが、マイナンバーカードに搭載されているＩＣチップにはプライバシー性の高い個人情報は記録されないなど、マイナンバー制度の安全性に関する情報を市の広報紙やウェブサイト等で周知するなど、普及啓発に努めます。</p> <p>国および関係機関と連携し、税務行政体制の効率化をすすめます。</p>
<p><b>阪南市（政策共創室・税務課）</b></p>
<p>マイナンバーカードの普及促進に際しては、国の実施するマイナポイント事業への申込支援をはじめ、広報誌や市ウェブサイトでの周知、民間企業と連携した公民館講座の開設等の取り組みを実施しており、今後も一層の普及に努めてまいります。</p> <p>マイナンバーカードの活用に当たっては、納税者のサービス向上や税務行政の効率化につながるよう、引き続き、証明書の自動交付サービス、電子申告・申請、マイナポータルを利用した税情報の確認などの周知・啓発に努めてまいります。</p> <p>また、国の広報物を活用するなど安全性の周知について引き続き努めるとともに、内部監査を実施する等、引き続き管理体制の強化を図ってまいります。</p>
<p><b>田尻町</b></p>
<p>本町では、マイナンバーカードの交付時の本人確認は厳格に行い、暗証番号の取り扱いなども説明しながら交付をしております。令和４年１１月末時点の申請率は７９．０％、交付率は６７．９％と大阪府内でトップの申請率及び交付率となっております。</p> <p>マイナンバーカードの利用促進については、令和４年１０月１１日より全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末で、住民票の写し及び印鑑登録証明書の取得が出来るコンビニ交付を開始いたしました。</p> <p>今後とも、個人情報保護法や国のガイドラインに基づき、マイナンバーカードの利活用等による行政体制の効率化を図っていくとともに、それと併せて安全性の確保等に係る体制を強化してまいります。</p>
<p><b>熊取町（企画経営課、税務課）</b></p>
<p>国が示すロードマップに基づきますと、令和６年度においてマイナンバーカードと運転免許証との一体化などが予定されており、本町といたしましても、住民の利便性の向上に寄与する社会基盤として、引き続き、マイナンバー制度の普及促進に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、マイナンバー制度では、特定個人情報の保護措置として、「制度面における保護措置」と「システム面における保護措置」の両面で安全対策が図られており、様々な情報セキュリティ対策が実施され、利用者の安全確保を重要視しております。</p> <p>なお、課税情報や納税義務者等の情報とマイナンバーとの紐付けについては地方税の適正な課税に資するものであると認識しております。</p> <p>したがいまして、納税義務者等のマイナンバーを把握した上で課税情報等とマイナンバーとの積極的な紐付けを進めてまいるとともに、引き続き安全管理措置を講じてまいります。</p>
<p><b>岬町（しあわせ創造部）</b></p>
<p>マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤であります。全国民それぞれに対して付番された固有の１２桁の識別番号であるマイナンバーは、行政機関の情報連携をしやすくすることを目的に導入されております。マイナンバー法で定められた社会保障、税、災害対策分野の事務のみ利用できるなど厳格なルールが定められておりますので、住民基本台帳法などの関係法令を遵守し適切な取り扱いに努めて参ります。</p> <p>マイナンバーカードは、マイナンバーを証明する書類として利用できるだけでなく、本人確認書類としての利用、各種行政手続のオンライン申請、各種民間のオンライン取引など、日常生活の中で利用できるように国において広げられると同時に、マイナンバーカードを安全・安心にできるように、技術面、運用面の観点から安全な利用環境の整備にも取り組まれています。本町では、国と協力して住民に安全性の周知をはかりながらマイナンバーカードの普及促進に努めて参ります。</p>

**(9) 投票率向上に向けた環境整備について <継続>**

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。

また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。

加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

(回答)

貝塚市（選挙管理委員会）	※下線部追加
<p>本市では、令和3年10月から南海貝塚駅構内にある「まちの駅かいつか」に期日前投票所を増設し、通勤、通学に南海電鉄、水間鉄道を利用する選挙人の利便性の向上は図られたものと考えております。なお、期日前投票所を増設したことから、共通投票所の設置や期日前投票所の投票開始時刻の繰り上げ、終了時刻の繰り下げなど投票時間変更、投票所を設置する施設の公募については考えておりません。</p> <p>投票方法について自書式から記号式に改めるには、立候補締切後に投票用紙を作成しなければならず、立候補締切から投票日までの期間が短い本市の市議会議員選挙及び市長選挙においては準備が困難であること、また、これまで選挙機器類や電算システムを整備することにより、投開票作業の迅速化・効率化を図ってきたこと、さらに、候補者の氏名等を記載することができない選挙人については、投票所の事務に従事する者が、投票の秘密に配慮しつつ代筆する代理投票の対応を行っていることから、記号式投票の導入は考えておりません。当面、投票制度をめぐる国の動向を注視してまいります。</p> <p>不在者投票手続きのうち、投票用紙等の請求については、令和5年執行の統一地方選挙からマイナンバーカードによるオンライン申請が利用できます。当面、投票制度をめぐる国の動向を注視してまいります。</p>	
泉佐野市（選挙管理委員会事務局）	※従前と変わらず
<p>市内35か所の投票所については、投票者の利便性と投票率の向上を考慮して、町会館、公民館、学校施設等に設置するとともに、頻繁に人の往来がある施設である市役所内と南海泉佐野駅付近施設の2か所に期日前投票所を設置しております。</p> <p>共通投票所の設置、期日前投票の投票時間の弾力的な設定及び投票所設置に伴う公募については、運用に伴う経費の増大やセキュリティ面での課題を克服する必要があり難しいと考えますが、今後も近隣市町の動向を注視してまいります。</p> <p>記号式投票については公職選挙法第46条の2に定めがあり、地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙にのみ認められていますが、点字投票、期日前投票及び不在者投票を除くとされております。記号式投票及び不在者投票手続きについては、公職選挙法に基づいて実施しなければならないため、よりよいしくみを検討されるよう全国市区選挙管理委員会連合会を通して国に対し要望してまいります。</p>	
泉南市（総合事務局）	※従前と変わらず
<p>従前より、市内大規模商業施設における期日前投票所設置を検討してきたところですが、今後も引き続き、導入および維持に係る費用と、選挙人の利便性向上や、それに伴う投票率の向上などの費用対効果を十分検討しつつ、低コストでの実施方法や、導入済みの自治体での事例を研究し、期日前投票所の増設に向けて取り組みます。</p> <p>共通投票所の設置については全投票所のネットワーク構築が前提となり、費用が多額にのぼるため、現在の本市の状況においては消極的に捉えています。ただし、将来的には現投票所施設の老朽化、人口減少等により、市全体の公共施設等の最適化計画に合わせた投票区および投票所施設の見直しを推進する必要があり、検討が必要なものと考えています。</p> <p>投票方法、不在者投票手続きに関しては、一部法改正が必要なものがあります。総務省「投票環境の向上方策等に関する研究会」が、平成30年8月にまとめた報告書に不在者投票に関する内容が盛り込まれていますので、同報告書の内容を反映した改正法が施行された際には、適切に対処します。</p>	



阪南市（行政委員会事務局）	※従前と変わらず
<p>市内22箇所の投票所については、投票者の利便性と投票率向上を考慮して各行政区内の住民センター等に設置するとともに、頻繁に人の往来がある施設である市役所内に期日前投票所を設置しています。</p> <p>共通投票所の設置、期日前投票の投票時間の弾力的な設定及び投票所設置に伴う公募については、運用に伴う経費の増大やセキュリティ面での課題を克服する必要があり難しいと考えますが、今後も近隣市町の動向を注視してまいります。</p> <p>記号式投票については公職選挙法第46条の2に定めがあり、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙にのみ認められていますが、期日前投票と不在者投票を除くとされています。</p> <p>記号式投票及び不在者投票手続きについては、公職選挙法に基づいて実施しなければならないため、より良い仕組みを検討されるよう全国市区選挙管理委員会連合会を通して国に対し要望してまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>本町においては、頻繁に人の往来がある施設としては、役場、総合保健福祉センター、公民館があり、これらはすべて投票所としています。</p> <p>共通投票所の設置については、本町の町域が狭小であること、頻繁に人のお往来がある施設は町域中心部に集中し、既に投票所としていることから設置の予定はございません。</p> <p>期日前投票の投票時間については、期日前投票所が1か所であり、また、夜間の投票者が少ないため、現状どおりの投票時間を考えております。</p> <p><u>施設側からの投票所設置に伴う公募については、前述のとおり、頻繁に人の往来がある施設をすべて投票所としていることから、公募の予定はございません。</u></p> <p>投票方法の記号式については、国政選挙が自書式であるため、町の選挙のみを記号式にすると、投票者の混乱を生じる懸念があり、記号式投票を導入するのであれば、国政選挙を含めた、すべての選挙において導入することが望ましいと考えております。</p> <p>不在者投票手続きについては、現時点においては、対象者が少数であるため、直接又は郵便等による請求としていますが、国のデジタル・ガバメント実行計画において、自治体の業務システムの標準化・共通化が掲げられているため、その動向を注視してまいります。</p>	
熊取町（総務課）	※従前と変わらず
<p>平成31年度統一地方選に係る全国的なアンケート調査（明るい選挙推進協会発行 第19回統一地方選挙全国意識調査）の結果によると、若年世代の投票参加率が低く、また投票を棄権する理由については、投票環境の整備より、選挙に関する関心度の低さに起因するものが多数を占めている状況であることから、本町選挙管理委員会としては、今後の投票率の向上に向けて、投票環境の整備だけではなく、若者の期日前投票立会人の公募など、若年世代をターゲットにした、選挙に関する関心度の向上施策に取り組んでまいります。</p> <p>また、記号式投票については、地方公共団体議会の議員又は長の選挙にのみ認められたものでありますが、衆議院議員選挙や参議院議員選挙と投票方法が異なること、また記号式投票への変更を実施したとしても、期日前投票及び不在者投票は自書式投票のままとなり、混乱を招くおそれがあること等の理由により自書式投票から変更の予定はありません。</p> <p>不在者投票に係る投票用紙等のオンライン請求については、選挙人の利便性の向上を図るため実施に向け検討してまいります。</p>	
岬町（総務部）	※下線部追加
<p>本町では、投票者の最寄施設である集会所等に投票所を設けており、<u>比較的身近に投票所を設けている状況にあります。</u>共通投票所の設置については、二重投票防止のための措置が必要であることなど、課題があると認識しています。</p> <p>投票方法については、公職選挙法の規定にもとづき、適切に対応してまいります。<u>なお、本町では、不在者投票の請求手続きをオンライン上でも行うことができ、また、期日前投票所の投票立会人の公募を行うなど、選挙を身近に感じてもらい、投票率を向上させる取り組みを行っております。</u></p>	

## 5. 環境・食料・消費者施策

### (1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて <継続> ★重点項目

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策を継続的に実施するとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。

また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010 運動」については、コロナ禍において運動の広がりや困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。

また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

(回答)

貝塚市（廃棄物対策課）	※下線部追加
本市では、令和2年3月31日付で閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、一昨年から広報かいつか10月号に「食品ロス削減月間」と題し、賞味期限と消費期限の違いについての理解促進、また、家庭の冷蔵庫を整理し期限間近の食品や使いかけの野菜を使い切るなど、食品ロス削減に取り組む記事を掲載するとともに、ホームページに「3010 運動」についての推奨を行うなど、食品ロス削減に向けた啓発に取り組んでおります。	
泉佐野市（環境衛生課）	※従前と変わらず
事業所から発生する食品廃棄物の削減を目的とした長期保存冷蔵庫購入助成金制度を継続するほか、食品リサイクル法に基づく取り組みや、その他市として取りうる手段・方法について検討してまいります。	
泉南市（清掃課）	※従前と変わらず
引続き食品ロス削減に向け、広報紙やウェブサイトでの啓発、小学校での出前授業やイベントにて「食べ残し・食べきり」等促進の啓発に継続的に取り組みます。 また、「持ち帰り」の環境整備および「農作物の破棄」については、関係部署とも連携を図り食品ロス削減に努めます。	
阪南市（資源対策課）	※下線部追加
食品ロス削減対策として、市ウェブサイト「食品ロス削減の取組み」のページを設け「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」並びに「食品ロス削減レシピ」を活用した啓発を行うとともに、市内小学生を対象とした「できることからやってみよう！食品ロス削減ポスターコンクール」を実施するなど、食品ロス削減に向けた取組みを推進しています。 <u>今後、市民の皆さんが取り組めるような「食べきりレシピ」や冷蔵庫での保管方法等を紹介するとともに、アフターコロナに向けて「3010 運動」や「食べきり」、「持ち帰り」の継続的な促進を図ってまいります。</u>	
田尻町	※従前と変わらず
食品ロス削減については、昨年度同様、広報等において、家庭での普及活動を行っているところです。また、事業所を含めた本町の取組みについては、田尻町廃棄物処理基本計画の今後の見直しの中で検討していく予定であります。さらに、農作物の破棄に伴う有効活用においても、農業所管部署との情報共有等を行ってまいります。	
熊取町（環境課）	※下線部追加
食品ロス削減における本町の取組みについては、第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し版）や令和2年5月策定の熊取町エコプロジェクトに基づき、以下の啓発活動を積極的に実施しています。 <b>【主な取組】</b> 外食産業をはじめとする食品関連事業者への積極的な働きかけについては、 <u>食べ残しの持ち帰り容器提供、容器持参の認可や小盛り対応等の取組みに協力可能な飲食店を登録する「熊取町mottECO食べきり協力店制度」を創設し、町内各店舗に赴き登録の協力を呼びかけ、約30店舗の協力可能店に「mottECO」ステッカーや啓発ポスター等を配布しました。</u>	

住民への周知啓発については、上記ステッカーや啓発ポスターの掲載をはじめ、町制 70 周年記念事業で作成した町内飲食店掲載冊子「ぼど」の中で、「おいしく楽しく食べきろう！」の呼びかけなどを行いました。

このように全戸配布である当該冊子への掲載や広報紙、ホームページへ掲載することにより、効果的な住民への啓発活動を実施し、「食べきり」の促進や「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めています。

【その他の取組】

①「毎週月曜日は“食べマンデー”」

・「毎週月曜日は“食べマンデー”」をキャッチコピーとして、広報やホームページへの啓発記事掲載、町内小中学校や公共施設への啓発ポスター掲示、環境フェスティバルでの啓発パネルの展示や本部テントでのチラシ配布によるPRの実施など積極的に推進しています。

②「冷蔵庫スッキリ！レシピ」の作成

・食品ロス削減に関するアンケートを実施し、本町の住民の方が捨てがちな食材を把握したうえで、その食材を利用した熊取町オリジナルの「冷蔵庫スッキリ！レシピ」を熊取町食生活改善推進協議会の協力のもと作成しており、広報、ホームページ等で公開しています。

③食品残渣分析調査の実施

・令和3年2月に環境省による食品ロス実態調査支援事業を活用し、食品残渣分析調査を実施済みである。これにより明らかになった本町における一般家庭から排出される可燃ごみの食品ロス割合などの調査結果をホームページに掲載しました。

・上記調査時に撮影した、まだ食べられるのに捨てられている農作物や食品残渣の実態写真を用いたポスターを各公共施設や各小中学校で掲示し、周知啓発を行っています。

以上、食品ロス削減の啓発に努めているところであり、今後においても、あらゆる機会を通して、継続して啓発に努めてまいります。

岬町（しあわせ創造部）

※従前と変わらず

食品ロス削減に向けて、住民や事業者に対する理解と取り組みを推進するため、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。

**(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について <継続>**

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

また、「フードバンクガイドライン」の策定によって支援のあり方が効果的になっているか検証を行うとともに、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

(回答)

貝塚市（福祉総務課、廃棄物対策課）

※従前と変わらず

大阪府や近隣市町の動向を注視し、フードバンクをはじめとする民間団体やNPO法人などとの連携及び本市の教育委員会や関係部局との連携も含め、今後の取組みのあり方について、研究をしてまいります。

泉佐野市（おもてなし課、地域共生推進課）

※下線部追加

市の委託事業にて、令和4年度より、フードバンクを設置し運営を開始しています。地域内で、参加頂ける企業は増加傾向で、それに伴って、入荷・譲渡量も増加の傾向です。

また、農林水産省にフードバンク登録されHPで活動を紹介頂いたことや、市の広報を活用して、社会的認知も高まりつつあります。

大阪いずみ市民生活協同組合様と締結した「食糧等分配支援事業に関する協定書」に基づき、「こども食堂」及び「生活困窮者等の保護と自立の促進を図る事業」を対象として、生協様の宅配事業での入荷した食品のうち使用されなかった安全な食糧を無償で提供いただいております。

泉南市（生活福祉課）	※従前と変わらず
<p>本課が自立相談支援事業等を委託している事業者にて現在フードバンクを行っているところですが、清掃課よりにおいて廃棄食料をフードバンクに活用する構想があり、清掃課と委託先事業者にて協定を結び廃棄食料をフードバンクに活用するための準備を進めているところです。</p> <p>本市にてフードバンクを行っている事業者が前述委託事業者のみであり、その事業者とは常に情報交換を行っていることから現時点では協議体設置の予定はありません。</p> <p>また、社会的認知向上については、現在行っている広報活動の強化充実に取組みます。</p>	
阪南市（資源対策課）	※下線部追加
<p>平成29年10月に、フードバンク事業を実施している大阪いずみ市民生活協同組合と本市において、<u>食材を無料で提供していただいただけの要援護者食糧等分配支援事業に関する協定を締結し、職員が定期的に和泉市にある生協の物流センターに食料品を頂きに上がり、直接運搬し、その後、市で保管することにより、困窮されている方々に対し迅速な対応が可能となっています。</u></p> <p>また、<u>阪南市社会福祉協議会においても、令和元年7月に、同生活協同組合と協定を締結し、市内の子ども食堂の食材として、運営団体と社会福祉協議会職員が協力して、定期的に生協の物流センターへ食料品をいただきに行っているところです。</u></p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>現在、本町内においては、フードバンク活動団体はありません。</p> <p>今後、当該活動を希望する団体に対しては、町として可能な支援の検討を行ってまいります。</p>	
熊取町（環境課）	※下線部追加
<p>本町では、「熊取町エコプロジェクト」に基づき、令和2年10月より役場、ふれあいセンター、公民館、図書館、体育館、煉瓦館、駅下にぎわい館の町内公共施設に食品回収（フードドライブ）窓口を常設しており、この活動で回収した食品を月に一度、町内の子ども食堂やフードバンクOSAKAへ提供しているところです。</p> <p>今後においても、「食品ロス削減推進法」の理念を念頭に、<u>ごみダイエットの推進とともに食品ロス削減において、フードバンクOSAKA等と連携体制を維持しながら、町内イベントや広報、ホームページなどを通じて社会的認知を高めるための普及啓発等に努めてまいります。</u></p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>食品ロス削減に向けて、住民や事業者の取り組み等を推進するため、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。</p>	

### (3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について <継続>

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(回答)

貝塚市（福祉総務課）	※従前と変わらず
<p>本市では、悪質クレーム対策に特化した取り組みは行っておりませんが、市内商業施設や公共施設に消費者問題に関する様々なパンフレット等の配架や広報誌及びホームページへの記事掲載を通じて、消費者への情報提供、啓発に努めております。</p> <p>また、消費者教育の一環として、講演会を開催するなど、消費者としての知識・情報を深める機会を提供し、消費者教育の推進に取り組んでおります。</p>	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
<p>消費生活センターを中核として相談業務・啓発の充実をはかり、消費者教育の一環として悪質クレームの抑止・撲滅等を推進するため、高齢者から子どもまであらゆる世代の消費者へ適切な情報提供や注意喚起を促すよう取り組んでまいります。</p>	

泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
現在、消費者庁事業の消費者の倫理的消費の項目の中にはカスタマーハラスメント防止のための啓発は含まれていないため、行っていません。	
阪南市（生活環境課）	※下線部追加
市独自の判断基準の策定については、国の「対応困難者への相談対応標準マニュアル」や「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」、大阪府等の動向を踏まえ検討するとともに、消費生活センターの役割や消費者の役割について啓発を行い、消費者教育に努めてまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
悪質クレーム対策や消費者教育については、一般消費者も互いの立場を尊重し合う社会を構築する事が求められており、今後も国や大阪府、関係団体と連携して情報収集するとともに、広報やホームページによる啓発活動等を実施してまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
本町の消費生活センターは消費者被害の未然防止を目的として設置されておりますが、消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅の推進については、消費者教育の充実の一環として検討してまいります。 また、町独自の判断基準の策定については、他市町村の状況も確認し、研究してまいります。	
岬町（都市整備部）	※下線部追加
本町におけるカスタマーハラスメントの抑止・撲滅を推進するため、カスタマーハラスメント対策に関する情報を町広報紙やホームページにおいて情報提供するように努めてまいるとともに、国において実施されているカスタマーハラスメント対策の状況を踏まえ、本町の実情に即した対策に努めてまいります。	

#### (4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について <継続>

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。

この間、SNSやアプリなど、幅広い広報媒体を活用して周知をはかっているが、高齢者については、そうした媒体の利用については低いと思われるので、従来型のチラシ・ポスターでの周知の充実もはかること。

(回答)

貝塚市（危機管理室 福祉総務課）	※従前と変わらず
本市では、特殊詐欺や悪徳商法の撲滅を目的に、広報紙及びホームページに記事を掲載するとともに、公共施設にパンフレットを配架し、消費者への情報提供、注意喚起を行っております。また、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺についての注意喚起についても既に実施しております。さらに、警察と連携し、年金支給日にあわせた街頭啓発活動に取り組んでおります。	
泉佐野市（自治振興課）	※従前と変わらず
特殊詐欺の被害防止対策としまして、啓発チラシ等を配布するとともに、青色防犯パトロール車両により市内全域の巡回時において、啓発アナウンスを行っております。今年度も新型コロナウイルス感染症拡大に乗じ、特に高齢者を狙った還付金詐欺が多発しており、新たな手口への注意喚起アナウンスを行っております。さらに、特殊詐欺に係る広報啓発及び注意喚起等を連携して実施するために、本市、泉佐野警察署、防犯協議会、事業所防犯協会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、泉佐野市町会連合会、泉佐野商工会議所、大阪タオール工業組合で、特殊詐欺被害防止対策協定を締結しております。また、平成29年に迷惑電話防止装置300台を購入し、65歳以上の市民に無償貸し出しを継続して実施しており、振り込め詐欺などの被害防止対策を講じております。	
泉南市（産業観光課、生活福祉課）	※従前と変わらず
特殊詐欺対策として有効な留守番電話の効果的な使い方などをはじめとした様々な悪質商法の被害防止をチラシやウェブサイト、SNSを活用して啓発に努めます。	

詐欺被害について、警察や防犯委員会と協力し、啓発に努めます。自動通話録音機の無償貸し出しや、購入補助等については実施していません。	
<b>阪南市</b> （生活環境課）	※下線部追加
広報誌や市ウェブサイト、SNS等を活用し、増加傾向にある相談事例、特殊詐欺や新型コロナウイルス感染症拡大に便乗した新たな詐欺の手口等について紹介し、注意喚起に努めています。加えて、チラシや「悪質な訪問勧誘お断りステッカー」の配布等により、詐欺手口の周知啓発、被害の未然防止に努めてまいります。	
<b>田尻町</b>	※従前と変わらず
特殊詐欺被害の未然防止対策や消費生活に係る被害防止対策については、広報やホームページでの啓発に加えて、啓発物品等による啓発も行っています。また、消費生活相談については、相談員が国や大阪府、関係機関と連携することで、引き続き本町に適した消費者施策を研究し、効果的に取組めるよう努めてまいります。	
<b>熊取町</b> （危機管理課）	※下線部追加
住民の方や泉佐野警察署などからの不審電話の発生、特殊詐欺事案の多発等に関する連絡に応じ、熊取町安全パトロール隊によるパトロールにあわせて、詐欺の手口や不審電話の対応など、車載スピーカーによる音声広報を行い、啓発に努めております。	
さらに、防災行政無線による特殊詐欺事案発生の注意喚起を行っており、加えて、町広報紙への啓発記事の掲載や回覧板により新たな手口も踏まえた注意喚起やチラシの配布、 <u>町施設でのポスター掲示や啓発物の設置</u> なども行っております。	
今後も、泉佐野警察署等と緊密な連携を図りながら、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。	
<b>岬町</b> （都市整備部、まちづくり戦略室）	※従前と変わらず
町内で特殊詐欺の情報があった場合は、泉南警察署と連携し、防災行政無線等において情報提供及び注意喚起を行っています。また、自動通話録音機の無償貸し出しや注意喚起ティッシュの配布などにより被害の未然防止に努めています。今後も、関係部局などと連携を図り、特殊詐欺に係る情報の共有を迅速に行うことで未然防止対策に努めるとともに、広報や町内イベント等を活用し広く注意喚起を行うよう努めてまいります。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大に乗じた特殊詐欺については、関係部局との連携を密に取るなどして、住民に対して迅速な注意喚起を行うよう努めてまいります。	

**(5) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について <継続>**

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」を行った大阪府が、市町村に対してもさらに表明が進むよう働きかけること。とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知は行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

(回答)

<b>貝塚市</b> （環境衛生課 商工観光課）	※下線部追加
本市では、平成18年度に貝塚市地球温暖化対策推進委員会を設置し、温室効果ガスの削減について意識共有を図り、市の事務事業に関する貝塚市地球温暖化対策実行計画を策定して全庁的に取り組んでいるところです。 <u>今後、行政のみならず市民や事業者を対象とした温室効果ガス削減の取組みを促進し、さらに有効な対策とするために計画の改定を行い、市域全体の施策について検討していくこと</u> としていきます。また、市民に対しても、貝塚市住宅省エネルギー設備設置費補助事業において、市内の住宅への太陽光発電設備などの設置を促進するとともに、環境学習などを通じて地球温暖化についての意識喚起を促しております。	

<p>大阪府地球温暖化対策実行計画に示す取組みにつきましては、今後も大阪府と連携して、市民や事業者への啓発に努めてまいります。また、商工会議所など関係機関と連携し、情報収集及び情報共有に努めるとともに、国・府の制度や計画をふまえて、必要に応じて支援を検討してまいります。</p>	
<b>泉佐野市（環境衛生課）</b>	※下線部追加
<p>令和3年9月に、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」を行ったことを踏まえ、<u>現在再生可能エネルギー導入計画の策定を進めており</u>、産業界とも取組状況の情報共有を図りながら地球温暖化対策の推進に努めてまいります。</p>	
<b>泉南市（環境整備課）</b>	※従前と変わらず
<p>「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に関して、広報紙等を通じて市民の行動を促すよう努めます。さらに市民に向けてどのような取組ができるか検討します。</p> <p>「大阪府地球温暖化対策実行計画」で示された2030年に向けて取組む項目については、どのような分野で府と連携できるか、また、市民・事業者への周知の仕方について検討します。</p> <p>各方面からの要請、ニーズを的確に把握し、可能な限り、地方自治体として支援していけるよう努めます。</p>	
<b>阪南市（生活環境課）</b>	※従前と変わらず
<p>本市では、令和3年2月5日付け「阪南市ゼロカーボンシティ宣言」において、市民・事業者等と一体となって、少しでも良い環境を次世代に引き継ぐため、2050年までに市内の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを表明しています。</p> <p>市民・市域の事業所に対しては、今後さらに展開される脱炭素に向けた国・大阪府の支援事業を含め、広く情報発信に努めてまいります。</p>	
<b>田尻町</b>	※従前と変わらず
<p>本町は、大阪府の「おおさかスマートエネルギー協議会」に参加し、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、大阪府、府下市町村と情報交換を行い、広報等を通じ、太陽光パネル・蓄電池共同購入などの情報提供を実施しています。今後、産業振興所管部署とも連携を取る中、事業者への関連情報を発信し、必要な支援策については、府下全域の状況を見ながら、研究をして参ります。</p>	
<b>熊取町（環境課）</b>	※下線部追加
<p>本町においては、既に令和2年5月25日付け「熊取町気候非常事態宣言」の中で、「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて取り組む」ことを表明しています。</p> <p>また、大阪府が取り組む項目については、大阪府から「太陽光発電及び蓄電池の共同購入支援事業」や「中小事業者のための省エネ・省CO<sub>2</sub>セミナー」の案内があれば、各関係課に情報提供し、各公共施設窓口でのチラシの配架依頼をしています。今後においても、必要に応じて住民や事業所へのホームページ掲載など周知、啓発に取り組んでまいります。</p> <p>今年度については、環境省における地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用を視野に入れ、<u>2050年カーボンニュートラルの実現を目指した熊取町再生可能エネルギー導入戦略、地球温暖化対策実行計画「区域施策編」の策定、同計画の「事務事業編」の改定を予定しているところ</u>です。これにより本町ではどのような再生可能エネルギーの導入が可能かや2030年までに温室効果ガス排出量が2013年度比で国、府よりさらに高い目標となる59%削減を改めて設定し、あるいは2050年までに実質ゼロとなるにはどのような取組が必要となるのかなどを明らかにするとともに、再生可能エネルギー導入目標を策定する予定です。</p> <p>今後においても、同様に大阪府と連携しながら<u>庁内における率先行動となるような取組みを推進するとともに住民及び事業所に向けた行動変容につながるような様々な取組の周知を行ってまいります</u>。また、本町における今後の取組みとして、民間企業や地元事業所等との連携強化についても視野に入れていきたいと考えています。</p>	
<b>岬町（しあわせ創造部）</b>	※従前と変わらず
<p>「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、温室効果ガス排出量の削減をさらに推進していくとともに、「岬町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」で示した取り組み項目について、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。</p>	

## (6) 再生可能エネルギーの導入促進について <継続>

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

(回答)

貝塚市（環境衛生課）	※従前と変わらず
本市では現在、蓄電地を併設する住宅太陽光発電システムなどの設置を促進するために、貝塚市住宅省エネルギー設備設置費補助事業を実施し、市内の住宅への再生可能エネルギーなどの利用を促進しているところ。再生可能エネルギーの導入促進に関する条例の制定については考えておりませんが、引き続き大阪府と連携して、導入促進の啓発に努めるとともに、設備に関する技術開発などの支援の仕組みについて、今後、国や大阪府の動向を注視してまいります。	
泉佐野市（環境衛生課）	※従前と変わらず
再生可能エネルギーについては、すでに一般家庭向けに家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)設置に係る補助金制度を設けており、引き続き継続してまいります。 また、再生可能エネルギー導入計画を策定することにより、地域に適した再生可能エネルギーを有効活用し、脱炭素社会の実現を目指してまいります。	
泉南市（環境整備課）	※従前と変わらず
再生可能エネルギーの導入促進に対応したいところですが、予算の確保が困難なことから、現時点では導入の予定はありません。	
阪南市（生活環境課）	※従前と変わらず
国の補助金等を最大限活用するために情報収集に努めるとともに、今後さらに展開される再生可能エネルギー導入を促進する国・大阪府の支援事業を含め、広く情報を発信してまいります。	
田尻町	※下線部追加
現在本町においては、条例等の制定及び補助金はなく、事業者等からの補助金に関しての問い合わせには、国の制度や補助金の案内を実施しています。今後、新設の公共施設に対して、 <u>太陽光発電による再生可能エネルギーの導入</u> を積極的に検討していく予定です。	
熊取町（環境課）	※従前と変わらず
再生可能エネルギーの導入促進にあたっての事業所向け調査コスト・開発リスクに対する各種補助金や技術開発などの支援については、環境省において様々な補助金事業が展開されており、国の補助事業の活用をお願いしたいと考えています。	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
再生可能エネルギーの導入促進に向けて、再生可能エネルギーを効率的に利用するため、大阪府をはじめ関係機関と連携し、手法等について検討してまいります。	

## 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

### (1) 交通バリアフリーの整備促進について <継続>

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

(回答)

貝塚市（都市計画課）	※従前と変わらず
本市の主要5駅のうち、南海貝塚駅、南海二色浜駅、JR和泉橋本駅、水間鉄道貝塚駅の4駅は、鉄道事業者に対して財政支援を行い、既にバリアフリー化が完了しております。 残るJR東貝塚駅につきましても、西日本旅客鉄道株式会社が令和5年度完了に向けて事業をすすめており、整備費用について応分の負担を市として行っております。	



<p>なお、これら設備の維持管理・更新費用や設置後の補修等に対する財政支援については考えておりません。</p>	
<b>泉佐野市（都市計画課）</b>	<b>※下線部追加</b>
<p>バリアフリー法に基づく基本方針におきまして、障害者の自立や社会参画を促す「ノーマライゼーション」の観点から、国のみならず、地方公共団体においても鉄道事業者の設備投資に対して支援を行うことが重要である、とされています。これらの観点から平成 20 年度に「泉佐野市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備補助金交付要綱」を定めており、この要綱により鉄道事業者に対して事業費を補助することで、障害のある人や高齢者等の社会参加の促進と福祉のまちづくりの推進を図っております。</p> <p>具体的には、平成 21～23 年度にかけて「JR 日根野駅」、平成 25 年度には「南海羽倉崎駅」、平成 27 年度には「りんくうタウン駅」、平成 29 年度には「南海鶴原駅」、平成 30～令和元年度には「南海井原里駅」のバリアフリー化に対する補助を行っており、関西国際空港駅、りんくうタウン駅、泉佐野駅、羽倉崎駅、日根野駅、鶴原駅及び井原里駅につきましては、一定の整備が完了したところであります。</p> <p>鉄道駅舎のバリアフリー化につきましては、平成 23 年 3 月 31 日のバリアフリー法に基づく基本方針の改正により、1 日当りの乗降客数が 3,000 人以上の駅を平成 32 年度までに原則として全てバリアフリー化することとされており、「井原里駅」バリアフリー化完成により、本市では 1 日当りの乗降客数 3,000 人以上の駅のバリアフリー化が完了しました。</p> <p>本市における残る鉄道駅舎は、乗降客数 3,000 人未満の「JR 東佐野駅」、「JR 長滝駅」の 2 駅となりますが、現時点でバリアフリー化の目途は立っていないものの、今後、JR 西日本から要望があれば、<u>施設整備費用の一部助成の検討等</u>、積極的に対応してまいりたいと考えております。なお、設置後の維持管理費用は、管理者負担が原則であることから助成は困難であると考えられますが、耐用年数を経過するなど老朽化した設備更新に対する助成につきましては、国や府へ財政的支援を働きかけてまいりたいと考えております。</p>	
<b>泉南市（都市政策課）</b>	<b>※従前と変わらず</b>
<p>鉄道駅舎については泉南市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱を制定し、バリアフリー化設備の整備にあたって補助金を交付しています。</p>	
<b>阪南市（都市整備課）</b>	<b>※従前と変わらず</b>
<p>公共交通機関のバリアフリーについては、国・事業者・市の 3 者で取り組んでいます。</p> <p>現時点では維持管理・更新費用に対する財政支援措置は困難ですが、国に対してバリアフリーに関する財政措置が行われるよう、大阪府市長会を通じて要望しているところです。</p> <p>今後においても国・大阪府等の動向を踏まえ、取り組んでまいります。</p>	
<b>田尻町</b>	<b>※従前と変わらず</b>
<p>田尻町で唯一の沿線駅である南海本線吉見ノ里駅は、エレベーターやエスカレーターを必要としない駅舎の構造となっていますが、バリアフリー化の促進と多様な利用者の利便性の向上、安全対策の充実を図るため、スロープの改修や多機能トイレの設置などのバリアフリー化設備整備工事を令和元年度に実施いたしました。これにつきましては、町からも負担金を拠出しています。</p> <p>設置後の補修等の財政的補助につきましては、今後の課題として大阪府、他市の状況を踏まえて検討してまいります。</p>	
<b>熊取町（道路公園課）</b>	<b>※従前と変わらず</b>
<p>本町唯一の JR 熊取駅（橋上駅）及び本町自由通路については、既にエレベーターやエスカレーターを設置しており、これら設備の維持管理費用はそれぞれの施設管理者が負担していることから、財政支援措置は現在のところ考えておりません。</p>	
<b>岬町（都市整備部）</b>	<b>※従前と変わらず</b>
<p>町財政は非常に厳しく、町独自での支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用した整備の促進に努めてまいります。また、設置後の補修についての助成につきましても、国・大阪府に働きかけてまいります。</p>	

## (2) 安全対策の向上に向けて <継続>

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者 10 万人未満の駅に設置する費用に対する助成や、令和 4 年度まで固定資産税を軽減する特例措置についてのさらなる延長等、税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。

また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市（町村）や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

(回答)

貝塚市（都市計画課）	※下線部追加
ホームドア・可動式ホーム柵の設置に対する助成や補修に係る助成については、現在のところ考えておりません。	
なお、高齢者や障がい者の方をはじめとしたすべての人の移動の安全性を向上させるための取り組みにつきましては、 <u>交通事業者と連携して、今後も進めてまいります。</u>	
泉佐野市（都市計画課）	※下線部追加
ホームドア・可動式ホーム柵の設置につきましては、視覚障害者の転落を防止するための設備として非常に効果が高く、その整備を進めていくことの重要性を認識しておりますが、車両扉の統一等の技術的困難性や投資費用等が課題となっております。	
このような状況のもと、国におきまして、新たなバリアフリー化の整備目標の達成に向けて令和 3 年 5 月に閣議決定されました第 2 次交通政策基本計画において示された方向性を踏まえた「 <u>鉄道駅バリアフリー料金制度</u> 」が令和 3 年 12 月に創設され、鉄道事業者が利用者から収受した料金を、ホームドアやエレベーターなどのバリアフリー設備の整備（設置、改良、更新、維持管理等）に充てられることとなった事に伴い、 <u>本市としましては鉄道事業者によるバリアフリー化が加速するものと考えております。</u>	
<u>一方で、これまで交通政策基本計画において施設整備の対象とならなかった平均乗降客数 3,000 人未満の旅客施設について、本市における鉄道駅舎は、「JR 東佐野駅」、「JR 長滝駅」の 2 駅があり、現時点でバリアフリー化の目途は立っていないものの、今後、JR 西日本から要望があれば、施設整備費用の一部助成の検討等、積極的に対応してまいりたいと考えております。</u>	
<u>また、「誰もが分け隔てられないことない共生社会の実現」のため、「心のバリアフリー」の推進にも努めてまいりたいと考えております。</u>	
泉南市（都市政策課）	※従前と変わらず
鉄道駅舎については大阪府鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助金交付要綱により、鉄道事業者が行う可動式ホーム柵の整備にあたって、国、泉南市が協力して補助金を交付します。	
阪南市（都市整備課、税務課）	※下線部追加
鉄道駅の転落防止については、国・事業者・市の 3 者で取り組んでいます。	
現時点では、転落事故防止促進のための財政支援措置等は困難ですが、国に対してバリアフリーに関する財政措置が行われるよう、大阪府市長会を通じて要望しているところです。	
<u>固定資産税（償却資産等）を軽減する特例措置については、総務省からの通知に基づき適切に対応しています。</u>	
今後も、国・大阪府等の動向を踏まえ、取り組んでまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
ホームドア等の設置や高齢者等への介助、支援につきましては、研究、検討し、必要に応じ鉄道事業者と協議してまいります。	
熊取町（道路公園課）	※従前と変わらず
本町唯一の JR 熊取駅（橋上駅）におけるホームドア・可動式ホーム柵の設置については、それぞれの施設管理者が負担することになりますが、財政措置等は現在のところ考えておりません。	
また、高齢者や障がい者の方への介助については、今後、駅利用者の安全性、サービス低下が認められる場合は、交通事業者に対し、申し入れていきたいと考えています。	

岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
町財政は非常に厳しく、町独自での支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用した整備の促進に努めてまいります。また、設置後の補修についての助成につきましても、国・大阪府に働きかけてまいります。	

### (3) 交通マナーの向上について <新規>

コロナの感染拡大の影響により、宅配業者も増加している。それにより自転車を巻き込む事故も増加している。原因はさまざまではあるが、ひとつに自転車運転者マナーの問題も指摘されている。事故防止のための自転車専用レーンの整備や、自転車運転者への法令遵守やマナー向上への周知・徹底を図ること。

(回答)

貝塚市（道路公園課）
交通マナーの向上につきましては、小中学校を対象に生徒の発達段階を踏まえて自転車の交通安全教育を行い、交通ルールの遵守や危険運転をしないよう指導を行っています。 また、自転車交通安全指導内容の充実に努めるとともに、貝塚市交通安全対策協議会における春秋の交通安全運動やキャンペーン等を通じて、子供から高齢者まで交通安全意識の向上を、今後とも図ってまいります。 また、自転車専用レーンの整備につきましては、貝塚市自転車利用環境の整備に関する基本方針に基づき、青色の矢羽根ペイント等、交通状況を踏まえた整備を検討してまいります。
泉佐野市（道路公園課）
大阪府交通白書によりますと、令和3年の自転車乗車中の交通事故が8,880件発生し、令和2年と比較して106件増加しています。 泉佐野市におきましても、痛ましい事故を防ぐため、子どもたちを対象としたリーフレット・DVD（小学校のみ）による交通安全啓発を市内3カ所のこども園・13ヶ所の小学校で行なっております。 また、春、秋の全国交通安全運動実施期間前に運転免許保有者を対象とした交通安全資料による啓発を行なっております。 また、市内在住の小学生以下の子どもを対象とし、ヘルメット購入金額の一部について泉佐野地域ポイント「さのぼ」にて助成を行い、自転車乗車時のヘルメット着用を促進しております。
泉南市（環境整備課）
泉南警察署、泉南市交通事故をなくす運動推進本部、泉南市交通対策指導員会などの関係機関と情報共有し、毎月15日の早朝街頭指導等で自転車利用者に正しい通行方法を周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図ります。
阪南市（生活環境課）
平成27年6月1日に、改正道路交通法が施行され、自転車の違反が厳罰化されました。さらに、令和2年6月30日に施行された改正道路交通法では、自転車の危険行為が1項目増え、15項目となりました。 警察も自転車運転者への罰則を強化し、日々交通安全対策に取り組んでいるところでありますが、市としても、自転車運転の安全走行について、啓発を行うとともに、今後も引き続き、交通安全対策のさらなる強化を要望してまいります。
田尻町
小学校低学年に対しては「小学校交通安全教室」を開催して、安全な自転車の乗り方を指導しています。また、高齢者に対しても同様に「自転車交通安全教室」を開催しています。今後は開催対象者を拡大するなどの検討を行い自転車交通事故の無い街並みを目指します。
熊取町（道路公園課）
大阪府自転車条例が平成28年4月に施行されてから、本町においては、条例の内容等について、町広報紙及びホームページに掲載し、自転車マナーや自転車保険の加入等の啓発に努めております。 また、熊取町「交通事故をなくす運動」推進本部の事業活動の一環としまして、泉佐野警察と連携し、町内全小中学校において、自転車運転マナーを含めた交通安全教室を実施しています。

なお、自転車レーンの整備については、本町における道路状況等を勘案し、関係機関と連携を図りながら今後の課題として検討してまいります。

今後においても、引き続き泉佐野警察署と連携を図りながら、鋭意事故防止対策に取り組んでまいります。

**岬町（しあわせ創造部）**

自転車運転者への法令遵守やマナーについて、関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。

**(4) キッズゾーンの設置に向けて <継続>**

保育中の子どもや通園中の園児や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険箇所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険箇所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所も散見されることから、必要なメンテナンスも行う事。引き続き対策必要箇所の把握・設置が進むよう、大阪府と連携し、指導・支援を行うこと。また、運転手にも広く周知するため、免許更新の際に注意を呼び掛けるなど、キャンペーン等を実施すること。

(回答)

<b>貝塚市（子育て支援課・道路公園課）</b>	※下線部追加
<p>本市では、小学校区での通学路の安全対策に加え、未就学児が日常的に集団で移動する経路についても安全確保の対策が必要となることから、「貝塚市通学路交通安全プログラム」に基づき、貝塚市、貝塚警察署、大阪府岸和田土木事務所、国土交通省大阪国道事務所、市内小・中学校、認定こども園等で構成する貝塚市通学路安全推進会議において合同点検を実施し、対策箇所の改善を行っております。</p> <p>「キッズゾーン」については、現在のところ対象施設からの要望等もないため設置予定はありませんが、今後必要に応じて対応してまいります。</p>	
<b>泉佐野市（子育て支援課）</b>	※従前と変わらず
<p>未就学児の集団移動経路（散歩の道等）の緊急安全点検を受け、民間園長会等で協議の結果、「キッズゾーン」のモデル実施として1園を指定しています。その他、設定希望の園もあることから設置に向け、関係機関と調整し、事業実施に向け引き続き検討してまいります。</p>	
<b>泉南市（保育子ども課、道路課）</b>	※下線部追加
<p>例年「泉南市通学路交通安全プログラム協議会」に出席しており、関係機関と協議の上、キッズゾーンの設置や歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスを検討し、協力を呼び掛けます。</p> <p>キッズゾーンの設定については、保育担当部局から協議があれば、警察と共に内容の精査を行い、設定に協力します。危険箇所への安全対策につきましても、保育担当部局や警察署と協力して進めます。</p>	
<b>阪南市（こども政策課）</b>	※従前と変わらず
<p>保育中の子どもや通園中の園児や保育士が巻き込まれる交通事故の防止については、国からも令和3年8月に「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園部における安全管理の徹底について」が発出されています。</p> <p>本市では、この通知に基づき、各施設に交通事故防止の注意喚起を行い、園外活動における安全管理の徹底に努めており、今後も継続して取り組んでまいります。</p>	
<b>田尻町</b>	※下線部追加
<p>キッズゾーンはスクールゾーンに準ずるものとされており、田尻町の保育所の周辺道路は小学校等の通学路に設けられているスクールゾーンの範囲と重複しております。これまでと同様に、関係団体と実施している合同点検を引き続き実施し、以前からの懸案対策箇所の選定や点検結果から明らかになった対策必要箇所について、ハード及びソフト対策などの交通安全対策を継続して行ってまいります。</p>	

<p>法定外表示に該当する側帯線等については、計画的に引き直しを実施していきます。</p> <p>また、法定表示に該当する一時停止線、横断歩道などについては、管轄警察署に引き直しの要望などを今後も継続して行います。</p>	
熊取町（保育課、道路公園課）	※下線部追加
<p>キッズゾーンとは、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するために設定するものですが、町立保育所では、国の保育所保育指針に基づき、より具体的な安全対策を講じるため、散歩に出かける前の注意事項や散歩時における保育士の配置方法などを取りまとめた「散歩安全マニュアル」を独自に策定し、園外活動の安全対策に努めています。さらに、町立保育所や民間保育園等においては、散歩コースの再点検と安全確認のほか、交通量の多い散歩コースの見直しなど、ソフト面を中心に対策を講じることで速やかに対応を行っているところです。</p> <p>また、令和3年1月からは、<u>未就学児童の移動経路における安全確保に向けた効果的かつ効率的な取り組みを推進するため、通学路安全推進会議に、関係機関として、保育担当部局も参画するとともに、通学路等交通安全プログラムにおいて、未就学児童の移動経路も対象とし、大阪府、泉佐野警察署と連携して、安全対策について検討することとしております。</u></p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>本町では、保育施設周辺道路には、安全ボランティアの協力により、児童の見守り、安全確保に努めていただいているところです。「キッズゾーン」の設置については、引続き検討し、今後においても、継続して交通事故の防止に尽力してまいります。</p>	

**(5) 防災・減災対策の充実・徹底について <継続> ★重点項目**

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市（町村）民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。災害時における避難所についての環境整備についてもはかること。また「おおさか防災ネット」の運用状況（登録）について推移を示すこと。

加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等、市町村の支援を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

また「避難所の感染対策・訓練」だけでなく、災害時に市民が避難を躊躇しないようコロナ禍での避難対応のマニュアル・指針を広く府民へ示すこと。地域における防災の担い手となる、防災の資格である「防災士」の取得を促すための広報や、養成研修実施機関として登録すること。

特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成の市町村を拡大するよう支援すること。

(回答)

貝塚市（危機管理室）	※下線部追加
<p>本市では、災害の危険性を認識し備えを高めるようハザードマップを掲載した冊子を市内の全世帯、事業所に配布してきました。また、市民や事業者などを対象とした防災出前講座の開催や地域独自の防災訓練への職員の参加並びに支援を行い、地域防災力の向上に努めております。</p> <p>また「避難行動要支援者名簿」については毎年度更新し、情報伝達体制についても防災行政無線やエリアメール、市のホームページ、SNS等の複数の手段を用いて住民に情報が届くよう努めており、ホームページについても見やすくわかりやすいものとなるような工夫を行ってまいります。</p> <p>次に、<u>おおさか防災ネットの運用状況につきましては、大阪府が運用しており利用者数については把握していませんが、本市のホームページのトップページにリンクを貼り付けてあります。</u></p> <p>次に、<u>避難所の環境整備については、パーテーションや簡易ベッド、CO2センサーなどを配備するなど充実を図っており、今後とも引き続き充実に努めてまいります。</u></p>	

次に、新型コロナウイルス感染症流行下での災害発生時に機能する医療体制の整備・強化につきましては、岸和田保健所、貝塚市医師会、市立貝塚病院等と連携を深めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域防災計画の改定については、国の防災基本計画、大阪府地域防災計画の改定される内容を確認し、必要に応じて対応してまいります。

次に、防災士については、民間の資格であることから要請研修機関としての登録は考えておりませんが、本市の自主防災組織活動助成金を利用し、資格取得に役立てていただければと考えております。

#### 泉佐野市（危機管理課）

※下線部追加

11月の第1週の日曜日を「市民防災の日」とし、平成28年度より毎年この日に合わせて、市域全体を対象に「大防災訓練」を実施し、防災対策の啓発を行っております。この訓練では、市民一人ひとりが身を守る行動をするシェイクアウト訓練、地域の各自主防災組織が中心となって市が全戸配布した安否確認タオルを掲示する安否確認訓練及び避難訓練なども行っています。

今後も、こうした訓練を通じて、ハザードマップなどを活用しながら、住民の皆さまと避難場所や防災用品について確認してまいりますとともに、地域防災の中核となる自主防災組織については、その活動への積極的な支援を通じて、地域全体の自助・共助意識の涵養を図り、地域防災力の向上に努めてまいります。

また、災害の発生が予想される場合には、気象庁や大阪府の関係機関などと緊密に連携し、随時、気象災害情報を収集しつつ、必要な場合は、防災行政無線、広報車、市のホームページ、登録制メール、LINE等を活用し、すみやかに市民の皆様に正確な情報を周知できるよう努めてまいります。

「おおさか防災ネット」の登録状況は、令和3年度末で4922人となっており、若干減少傾向にありますが、これは、災害情報のラインやツイッターなど多様な手段での配信が進んだことによる影響だと推測されます。

医療提供体制につきましては、大阪府と連携し、体制強化に努めてまいります。

災害時に支援の必要な避難行動要支援者対策につきましては、平成24年4月に「泉佐野市避難行動要支援者避難行動支援プラン」を作成し、「地域の絆づくり登録制度」を設けて、現在、約3,100人の方に登録いただいております。これらの名簿は毎年度、更新を行い、本人の同意を得て各地域の自主防災組織へ提供し、災害時には当該名簿により避難支援を行うこととしております。今後とも、各地域で自主的な防災活動が展開されるように努め、災害時には当該名簿により避難等支援に活用されるよう取り組んでまいります。

市ホームページにつきましては、防災情報をトップページに掲載し、すぐに情報がみられるような工夫を行うなど、見やすくわかりやすい情報提供となるよう引き続き取り組んでまいります。なお令和3年6月からWEB版ハザードマップの運用を開始し、インターネット環境のあるところでは、いつでも最新情報を確認できるようにしております。

避難所については、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、これまでの方法について全般的な見直しを行い、避難所における感染予防対策マニュアルを作成するとともに、対策に必要なパーティション、簡易ベッド、マスク、手指消毒液などの物品の備蓄を進めております。

今後も、新型コロナウイルス感染症の感染状況に注視しつつ、災害時における感染症対策の周知を図ってまいります。

#### 泉南市（危機管理課）

※下線部追加

総合防災マップは、令和4年2月に最新のものに更新し、3月下旬に市内全戸配布しました。主な特徴は、新たに高潮ハザードマップを追加したことや災害時の避難行動計画の作成に役立つタイムラインを加えたことです。

避難所の環境整備は、平成30年台風21号の教訓を踏まえ、停電対策として発電機やLED照明灯、避難所の床が固く冷たいのをやわらげるためにクッション性と断熱性を兼ね備えた避難所シート、コロナ対策として、ディスタンスとプライバシー空間を作るための間仕切りパーティション、要配慮者の環境改善に寄与する簡易ベッド等の物資を購入し、備蓄しています。

おおさか防災ネットの運用状況（登録）は、メール配信サービスの本市の登録者数は、令和4年3月時点で2,109件となっています。前年3月は1,895件だったので214件の微増となっています。

避難行動要支援者名簿は、毎年更新をしており、対象者は、令和3年4月時点で7,230人、名簿登

録者数は3,618人となっています。地域での訓練の支援としては、訓練時の事故によるけが等を補償する保険の適用や備蓄物資の非常食で有効期限が近くなったものを有効活用するため参加者に提供する等を行っています。

災害発生時の情報提供を見やすくわかりやすくについては、ウェブサイトのトップページに大きく分かりやすく掲載すること、SNS等他のツールも有効に使い、情報発信の多重化を図り、より分かりやすい周知に努めます。

防災計画は、現在修正作業をしており、令和5年3月に改訂する予定です。コロナ禍での避難対応のマニュアル・指針は、令和2年9月に避難所運営マニュアル新型コロナウイルス感染症対策編を作成し、ウェブサイトに掲載しています。

防災士については、現在、市において防災士の登録制度を検討しており、防災士の知識や技能を市の地域防災力の向上のために活かせるような環境を整備していきます。

**阪南市**（危機管理課、健康増進課、市民福祉課） ※下線部追加

自助、共助、公助が更なる連携を図りながら災害に負けない「人づくり」「地域づくり」につなげていくため、最新のハザード情報を掲載した阪南市総合防災マップを再作成し、家庭や地域での防災対策に活用していただくよう令和4年5月に全戸配布を行うとともに本市ウェブサイトへ掲載しています。

避難所の環境整備について、避難者が新型コロナウイルスなどの集団感染にかからないよう健康管理・衛生管理体制の整備に留意し、防止対策を推進してまいります。おおさか防災ネットについて、令和3年度における本市の防災情報メールの登録件数は約2,200件となっており、今後においても市の広報誌やウェブサイトにて登録についての啓発を行ってまいります。併せて、市の情報発信のツールとして、ラインやSNSなど活用した阪南市情報配信サービスの利用登録を推進しています。

また、本市の防災拠点施設である防災コミュニティセンターにおいて、防災用品などの防災関連グッズの展示、防災訓練、防災講演や講座を実施する等様々な取組に併せ、自主防災組織による地域での防災訓練、出前講座、阪南市総合防災訓練、コロナ禍における避難所開設運営訓練の実施、保健所との連携を強化するなど、防災、減災対策の啓発を行ってまいります。

災害発生時の本市ウェブサイトについては、緊急情報として最新の情報をより早く提供できるようトップページに大きく表示しており、今後も随時わかりやすいよう工夫し、提供してまいります。

なお、阪南市民病院では、地域防災計画においても市災害医療センターとして医療活動を行うこととなっており、今般のコロナ禍においても災害発生時には同様の役割を果たします。

加えて、手挙げ同意方式による「災害時要援護者等登録制度」を実施しており、阪南市社会福祉協議会と連携し、登録内容の更新を行っています。避難行動要支援者名簿についても、情報更新や地域への情報提供のための同意取得に積極的に取り組み、地域や関係機関等と連携し、支援体制の構築に努めてまいります。

**田尻町** ※下線部追加

今年度においては、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点をわかりやすく伝えるため、総合防災マップを作成し、住民に周知啓発を図ってまいるところですが、それらを基に住民が自らの命を守る行動をとることができるよう、自主防災組織を中心に正しい知識と意識を高めるための訓練や研修を続けております。また、併せて、情報伝達システムの整備やホームページ等の創意工夫を図り、防災情報が全住民に的確に伝わるよう努めてまいります。加えて、避難所の環境整備や備蓄等のさらなる充実についても引き続きすすめているところです。

災害発生時における医療体制につきましては、応急救護所の開設・運営及び地域の情報収集に努め、大阪府や地元医師会などと災害医療情報の連携をしながら、患者を的確に処置及び搬送できるよう体制強化を図ります。

避難行動要支援者については、平成27年1月に田尻町避難行動要支援者プランを策定し、要支援者名簿の整備、名簿活用の同意を経て、平成28年度から個別計画の策定に着手しました。以後、新たに同意を得た方の個別計画の策定並びに、策定済の個別計画につきましても毎年更新を行ってまいります。さらに、感染症拡大と大規模災害が併発するいわゆる複合災害も視野に入れた災害対策に取り組んでまいります。

防災士資格の取得促進については、毎年度、防災士養成講座を実施し、女性の参加も増えています。今後も継続して防災士資格の取得を推進してまいります。

**熊取町（危機管理課、生活福祉課）**

※下線部追加

災害時の避難行動や事前の備えに役立てていただくため、各種災害に関する啓発記事やハザードマップを掲載した「熊取町総合防災マップ」を令和3年度に作成、全戸配布するとともに、「熊取町地域防災計画」とあわせてホームページに掲載するなど、住民への周知徹底を図っています。また、緊急時に自助・共助の活動を迅速かつ円滑に実施するため、町内全39自治会で結成されている自主防災組織で、地区毎の自主防災マニュアルを作成いただけるよう積極的に支援するとともに、避難所毎の避難所運営マニュアルの作成に向けて地域住民の方との協働のもと作業を進めています。さらに、女性の更衣や授乳などの利用、感染症拡大防止に資するテントを整備しており、今後も避難所の環境整備も進めてまいります。情報伝達については、従前より防災行政無線や緊急速報メール、防災メールを活用しており、加えて令和2年9月からLINEによる情報提供を行っています。なお、「おおさか防災ネット」については、大阪府の管理となっております。

災害発生時の医療体制は、本町の災害医療センター（永山病院）はもとより、一般社団法人泉佐野泉南医師会、一般社団法人泉佐野泉南歯科医師会、泉佐野薬剤師会と「災害時の医療救護に関する協定」を締結しており、災害時の体制を一定確保しております。

災害発生時のホームページにおける情報提供については、トップページに気象情報や取るべき行動、避難所情報などを目立つよう掲載することとしています。また、コロナ等感染症への対応につきましては、「熊取町新型インフルエンザ等対策行動計画」及び国、府の対処方針等に基づき、適切な対応に努めております。

コロナ禍においても災害時に躊躇無く避難できるよう、避難所の感染対策などホームページやチラシ等で周知するとともに、各自主防災組織、地域住民の方にもご参加いただき感染症対策を考慮した避難所運営訓練の実施など、感染症対策の周知に努めております。また、防災士の資格取得促進については、令和5年度に主に「女性防災士」の取得促進を目的とした防災士育成研修を開催予定です。

「避難行動要支援者名簿」については、毎年更新を基本としており、避難行動要支援者の具体的な避難支援を計画した「個別計画」についても、要支援者の状況等の内容変更が生じた場合は、申し出があった都度、更新しております。

また、新たに要支援者となった方で、情報開示の同意を得た方は、「個別計画」を作成し、平常時の見守りを避難支援関係者と連携し、支援体制の充実を図ってまいります。

**岬町（まちづくり戦略室）**

※下線部追加

ハザードマップについては、町内の各戸に配布済みであり、新たに転入された方についても、住民課でお渡ししています。今後につきましても、継続的な啓発活動を実施してまいります。災害時における避難所については、本町の指定避難所である学校体育館にエアコンを設置するなど環境整備にも積極的に努めています。また、「おおさか防災ネット」の運用状況（登録）の推移については、本町における当該メール配信登録者数は、令和2年度1,415人、令和3年度1,455人、令和4年度1,085人となっています。コロナ禍における災害発生時の医療体制については、泉佐野泉南医師会と連携して整備・強化に努めてまいります。

避難行動要支援者名簿については毎年更新を行い、自治区や自主防災組織での個別支援計画の作成を促進するとともに、避難支援等関係者との継続的な支援体制の充実に努めてまいります。また、自主防災組織等の活動や訓練への支援など継続的な防災・減災への取り組みを行ってまいります。地域防災計画については、計画見直しの際に感染症対策の視点を取り入れた改訂を行ってまいります。防災士資格については、本町職員の資格取得など、検討してまいります。

**(6) 地震発生時における初期初動体制について <継続>**

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時には、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。

また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄



りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。

また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

(回答)

貝塚市（危機管理室）	※従前と変わらず
<p>地震発生時の初期初動体制については、限られた参集職員で効率的な初動体制を組むために、災害時の優先業務の再整理、全庁的な災害対応体制の整備や職員の対応力強化に努めます。</p> <p>災害時に、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるためには、職員の居住地や雇用関係を考慮すると、少なくとも府域の自治体全体の合意や課題の整理が必要で、実現は困難と考えられます。</p> <p>また、昨年度には市内の事業所や市民を対象に改訂版防災ガイドブックを配布し防災意識の啓発に努めております。今後も防災講座等様々な手法で災害への対策に努めてまいります。</p>	
泉佐野市（危機管理課）	※下線部追加
<p>地域防災計画の修正や業務継続計画の策定を行い、各部課の災害時の役割分担を明確にして素早い初動体制を含めた災害対応が行えるようにしています。関係自治体や各種団体と防災協定を締結するなど、限られた職員で災害対応ができるように今後も緊密な連携を図ってまいります。</p> <p>さらに、本市の近隣に居住している大阪府職員が勤務時間外に府内で震度 5 弱以上の震度を観測した場合に緊急防災推進員として参集し、初動体制の確立や被害情報の収集と大阪府災害対策本部への情報伝達等を担うこととなっており、引き続き大阪府と協力し参集訓練を行うなど日頃から密接な連携を図れるよう努めてまいります。併せて、ボランティアセンターとの連携にも努めてまいります。</p>	
泉南市（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>地震を想定した業務継続計画を策定し、初動活動期である 3 日間までの職員参集率は約 80%と想定しています。地震発生直後に参集できない場合は、各自応急措置等を行い、状況が改善した場合、各職場へ参集するよう職員災害初動マニュアルに規定しています。</p> <p>近隣市町との連携については、泉州地域の 9 市 4 町による災害時相互応援協定を締結し、関係市町間において広域的な応援措置が行えるよう連携を図っています。</p> <p>企業・住民への防災意識の啓発については、ハザードマップによる危険区域の周知や毎年 3 月と 9 月に「せんなん家族防災の日」を設け、広報紙、ウェブサイト、市役所においてパネル展示等を行い啓発に取り組んでいます。また、民間事業者とは様々な内容の防災協定を締結することにより相互に大規模災害に備えています。</p>	
阪南市（危機管理課）	※下線部追加
<p>災害時、あるいは災害の発生を防御するための人員体制については、災害対策本部が組織的に機能するよう配備区分を設け、状況に応じて動員できる体制を整えています。</p> <p>また、自治体間の連携については、府内に震度 5 弱以上の地震が発生した場合には、市と大阪府の連絡調整の補助として、近隣在住の大阪府職員が自宅から市の災害対策本部に自主参集するなどの連携を行っています。</p> <p>また、最新のハザード情報を基に内容を充実した阪南市総合防災マップを再作成し、家庭や地域での防災対策に活用していただくよう令和 4 年 5 月に全戸配布を行うとともに本市ウェブサイトへ掲載するなど、防災意識の啓発に努めています。災害ボランティアセンターについては、阪南市社会福祉協議会と連携し、災害対応強化に努めています。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>これまでと同様、定員管理計画に基づき、効率的かつ効果的な組織体制の構築に努めるとともに、震災発生時の職員に係る自治体間の連携については、田尻町受援計画に基づき対応してまいります。</p>	
熊取町（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>本町における災害時の職員体制については、本町の地域防災計画及び災害応急対策実施要領「職員行動マニュアル」に定め、段階的に職員を確保し、非常事態においても適時適切な職員配備の対応に努めているところです。</p>	

また、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時等の非常時において、各部署が通常業務を縮小し優先すべき業務を明確にしたところで、適切な人員体制及び業務の対応が図られるものと考えおります。自治体間の連携については、地震発生時において、大阪府から市町村参集緊急防災推進員が本町に配置され、大阪府との連絡調整の業務に従事いただく制度が確保されており、また、平成 25 年に泉州地域・堺市以南の 9 市 4 町で広域的な応援体制の確保について泉州地域災害時相互応援協定を締結しており、毎年堺市が実施している総合防災訓練には本町も参加しているところです。

日常の防災意識の啓発については、自主防災組織連絡協議会や地区の自主防災訓練時において防災行事などを案内して啓発活動に取り組んでおり、災害ボランティアセンターとの連携については、連携体制の強化のため本町の総合防災訓練を通じて推進に努めているところです。

**岬町（まちづくり戦略室）** ※従前と変わらず

地震発生時の職員配備体制については、震度 4 以上からその震度に応じた段階的な職員の配備が規定されており、震度 5 強以上が発表された時は、全正職員及び再任用職員が自動参集することとなっています。また災害への対策については、継続して強化に努めてまいります。

## (7) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について ★重点項目

### ①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について <継続>

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

(回答)

**貝塚市（危機管理室・道路公園課・農林課）** ※下線部追加

令和 3 年 7 月に想定最大規模の高潮、想定最大規模の降雨による大阪府管理河川の浸水想定区域を反映したハザードマップを作成し、市内の全世帯、事業所へ配布しました。

また、特に災害リスクのある区域に居住する住民に対しては、防災講座など様々な手法により周知・情報提供してまいります。

さらに、避難情報の意味や避難の手順についても、広報かいつかやホームページ、防災講座等を通じて、分かり易い情報発信に努めてまいります。

なお、斜面崩壊、堤防決壊などの対策や森林の治山・治水に関する取組みについては、大阪府が事業主体となりますことから、要望があったことを大阪府に伝えるとともに、荒廃森林については、市としても必要に応じて森林環境譲与税を活用し整備を図ってまいります。

**泉佐野市（危機管理課）** ※従前と変わらず

災害がより発生しやすい急勾配の森林については、保安林指定し、森林を保全するとともに、大阪府に要望し、治山事業による堰堤の施工を促し、森林保全に努めてまいります。

自然災害の激甚化にともない、令和 2 年に想定しうる最大規模の高潮浸水想定、見出川、樫井川の洪水浸水想定が公表されました。そこで、令和 3 年度に、この新たな想定を反映したWEB版ハザードマップを整備し、令和 4 年度には、地域防災計画及び避難計画を改訂し、浸水想定区域の住民を対象にしたコミュニティタイムラインを作成するほか、紙版ハザードマップを全戸配布する予定であり、こうした事業を通じて、市民と連携した防災、避難体制の確保に努めてまいります。

**泉南市（危機管理課）** ※下線部追加

府指定の土砂災害警戒区域等が存在する地区については、平成 29 年度に地区住民の協力のもと地区毎のハザードマップを作成および配布しました。また、土砂災害や洪水災害の恐れのある土砂災害警戒区域等や河川の整備等、ハード対策については、引続き府に要望や協議を行います。土砂災害防止月間の 6 月には府とともに市内の土砂災害の危険箇所のパトロールを実施し、河川安全点検期間の 11 月から 1 月には出水期に備えて河川施設の点検を実施しています。

ハザードマップは、令和4年2月に最新のものに更新し、3月下旬に市内全戸配布しましたところですが、広報や地域への出前講座を通し、住民へ広く周知を行います。

**阪南市（危機管理課）**

※下線部追加

集中豪雨や台風による被害防止対策について、市民への注意喚起及び土のうの搬入等により対応しており、今後においても、可能な限り水害発生を未然に防ぐよう対応してまいります。

住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供については、土砂災害警戒区域等を盛り込んだ、総合防災マップを全戸配布したことに併せ、出前講座を実施することや本市ウェブサイトに掲載することなどを通じ、市民の皆さんへの周知及び啓発に取り組んでいます。なお、総合防災マップについては、大阪府の被害想定の見直し等があり、最新のハザード情報を基に内容を充実し、令和4年5月に全戸配布を行うとともに市ウェブサイトへ掲載しています。

また、市民が避難に関する情報を直感的に理解できるよう、避難勧告を廃止して避難指示へ1本化するなどの改正について、広報誌やウェブサイトで周知を行うとともに、出来るだけ早い段階で避難して頂けるよう、気象情報等の情報収集に努め、防災行政無線、エリアメール、広報車、大阪府防災情報システムやマスメディアの利用に加え、令和3年3月から開始しています、電話・LINE・SNSを使った「阪南市情報配信サービス」、㈱ジェイコム専用端末を使った「防災情報サービス」等を活用し、避難に関する情報発信に取り組んでいます。

**田尻町**

※従前と変わらず

豪雨水害等災害のおそれのある箇所については、警報発表時や警報発表が予想される時点において、担当部署にて重点パトロールを行うなど災害の未然防止に努めているところです。今後も大阪府や近隣市と連携を図り体制強化に取り組んでまいります。また、防災情報に関しましては、昨今のハザード更新を受け、順次当該マップの更新を行っているところです。

さらに、当該ハザードマップの内容や避難に関する情報などが的確に住民に伝わり、また理解され、適切な行動に繋がるよう防災マップや様々な方法で周知・啓発を行ってまいります。

豪雨水害等災害のおそれのある箇所については、警報発表時や警報発表が予想される時点において、担当部署にて重点パトロールを行うなど災害の未然防止に努めているところです。今後も大阪府や近隣市と連携を図り体制強化に取り組んでまいります。また、防災情報に関しましては、昨今のハザード更新を受け、順次当該マップの更新を行っているところです。さらに、当該ハザードマップの内容や避難に関する情報などが的確に住民に伝わり、また理解され、適切な行動に繋がるよう総合防災マップを活用するなど様々な方法で周知・啓発を行ってまいります。

**熊取町（危機管理課・河川農水室）**

※下線部追加

本町においては、従来から大阪府と連携し、ため池や調整池を活用した河川への流出抑制対策に取り組むとともに、2級河川住吉川と雨山川に、河川の水位をリアルタイムで監視できる河川監視カメラを大阪府が整備しております。また、土砂災害警戒区域等における住民の避難行動につきましては、熊取町避難情報の判断・伝達マニュアルに基づき、引き続き、適切に支援してまいります。

大阪府による浸水・洪水想定区域の公表を踏まえ、令和3年11月に作成した熊取町総合防災マップを町内全戸に配布し、災害危険個所の周知を図ったところで、同マップを活用し更なる防災意識の向上につなげてまいりたいと考えております。

また、土砂災害の危険箇所がある地区には、地区ごとに周知を行い、あわせて地区住民とともにハザードマップの作成を行っており、加えて（一社）地盤品質判定士会と締結した「土砂災害等における連携協力に関する協定」に基づき、土砂災害の可能性のある箇所の現場調査などを実施し、災害の未然防止に努めています。

ため池においても、令和元年7月1日に施行された「農業ため池の管理及び保全に関する法律」により、決壊時に被害を及ぼすため池については、重点ため池に位置づけ、ため池下流への影響が大きいため池から順次ため池の耐震性の調査を大阪府に要望し、町において、その調査結果に基づき、必要に応じた耐震対策に取り組むとともに、ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するなど、ため池の点検を大阪府と合同で実施しています。この他、浸水対策事業として水路改修工事等や森林整備として災害を未然に防止するため、町有林の現状や要整備箇所の調査等を行い、計画的な間伐等林地整備に取り組んでいます。

岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
<p>異常気象の影響による土砂災害の増加や、新たな宅地開発による土砂災害危険箇所が増加していることを踏まえ、町内住民の人命を守るべく大阪府によって行われている土砂災害防止工事で併せてソフト対策の充実を図ってまいります。なお、ソフト対策としては、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地にある住宅の移転・除去を促進するため、移転除去補助事業を継続して実施してまいります。また、今後につきましても、避難情報の内容、とるべき行動等の周知や防災意識の高揚啓発に取り組んでまいります。</p>	

## ②災害被害拡大の防止について <継続>

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時には市民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

(回答)

貝塚市（危機管理室）	※下線部追加
<p>大型台風等大規模自然災害発生を見込み、安全確保の観点から事業活動を休止することは、それぞれの企業等が自主的に判断するものであり、市が基準を設けることにより制限を課すことは困難ですが、特別警報が発表されるような場合には、公共交通機関の運休など事業活動が休止されることがあることについて、防災講座等を通じて啓発してまいります。</p> <p>次に、避難所の新型コロナウイルス感染症対策として、パーテーション、簡易ベッド、マスク、消毒液、CO2センサーなどを備蓄しています。</p> <p>また、避難所は密になりやすいところであり、避難が必要な場合でも指定避難所以外の安全な場所にある親戚や知人宅等への避難について、災害発生前から検討するよう啓発を進めております。</p>	
泉佐野市（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>地震が発生した直後、従業員が一斉に帰宅すると歩道の混乱による将棋倒しの危険、救助、救急活動や緊急活動の遅れなどが発生する恐れがあります。そこで、大規模地震発生や大型台風接近時に、帰宅困難となる従業員等の安全確保を図り、一斉帰宅による市内の混乱を回避するため、事業所には一斉帰宅を抑制し、従業員がむやみに移動を開始しないようお願いしてまいります。</p> <p>また、コロナ禍に他の災害が重なって発生するような複合災害では、被災した市民に不安を与えないように避難所等における感染対策が極めて重要になります。指定避難所だけでなくホテルや旅館などを利用して、できる限り多くの避難所を確保することで三密を回避するほか、保健所や医療機関などの関係機関と緊密に連携しつつ、感染症対策用の備蓄品を効果的に活用しながら感染防止に万全を期してまいります。</p>	
泉南市（危機管理課）	※下線部追加
<p>大型台風等大規模自然災害の発生のおそれがある場合、府では災害モード宣言が発信され、府民や事業者へ大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、日常生活の状態から、災害時の状態への意識の切替えを呼びかけます。</p> <p>また、公共交通機関においては、計画運休や間引き運転を行うことが考えられますが、これらの情報を市においても正確かつ迅速に市民に周知できるよう努めます。</p> <p>そして、災害発生時の対応は、<u>避難所運営マニュアル新型コロナウイルス感染症対策編に基づき、コロナ対策の基本を徹底します。</u></p>	
阪南市（危機管理課）	※下線部追加
<p>大型台風等大規模自然災害発生時における事業活動を休止する基準については、大阪府において、日常生活の状態（モード）から災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」が導入されていることから、制度の周知・理解促進に努めるとともにコロナ対策につきましても、広報誌やウェブサイト、LINE等を活用し、情報提供してまいります。<u>また、災害発生時におけるコロナ対策につきましても、室内パーテーションやテント等を利用し、避難所内での密集・密接を未然に防ぐことによる感染症対策に取り組むなど、市民の皆さんが安心して避難できる体制づくりに取り組んでいるところです。</u></p>	

田尻町	※従前と変わらず
非常に強い台風の接近時や震度 6 弱以上の地震発生時に大阪府より発出される「災害モード宣言」に基づき、住民の皆さまには不要不急の外出抑制や正確な情報収集・避難行動を、また、事業者の方々には可能な限り速やかな出勤抑制など適切な対応をとっていただくことについて、本町からも周知・啓発に努めてまいります。	
熊取町（危機管理課）	※下線部追加
本町では、「熊取町業務継続計画（令和 4 年 5 月改訂）」を作成し、ホームページに掲載しているところであり、今後も住民の理解が深まるよう周知を行ってまいります。 また、災害時におけるコロナ対策としては、「熊取町新型インフルエンザ等対策行動計画」及び国、府の対処方針等に基づき、適切な対応を行うこととしております。	
岬町（まちづくり戦略室）	※従前と変わらず
規模災害時の役場における事業活動については、「岬町業務継続計画」に基づき対応してまいります。また、必要に応じて本計画の改訂を行い、今後につきましても、災害被害の拡大防止に努めてまいります。	

#### (8) 激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み <継続>

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び地方自治体が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

大規模災害時に踏切が閉じたままになったことで救急・消防の対応が遅れないよう、改正踏切道改良促進法の施行にあわせた実行性のある対応を進めること。

(回答)

貝塚市（危機管理課 都市計画課）	※下線部追加
鉄道被災の復旧につきましては、鉄軌道管理者が交通機能の維持及び回復に努めるものと考えますが、被災の状況によっては国及び大阪府に対し、支援の要請を行ってまいります。また、自然災害に備えた気象情報の収集などに努めるとともに、発災時には運行状況、復旧状況や今後の見通しなど、情報共有や早期復旧について鉄道事業者と連携を密にし、利用者の混乱を招くことのないように努めてまいります。 <u>改正踏切道改良促進法の指定を受けて管理体制を定めた踏切につきましては、大規模災害時に早期開放できるよう、大阪府、道路管理者、消防、警察、鉄道事業者などと連携し、訓練等による管理体制の強化に努めています。</u>	
泉佐野市（危機管理課）	※従前と変わらず
本市において鉄道災害が発生した場合、特に危惧されるのは、列車の駅間停止により多数の踏切道において長時間の遮断が発生し、救命救急活動等に支障が発生し、救える命が救えなくなるような事態です。実際、平成 30 年 6 月に発生した大阪北部地震では、長時間の遮断により救命救急活動に大きな支障がありました。これを踏まえ、令和 3 年 4 月 1 日から施行された改正踏切道改良促進法において、国土交通大臣が指定した踏切道について、鉄道事業者・道路管理者が災害時の管理方法をあらかじめ策定するよう義務付ける制度が創設されております。そこで今後は、こうした法改正の趣旨を災害対策にしっかり反映させていくとともに、災害時には迅速に復旧作業にあたることができるよう、近隣自治体、警察、消防、道路管理者、鉄道事業者等、関係機関と更なる連携の強化に努めてまいります。	
泉南市（危機管理課、環境整備課）	※下線部追加
自然災害による鉄道被災は、市民生活に直結する重要なライフラインの被害であり、その早期復旧については、緊急度、重要度が高いとの認識のもと、市としても、 <u>改正法による災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定制度を踏まえ、鉄道事業者や他の公的機関等、関係機関と連携できるよう、そのあり方等について検討します。</u>	

阪南市（危機管理課）	※従前と変わらず
自然災害により鉄道が被災した際は、鉄道の早期復旧にむけて関係機関に働きかけ、関係主体との連携を図ってまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
本町には、維持管理している山林・河川がなく、鉄道軌道については土砂災害警戒区域外であり鉄道被災のおそれはありません。	
熊取町（河川農水室）	※従前と変わらず
土砂・倒木流入や河岸崩壊などの自然災害による鉄道被災に際しての早期復旧及び踏切道改良促進法に基づく対応については、事業者及び関係機関と連携を図り、対応を行います。	
岬町（都市整備部）	※下線部追加
財政は非常に厳しく、町独自での支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用し、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を国・大阪府等の関係機関へ働きかけてまいります。 <u>また、緊急輸送路等の踏切について、災害時の管理の方法を定めるように大阪府等の関係機関へ働きかけてまいります。</u>	

**(9) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について <継続>**

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

(回答)

貝塚市（危機管理室）	※下線部追加
本市では、公共交通機関での暴力行為の防止に対する啓発について、貝塚警察署と密接に連携し、市民への啓発について努めております。なお、交通事業者が独自で行う防犯カメラの設置や警備員の配置などは事業者負担で行うべきものであり、市が支援措置する考えはございません。	
泉佐野市（自治振興課）	※下線部追加
泉佐野市内の駅構内及び公共交通機関での暴力行為につきましては、低い水準であると聞いており、本市では、平成 27 年度に犯罪発生率の高い駅周辺において防犯カメラを設置、さらに、平成 30 年度・令和元年度に防犯カメラを増設し、 <u>耐用年数を鑑み更新するなどの防犯対策</u> を講じております。今後、公共交通機関での暴力行為などが発生した場合は、市の広報などを通じた啓発活動を検討してまいりたいと考えております。	
泉南市（生活福祉課、秘書広報課）	※下線部追加
本市では、街頭および市内駐輪場、駅前等に合計 109 台の防犯カメラを設置しており、犯罪抑止に努めていますが、今後も防犯カメラの増設を進め、さらなる犯罪抑止力の向上に努めます。 市内における防犯活動については、広報紙やウェブサイト、官公庁連絡会等あらゆる機会を捉えて犯罪防止啓発に努めています。警察機関や地域との連携、また公共交通機関の事業者が独自に行う対策についても積極的に情報共有を行い、 <u>引続き防犯意識の啓発や各種犯罪防止のための防犯活動</u> に取組みます。	
阪南市（生活環境課）	※従前と変わらず
泉南警察署及び阪南市防犯委員会、その他関係団体と連携し、防犯についての啓発活動やパトロール等を行っています。 また、駅周辺に防犯カメラを設置することにより、犯罪発生への抑制に努めるとともに、防犯カメラやドライブレコーダーに録画された映像を警察に提供することにより、犯罪捜査に協力しています。 今後も、犯罪行為を抑止するための取り組みを推進してまいります。	

<b>田尻町</b>	※従前と変わらず
<p>公共交通機関での暴力行為の防止については、交通機関から要請があった際には協力して啓発等を行ってまいります。</p> <p>本町にある駅は無人駅であることから、駅構内での利用者の安全と利便性向上のため、必要に応じ鉄道事業者へ要望・協議を行ってまいります。</p>	
<b>熊取町（道路公園課）</b>	※従前と変わらず
<p>公共交通の安全な利用に向けたマナー啓発については、公共交通事業者と協力し取り組んでまいります。</p>	
<b>岬町（しあわせ創造部）</b>	※従前と変わらず
<p>本町内の主要駅の駐輪場には、高齢者を狙ったひったくりなどの街頭犯罪や自転車窃盗などを抑止するため防犯カメラを設置しております。また、計画的に町内を運行するコミュニティバス車内へのドライブレコーダーを設置しております。今後とも管轄警察署と連携し、犯罪抑止に向けた啓発やパトロールの強化をはじめ、主要駅への巡回についても協議、検討してまいります。</p>	

#### (10) 交通弱者の支援強化に向けて <継続>

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

(回答)

<b>貝塚市（都市計画課）</b>	※下線部追加
<p>本市では、水間鉄道を基軸路線とし、それを補完する形で福祉型コミュニティバスを運行させており、市役所、商業施設、病院等への移動手段は、既に確保されておりますが、<u>地域の実態にあった移動手段のさらなる充実を目指し、令和5年度に地域公共交通計画の策定に取り組みます。</u>移動販売や商業施設の開設・運営支援については、貝塚市社会福祉協議会が民間事業者による移動販売事業を支援していることから現状では考えておりませんが、今後、当該事業の動向を注視してまいります。また、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」に参加し先進事例の情報収集などを行っております。</p>	
<b>泉佐野市（道路公園課、地域共生推進課）</b>	※下線部追加
<p>誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、交通弱者の支援強化に向けて、平成13年度より、公共施設や医療機関、駅・商業施設等を巡回するコミュニティバスを運賃無料で運行し、<u>年間15万人以上（令和3年度実績）</u>の方にご利用をいただいております。</p> <p>また、山間部の路線バス運行のみの地域にお住いの65歳以上の高齢者の方につきましては、路線バスの運賃補助券を交付し、高齢者の移動や交通手段の確保に努めるなど、必要な対策を推進しております。</p> <p>また、平成26年度から買い物弱者を対象として、食料品など生活必需品の移動販売事業を大阪いずみ市民生活協同組合様と協定を締結して実施しております。移動販売時には各地区福祉委員会の皆様方の協力を得て、安否確認や地域の憩いの場となっていることから、引き続き、民間業者の取組と連携し、買い物が困難な方への支援を推進しております。</p> <p>総じて、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの3つの基本姿勢となっております「生活の質（QoL）の向上」、「民間との協業」、「社会実装」につきまして、これらの市事業施策により、交通弱者への支援等より良い効果が生じております。</p> <p>今後も、すべての人々が健康で豊かに生活できる社会の実現に向け、支援を継続してまいります。</p> <p><u>平成26年度から買い物弱者を対象として、食料品など生活必需品の移動販売事業を大阪いずみ市民生活協同組合様と協定を締結して実施しております。移動販売時には各地区福祉委員会の皆様方の協力を得て、安否確認や地域の憩いの場となっていることから、地域からの停留所の追加要望があれば調整を行うなど、引き続き、民間業者の取組と連携し、買い物が困難な方への支援を継続してまいります。</u></p>	

<b>泉南市</b> （産業観光課、環境整備課、長寿社会推進課、障害福祉課、総務課）	<b>※従前と変わらず</b>
<p>買い物困難者への支援については、市商工会に補助金を交付し、令和3年11月より移動販売を実施しています。また、民間事業者による出張販売に関する広報等の支援を行うほか、市内複数箇所におけるCOOPによる移動販売の実績等を分析し、実体の把握に努めます。</p> <p>令和4年春のダイヤ改正に先立ち、コミュニティバス利用に関するアンケートを実施しました。このアンケート調査の結果では、イオンモールりんくう泉南行き、あるいは帰りのバスを増やしてほしい等の要望を多数頂いたことから、樽井駅が発着点となっていたものを、イオンモールりんくう泉南を発着点に変更することで、待ち時間の活用や他の路線への乗換えなど、利便性の向上を図りました。</p> <p>主に高齢者を含む交通弱者への支援は、介護保険法に定められている介護予防・日常生活支援総合事業および生活支援体制整備事業等において、地域の実情に応じて検討することになっています。本市では、中学校区を基に4つの圏域を設定しており、各圏域において、月1回市民を交え、地域課題について考え、新たなサービス等を創出するための会議を開催しています。その中でも、交通弱者についての議論もあり、コミュニティバスを有効活用するために、既存の時刻表とは別に市民一人ひとりに合ったカスタマイズができる時刻表の作成等に取り組んでいます。今後も引き続き、市民を交えた会議を開催し、支援体制整備の推進を図ります。</p> <p>移動困難な障害のある人に対して、安全で快適な移動を支援するため、移動支援事業の利用促進を図ります。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」を通じて提供される他自治体の取組み等については、庁内関係各課と情報共有を図ります。</p>	
<b>阪南市</b> （都市整備課、介護保険課、市民福祉課）	<b>※下線部追加</b>
<p>地域の実情を調査し、その結果を踏まえた公共交通施策について、平成30年度に阪南市公共交通網形成計画を策定しました。<u>現時点では移動販売や商業施設の解説・運営支援等は困難ですが、引き続き必要な対策について検討してまいります。</u></p> <p>「第8期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」においては、地域によっては移動手段の課題が判明し、この課題を解消していくため、校区（地区）福祉委員会や介護事業者、ボランティア団体などで構成する生活支援・介護予防事業サービス協議体の<u>メンバーの有志が集まり移動支援に関する議論等を定期的に行っています。</u></p> <p>加えて、移動販売を実施している業者の紹介等を行い、買い物困難者の支援・推進しています。</p> <p>さらに、公共交通機関を利用しての移動が困難な方を対象に移動サービスを提供する福祉有償運送制度の啓発を行い、現在<u>6団体</u>が制度の活用を行っています。また、本市と協定している生活協同組合が、買い物困難地域異動販売車による買い物支援を行っていることから、同組合と連携し、買い物困難な方の支援を推進してまいります。</p>	
<b>田尻町</b>	<b>※従前と変わらず</b>
<p>高齢者や運転免許返納者等の移動支援を行うことで外出するきっかけとなるよう、令和元年度よりコミュニティバスの運行を始めました。このバスは、隣接市と共同運行を行っており、町内の公共施設や商業施設だけでなく、隣接市の駅、病院等へも無料で乗車できることから、たくさんの町民に利用を頂いているところです。また、障害者や高齢者については、日常生活に支障がないよう各種福祉サービスを利用いただいておりますが、急な外出や目的によってはサービスを利用できないケースもあります。重度障害者については、従前から移動支援としてタクシー利用助成を実施しております。令和4年度からは移動が困難な高齢者を対象に生活行動範囲の拡大と社会参加を促進するため、タクシー利用助成を実施しました。</p>	
<b>熊取町</b> （道路公園課、産業振興課、生活福祉課）	<b>※下線部追加</b>
<p>本町における地域公共交通としては、熊取駅と地域を連絡する路線バスが3ルート、役場を起点に公共施設を循環するコミュニティバスである「ひまわりバス」が4ルート、それぞれ存在しています。</p> <p>しかしながら、近年の高齢化の進行によって、「買い物難民」や「ラストワンマイル問題」という課題が顕在化している状況を受け、町全体として公共交通の利便性向上を図る必要があるため、令和3年度に任意の会議体として設置した「熊取町公共交通会議」を法令に基づく協議会へ移行を図り、本町にとってよりよい公共交通の実現に向けた「地域公共交通計画」の策定に向け、同協議会において、</p>	



しっかりと議論をすすめ取り組んでまいります。

また、交通弱者に対する支援強化について、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等は、地域の実態、ニーズにあわせて、対策を検討してまいります。

なお、介護保険制度や各種サービスが利用できない高齢者の方々を対象として、令和2年10月より熊取町社会福祉協議会において移送サービス事業を開始しており、買い物や通院、公共機関への外出のための移動の支援を行っております。

今後は、よりきめ細やかな取組に向けて、熊取町スマートシティ構想に基づき、本町社会福祉協議会と連携しながら事業効果を検証してまいります。

岬町（しあわせ創造部）

※従前と変わらず

交通弱者に対する支援の取り組みについては、一部の地域で住民同士による買い物支援等の住民主体の支え合い活動が開始されました。本年度においては、住民主体の取組に対し活動費用の一部を補助する等住民同士の支え合い活動を支援し、生活支援コーディネーターが中心となり、複数の地域で同様の住民主体の活動が創出されてきています。今後は、さらに他の地域へも取り組みが広がるよう、適切な支援を推進してまいります。

#### (11) 持続可能な水道事業の実現に向けて <継続>

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。

また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

(回答)

貝塚市（上下水道総務課）

※従前と変わらず

本市では、令和元年度から令和10年度までの本市水道事業の基本計画である「かいづか水道ビジョン2019」を策定しております。ビジョンの策定にあたっては、市民生活に欠かせないライフラインでもある水道水を持続的・安定的に供給していくため、「安全」「強靱」「持続」の観点から本市水道事業の現状を分析、評価したうえで、中長期的な視点で目指すべき将来像を描き、具体的な取り組みを検討しました。

労働条件改善に向けた取り組みにつきましては、現状の課題を認識したうえで、進めているところです。また、地域住民への説明につきましては、当該計画の策定にあたり、広くご意見を頂くためパブリックコメントを実施しており、策定後はホームページで公開するなど積極的な情報公開に努めております。

公共施設等運営権方式（コンセッション方式）につきましては導入する予定はございません。

泉佐野市（経営総務課）

※従前と変わらず

持続可能な水道事業の実現のため、専門人材の確保・育成等につきましては、今後における重要な課題であると考えておりますので、引き続き水道事業体の労働環境改善に努めてまいります。

水道の基盤強化のための新たな施策の検討事項につきましては、広く市民に周知してまいります。

また、現状におきましては、民間事業者にコンセッションを設定する予定はありませんが、その場合においても料金改定等はじめとした重要事項については、幅広く議論を行ってまいります。

泉南市（下水道課）

※回答不可

本市水道事業につきましては、平成31年4月1日から、大阪広域水道企業団へ事業統合しています。昨年度も回答させていただきましたが、本要請につきましては、大阪広域水道企業団へお願いします。

阪南市（下水道課）

※従前と変わらず

本市水道事業は、平成31年4月に大阪広域水道企業団と統合し「大阪広域水道企業団 阪南水道センター」として事業を開始しています。労働環境・経営基盤等も含めた本市の水道に関する課題等については、必要に応じて大阪広域水道企業団と連携・協議し、対応してまいります。

田尻町	※従前と変わらず
水道事業については、大阪広域水道企業団へ統合されました。	
熊取町（下水道河川課）	※回答不可
水道事業につきましては、令和3年4月1日から大阪広域水道企業団と統合し、現在は「大阪広域水道企業団熊取センター」として、水道事業を行っており、運営主体が町ではなくなっていることから、本町から今回のご要望に対して、具体的な回答を行うことはできませんので、ご理解をよろしくお願いします。	
岬町（都市整備部）	※回答不可
本要請に対応するために大阪広域水道企業団と統合しました。	

## 7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策

### (1) 感染拡大防止に向けた対策強化について ★重点項目

#### ①医療提供体制の強化について <継続>

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐えうる医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化すること。

(回答)

貝塚市（病院総務課・健康推進課）	※従前と変わらず
市立貝塚病院では、大阪府からの要請に基づき、軽症中等症の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れております。また、治療に当たって、病院の規模や専門性などの特色に応じて機能分担を図っており、各医療機関との間で連携を行っております。	
また、感染症拡大などの緊急時に対応するための医療提供体制の確保や、医療機関連携等の強化については、従来から大阪府市長会を通じ、国及び大阪府に対し要望しているところです。	
泉佐野市（健康推進課）	※下線部追加
医療提供体制の強化につきましては、都道府県において体制の整備が図られております。市といたしましても、適切に実施されるよう大阪府に要望しております。	
今年度は、大阪府から要請があり、 <u>泉南医師会圏域（泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町）</u> において、 <u>泉南医師会が中心となり12月から日・祝、年末年始について臨時発熱外来を設置（民間医療機関）</u> し、ホームページで公開、 <u>圏域の発熱患者の対応を行っております。</u>	
泉南市（保健推進課）	※下線部追加
医療提供体制の強化が重要であり、 <u>医療提供体制の主体である大阪府への要望を検討します。</u>	
阪南市（健康増進課）	※従前と変わらず
大阪府は、「新型コロナウイルス感染症にかかる大阪府保健・医療提供体制確保計画」に基づいて、今後の感染拡大に備え目標とする病床及び居室の確保に努めているところです。	
阪南市民病院は、災害級非常事態となるフェーズ5では、重症病床4床、軽症中等症病床は12床を確保しており、併せて、大阪府の補助金等を活用して感染症治療のための高度医療機器を設置することで、入院患者の安全・安心につながる医療の提供に取り組んでいます。	
田尻町	※従前と変わらず
国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、今後も地域にあった支援の検討を進めてまいります。大阪府や地域の医師会との連携を図り、町内医療機関への支援について迅速に対応出来るよう、マスク・消毒液・防護服の備蓄を行い、医療機関からの供給支援要請に迅速に対応できる体制整備に努めてまいります。	

熊取町（健康・いきいき高齢課）	※従前と変わらず
大阪府におけるコロナ患者に対する病床については、まん延時においても対応が行えるよう一定確保され、感染状況に応じた病床の活用が行われておりますが、今後の感染状況の悪化等による病床のひっ迫や新たな感染症による緊急時の人材確保等については、必要に応じ大阪府への要望等を行います。	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
医療体制の強化につきましては、国及び都道府県の責任において整備を進めていると認識しております。本町としましては引き続き新型コロナウイルス感染症対策として医療体制の強化を大阪府に求めてまいります。	

## ②感染者受入れ体制の強化について <継続>

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。

また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。

市民の感染による不安をできるだけ解消し、迅速な支援につながるよう、電話による相談体制を拡充するとともに、変異株の特性を踏まえた感染症の状況や予防方法、感染防止策などの情報を外国人や障がい者などが確実に受け取ることができるようにすることを含め、正確な情報伝達を行うこと。

(回答)

貝塚市（健康推進課）	※下線部追加
新型コロナウイルス感染者が宿泊療養するためのホテル等の確保や、当該施設従業員の感染防止対策を含めた運営などに関することについては、大阪府が行うことになっておりますことから、本市独自に対応する考えはありません。	
なお、電話による相談については、相談内容に即して大阪府開設のコールセンターの案内や市開設のコールセンターにて対応しています。新型コロナウイルス感染症に関する外国人・障がい者への情報発信については、主に市のホームページより大阪府が実施する外国人対象のリンク表示、障がいのある方には、市の広報で「声の広報」「点字広報」、ホームページの読み上げ機能で対応しております。	
泉佐野市（健康推進課）	※従前と変わらず
感染者受入れ体制の強化につきましては、都道府県において体制の整備が図られております。市といたしましても、適切に実施されるよう大阪府に要望してまいります。	
また、労働安全衛生法に基づき、従業員の安全確保に努めるよう労働講座等にて周知を図ってまいります。	
泉南市（保健推進課）	※下線部追加
宿泊療養施設の確保・機能強化についても、実施主体である大阪府への要望を検討します。市民の感染による不安を軽減するため、引続き保健センター等での電話相談に対応するとともに、感染防止策の啓発に努めます。	
阪南市（健康増進課）	※下線部追加
阪南市では新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設の体制がありませんが、大阪府では、 <u>新型コロナウイルス感染症の陽性者のうち入院治療の必要が無い軽症者・無症状者のための宿泊療養施設を確保しており、各施設には看護師が常駐し必要に応じて医師によるオンライン診療を受けることができる体制を整えています。</u>	
また、陽性が判明した後の相談窓口として、 <u>コロナ陽性者 24 時間緊急サポートセンターや、新型コロナウイルス感染症に関する相談、受診可能な医療機関、感染予防対策などに関する府民向け相談窓口等を開設しています。</u>	
新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせがあった場合は大阪府の制度をお伝えするとともに、 <u>市ウェブサイトでも周知しております。</u>	

田尻町	※下線部追加
<p>本町内で新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）への直接対応する機会はありませんが、マスク・消毒液・防護服などの物品の支援要請などに対応できるよう努めてまいります。</p> <p>また、町民の感染による不安をできるだけ解消するための迅速な支援につながる電話等による相談についても迅速に対応できるよう努めてまいります。</p>	
熊取町（健康・いきいき高齢課）	※従前と変わらず
<p>宿泊療養施設等の運用及びその安全管理等については、保健所を含む大阪府において対応されているところです。町としての役割については、感染予防に係る情報発信や啓発、また、ワクチン接種の体制整備から実施までを役割として現在取り組んでいるところです。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>感染者受け入れ体制の強化については大阪府の責任において実施されるものと認識しております、本町としましては患者が安心して療養できるよう宿泊療養施設の確保、施設における医療体制の確保等の感染者受け入れ体制の強化を府に求めてまいります。</p> <p>町民の感染による不安については随時本町保健センター及び危機管理担当で相談を受け入れており、健康相談、受診相談に応じています。外国人、障がい者も含め、正確な情報伝達に努めてまいります。</p>	

### ③PCR検査の拡充について <継続>

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実に行うこと。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。加えて、新たな変異株の発生と拡大に備えスクリーニング検査体制の拡充と専門家による研究を支援すること。

(回答)

貝塚市（商工観光課 健康推進課）	※従前と変わらず
<p>本市域における新型コロナウイルス感染拡大防止のためのPCR検査体制の拡充や、感染者の濃厚接触者に対する迅速なPCR検査の実施については、大阪府岸和田保健所がその役割を担っているところですが、本市独自に、症状のない市民のかたを対象に、新型コロナウイルス感染症のまん延防止と社会経済活動の促進を図るため、無料でPCR検査を受検できる「貝塚市PCRセンター」を設置しています。</p> <p>また、大阪府においては、高齢者施設等の従事者や利用者等に対する迅速なPCR検査実施体制を確保するため、「高齢者施設等スマホ検査センター」を開設し、社会福祉施設等におけるクラスター発生の未然防止に努めているところです。</p>	
泉佐野市（健康推進課）	※下線部追加
<p>PCR検査の拡充など検査体制につきましては、都道府県の主導により実施されており、大阪府において府民が希望すれば受けられる体制が整えられているところでございます。本市におきましても国庫補助を活用し、令和3年2月から高齢者等を対象にPCR検査を実施するとともに、希望する市民に対しては令和3年7月から検査を受けられる体制は整えられております。</p> <p>現在は、「大阪PCR検査センター泉佐野」が、本市りんくう往来北において大阪府無料検査を実施しております。</p>	
泉南市（保健推進課、長寿社会推進課、保育子ども課、障害福祉課）	※下線部追加
<p>症状がある方への診療検査医療機関は、市内でも増加してきており、まずは、かかりつけ医へご相談いただく体制となっています。また、濃厚接触者については、特に検査はせず、自宅待機の方針となっており、その周知を行います。高齢者施設等従事者へはスマホ検査センター等にて検査が実施されています。無症状者への検査も大阪府により実施されています。今後の拡大に備えた対応についても、引続き国・府の動向を注視し、要望等検討します。</p>	

高齢者施設および事業所に対し、PCR検査等に関する情報提供を随時行っています。また、事業所との会議の機会等で定期検査等の実施状況の確認と、未実施の事業所に対する実施の勧奨を行っています。今後もワクチンの接種、PCR検査の実施および感染対策により、クラスターの発生予防に努めます。

今年度はワクチン接種を希望する保育施設職員への優先接種を実施しました。また、保育施設には9歳以下の小児への抗原定性検査キットの無償配布を行う「検査キット配布センター」について周知しました。

障害者支援施設等に対しては、大阪府により、従事者への定期検査を実施しています。今後も、情報の提供を行い、感染症予防対策に努めます。

**阪南市（健康増進課）** ※下線部追加

阪南市ではPCR検査体制はありませんが、大阪府は「診療・検査医療機関」を指定し、発熱患者が早期に相談・受診できる体制を構築するとともに、濃厚接触者等に該当しない無症状者に対する無料検査事業を行っています。また、感染者の早期発見や無症状感染者を原因とするクラスター発生を未然に防ぐため、高齢者施設等の従事者等に対する定期的な検査を実施しています。検査に関する問い合わせがあった場合は大阪府の無料検査事業を紹介し、市ウェブサイトでも周知を行っています。

**田尻町** ※下線部追加

本町は、ワクチン接種を新たな感染拡大防止の最も有効な対策として、取り組んでまいりました。PCR検査体制については、大阪府の動向を踏まえながら正確に迅速な情報を町民に周知することに努め、インターネットやSNSを活用した情報発信に努めています。

本町では、地域の保健所の指導助言を受け、地域におけるクラスター発生を抑制する事に努め、マスク着用、手洗い、手指の消毒、人との距離を取るなど、新しい生活様式の実践の周知を行っています。

また、高齢者施設や医療機関などからの要請に応じてマスクや消毒液、フェイスシールド等の必要な物資の提供できる環境を整備してまいりました。今後も感染拡大防止に向けた支援や対策に努めてまいります。

**熊取町（健康・いきいき高齢課）** ※下線部追加

現在、大阪府では、無症状で検査を受けたい方への「無料検査事業」や高齢者施設等に対しては「高齢者施設等従事者定期PCR検査」や有症状の方を検査する「スマホ検査センター」が設置され対応されています。また、症状のある方で、10～64歳の軽症状の方へは検査キット配布センターが設置されており検査キットが自宅へ配送される仕組みや、これまでどおり発熱患者の診療・検査が可能な診療検査医療機関において検査が可能となっています。

本町においては、まん延時におけるひっ迫したPCR検査（行政検査）の緩和と町内事業所等のクラスター発生時における検査を実施することで住民の不安の軽減を図ることを目的とし、町内大学との連携協定により大阪府及び町の補助金を活用し、町内大学に検査体制の整備を構築し、PCR検査【熊取モデル】とし実施しています。この検査体制をもって検査が必要な方、また、感染が不安な方へのPCR検査を迅速に対応できるよう取り組んでいるところです。

**岬町（しあわせ創造部）** ※下線部追加

PCR検査の拡充につきましては、令和3年11月12日に政府対策本部において検査促進枠の創設方針が示され、都道府県による検査無料化の取組が継続していると認識しております。

しかしながらこれまでの感染拡大時において、発熱外来がひっ迫したことから、現在、高齢者や重症化リスク等に該当しない者に対しては簡易検査キットによる自己検査と陽性者フォローアップセンターへの自己登録が推奨されています。本町においては地区医師の協力のもと発熱外来が設置されており、10万人あたりの設置数は府内でも多く、住民を適切な医療へつなげています。

クラスターの発生が懸念される福祉施設等への継続的な支援及び労働者の簡易検査、調査研究については大阪府による広域的な対応を期待し、求めてまいります。

④感染防止のための支援拡充について <継続>

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っていることから、必要な物資の購入等に対する費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

(回答)

貝塚市（商工観光課）	※従前と変わらず
<p>感染予防のための物資購入に対する助成の考えはありませんが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金など事業者の業種によっては国等の補助金の対象となる場合があることから、制度の周知に努めてまいります。</p> <p>時差出勤やテレワークなど通勤及びオフィスワークにおける感染防止については、厚生労働省が定めるガイドラインの周知及び啓発に努めるとともに、貝塚商工会議所と連携し、中小企業者等の相談に対応してまいります。</p>	
泉佐野市（まちの活性課、健康推進課）	※従前と変わらず
<p>感染対策のための物資の購入等については、既に大阪府や国が実施しており、事業者への周知をより行ってまいります。また、時差出勤やテレワーク実施の指針につきましても、国が既に指針を示していることから当市としても、その指針を事業者者に周知してまいります。</p> <p>健康推進課においては、これまで、妊婦を対象にマスクの配布を実施し、その後も新たに妊娠届を出された方には、子育て支援包括支援センター等にてマスク配布を引き続き実施しております。その他各種支援につきましても、スケールメリットをふまえ、国や都道府県での検討・実施が適切かと思われるので、要望をしてまいります。</p>	
泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
<p>これまで、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内事業者に対し、感染拡大防止のための取組にかかる費用の一部を補助金として交付しました。今後も感染防止のための支援拡充に努めます。また、時差出勤やテレワークについても関係機関と情報共有し、啓発に努めます。</p>	
阪南市（まちの活力創造課、生活環境課）	※従前と変わらず
<p>国や大阪府、関係機関等と連携を図り、さまざまな事業所のニーズに沿った支援を検討するとともに、適切な相談窓口への円滑な誘導に取り組んでまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>医療機関、高齢者施設、学校、保育所などで感染防止対策に必要な物資については、マスクを始め消毒液、ゴム手袋、フェイスシールド等の必要な物資の支援を行ってまいりました。</p> <p>また、相談窓口については、広報誌をはじめ、コロナ関連のチラシ等で周知を図り、関係部署で対応するように努めています。</p>	
熊取町（健康・いきいき高齢課、産業振興課）	※従前と変わらず
<p>マスクやガウン、手袋などの感染予防資材については、国から各機関への支援用の資材として配布されており、資材不足等が発生した場合など必要に応じ配布しているところです。</p> <p>国、大阪府、商工会等の関係機関との連携を図りながら、支援内容についても検討してまいります。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>感染防止のための物資の購入、換気設備の設置等については国、府の補助金等を活用し行われていると認識しています。企業に対しては大阪府より要請が出されているため、本町としては大阪府の要請に準じて、町公式ホームページ、SNSなどを通じて、要請内容を周知しています。引き続き、府に対して感染防止のための支援拡充を求めてまいります。</p>	

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について <継続>

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、市民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。

また、飲食店をはじめとする各事業に対し休業要請を行う場合も同様に、現在に至るまでの休業要請に対する検証を行うとともに、感染防止対策の有効性も勘案したうえで、客観的根拠に基づく要請内容とすること。

(回答)

貝塚市（健康推進課）	※下線部追加
<p>大阪府に対し緊急事態宣言が発出された際や、まん延防止等重点措置の適用が決定された場合などについては、その内容について、速やかにホームページに掲載し、市民への迅速な情報提供に努めているところ。また、宣言や措置の実効性を高めるため、ホームページに市長メッセージを掲載し、市民や事業者等に対する感染防止対策への協力の呼びかけを行っています。</p> <p>飲食店をはじめとする各事業に対する休業要請につきましては、都道府県知事に要請権限があることより、要請内容等を含め本市独自で検証する考えはございません。</p>	
泉佐野市（危機管理課、健康推進課）	※下線部追加
<p>緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令された場合、その効果を最大限に発揮するためには、感染拡大防止のために求められる意識と行動をいかに市民に正しく伝えて理解を得られるかにかかっています。そのため、公的機関の提供する正確な情報を随時入手するよう心掛け、ホームページ、防災行政無線、登録制メール、市報のほか、TwitterやLINE等を活用して、できるだけ広く市民に丁寧に周知してまいります。</p> <p>また、感染の拡大期は、市民の不安が過剰に強まり、新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種に関連した誤解や偏見に基づく不当な差別を惹起する例も散見されておりますので、引き続き冷静な行動を促すように努めてまいります。なお、休業要請などの要請内容の検証については、権限のある大阪府に委ねます。</p> <p>これまでもホームページ等を活用し、啓発に努めてまいりました。引き続き、迅速かつ正確な情報の提供に努めてまいります。</p>	
泉南市（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>国においては、これまでの感染拡大や感染者数の減少時の様々な客観的データや科学的根拠、知見を基に、分析・検証を行い、今後有効となる具体的な対策を講じていくと考えられ、本市においても国、都道府県と連携してコロナ禍の収束のため、情報共有しながら市民に対し、丁寧な説明とメッセージを発信していきます。</p>	
阪南市（健康増進課）	※従前と変わらず
<p>本市ではこれまでも新型コロナウイルス対策本部会議を79回開催し、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議における感染症拡大防止に向けた要請内容を市ウェブサイトやフェイスブックなどSNSを効果的に活用し、タイムリーかつ広く市民の方々に周知することで、感染症拡大防止に取り組んでいます。</p> <p>併せて、公共施設では3密の回避やマスクの着用などを呼び掛けるポスターを掲示するなど、引き続き感染予防の啓発に取り組んでいます。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出に伴い、本町新型コロナウイルス対策本部通じて、町民の方々へ正確な情報が速やかに届けられる様、引き続き、情報の発信に努めてまいります。</p>	
熊取町（健康・いきいき高齢課）	※従前と変わらず
<p>緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う大阪府からの要請に従い、各方面への感染対策について、文書及び町ホームページやLINE等において周知啓発を行っています。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>本町としてはこれまでも町ホームページ、広報紙、回覧等を通じて町民に対し情報発信を行ってきました。今後も引き続き丁寧な情報提供に努めてまいります。飲食店に対する休業要請は府が行うものであるため、休業要請に対する検証等については府に求めてまいります。</p>	

⑥ワクチン接種体制の強化について <補強>

希望者全員が安心してワクチン接種できるよう、大阪府と連携の上接種体制を構築するとともに、単身赴任者や学生など居住地以外での接種を含めた接種記録の管理や他の自治体等の連携の体制を構築すること。また副反応情報などの確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うこと。

(回答)

貝塚市（健康推進課）	※下線部追加
<p>新型コロナワクチン接種に関し、大阪府とは、日常的に連携を密にしており、国からのワクチン供給を含め、円滑な接種推進に向け、引き続き、連携の強化を図ってまいります。<u>単身赴任者や学生など居住地以外での接種機会については、実際に住んでいる市町村への届出により接種が可能となっています。</u>また接種記録については、国が提供するクラウドのワクチン接種記録システムを利用することで「接種者情報」と「接種者記録情報」より、いつ・どこで・どのワクチンを接種しているかのデータ参照が効率的に行える仕組みになっています。</p> <p>ワクチン接種に伴う副反応情報については、厚生労働省公表の情報をホームページに掲載し、市民への情報提供に努めているところです。</p>	
泉佐野市（健康推進課）	※下線部追加
<p>令和3年春から実施してまいりました初回（1・2回目）接種におきましては、迅速かつ計画的に行うことができ、接種を希望する高齢者は同年7月末、一般の方は同年10月末までに実施することができました。同年12月からは3回目追加接種、令和4年5月からは4回目追加接種が開始され、現在は、オミクロン株対応ワクチン接種が同年9月から開始されております。本市におきましては、ワクチン接種の推進や副反応情報の提供に努めており、今後も引き続き国、府と連携し、確実な情報の提供を行ってまいります。</p>	
泉南市（ワクチン接種推進チーム）	※従前と変わらず
<p>ワクチン供給は、円滑な追加接種の実施に欠かせないものであり、市町村の求める必要な量のワクチンを供給いただけるよう、国・府へ要望します。また、ワクチンに関する正しい情報を広報紙・ウェブサイトを通じて周知します。</p>	
阪南市（健康増進課）	※下線部追加
<p><u>全ての接種希望者において接種可能となるワクチン量が安定して供給されるよう、大阪府を通じて国に要望を行っています。</u>医療機関をはじめ、近隣自治体、大阪府等との連携を図るとともに、国及び市のシステム情報連携を行い、適正な接種記録の管理に努めてまいります。また、ワクチン接種の意義や必要性、副反応等のワクチン接種に関する情報については、国、大阪府を通じて適宜情報収集に努めるとともに市民に分かりやすい形での情報提供を行ってまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>ワクチンの供給については、国の動向を踏まえながら本町の接種状況を伝え大阪府に要望しています。現在のところ本町の計画通りのワクチン供給を頂いています。</p> <p>また、ワクチン接種に関する情報提供については、町ホームページやたじりっちメール等のSNSを活用し、正確かつ迅速な情報提供を心がけてまいります。</p>	
熊取町（健康・いきいき高齢課）	※従前と変わらず
<p>ワクチン接種の推進については、国の方針に基づき円滑に接種が行えるよう町内協力医療機関と密に連携を図り進めているところでございます。接種の推進における課題等については、町村長会を通じた要望において、必要に応じ行っているところです。</p> <p>また、副反応情報や接種に関する必要な事項については、できる限り接種される方へ発信できるよう接種券の発送時や町ホームページ等を活用し情報提供しているところです。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>本町としましては地区医師会の協力のもとワクチン接種体制を確保し接種を進めてまいりました。現在、令和5年3月末までの接種について、町民へ早期接種を呼びかけております。引き続き、町民に対し回覧、町ホームページ、公式LINEなどを活用しワクチン接種に関する情報提供を行ってまいります。</p>	



⑦保健所機能の強化について <継続>

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所及び保健センターに求められる役割は多岐に渡り、保健所職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。その際、状況に応じて迅速な対応がはかれるようマニュアル等の策定を行うこと。さらには、大阪健康安全基盤研究所と十分連携した感染症対策や公衆衛生活動を強化すること。

(回答)

貝塚市（人事課 健康推進課）	※下線部追加
令和3年度以降、主に新型コロナウイルス感染症対策に携わっている健康推進課には、正規職員を2名、 <u>会計年度任用職員を6名増員</u> しており、新型コロナウイルス感染症への対応として任用しています。引き続き、体制整備に努めてまいります。	
<u>また、新型コロナウイルス感染症対策に関するマニュアルとして「貝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定</u> しております。大阪健康安全基盤研究所等の他機関連携につきましては、大阪府が <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法に基づき実施する対策</u> の中で、本市の役割を果たしてまいります。	
泉佐野市（健康推進課）	※従前と変わらず
これまでも保健所機能の強化は、大阪府へ要望しており、引き続き行ってまいります。	
泉南市（保健推進課）	※従前と変わらず
保健センター機能強化については、全庁的な保健師配置体制を含め検討します。また、保健所機能の強化については、府へ要望します。	
阪南市（健康増進課）	※従前と変わらず
本市では、引き続き泉佐野保健所、地元医師会等と連携・協力して公衆衛生に係る活動を継続するとともに、新型コロナウイルス感染症対策やオミクロン株対応ワクチン接種の確実な実施に向けて、体制整備を図ってまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
新型コロナウイルス感染症の拡大だけでなく災害発生時に伴う保健センターに求められる役割は大きいと認識しており、関係部署とも協議、調整しながら緊急時においても対応可能な体制の構築の検討に努めてまいります。	
熊取町（健康・いきいき高齢課）	※従前と変わらず
本町における保健所機能は大阪府の管轄となります。	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
保健所機能の強化は府の責任において実施されるものとして認識しています。本町を所管する大阪府泉佐野保健所の体制強化については保健所運営協議会を通じて府に要望してまいります。 <u>あわせて、大阪府尾崎保健所の設置については引き続き、府に強く要望してまいります。</u>	

⑧感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について <継続>

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言やSNSを利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。

また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。

(回答)

貝塚市（人権政策課）	※下線部追加
本市におきましては、広報かいつかやホームページにて、ワクチン接種を含む新型コロナウイルス感染症に関連した差別に対して、人権に配慮した冷静な対応をいただくよう市民に呼びかけてきたところです。	

<p>また12月の人権週間に合わせて、<u>同調圧力とコロナ差別、及びインターネットと人権についての特集記事を広報誌に掲載、市民に周知をいたしました。</u>今後におきましても、情報発信に努めてまいります。</p>
<p><b>泉佐野市（人権推進課、まちの活性課）</b> <span style="float: right;">※下線部追加</span></p>
<p>コロナ禍のなか医療従事者をはじめ国民生活を支えているエッセンシャルワーカー及びその家族に対する差別が生じることがないように、市の広報7月号において令和3年2月3日、「<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律</u>」が成立し、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法第13条第2項に、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の防止に係る国及び地方公共団体の責務（相談支援や啓発など）が定められたことを周知しました。</u></p> <p>また、令和4年3月に啓発冊子、人として生きる46「<u>病気と差別～コロナ差別とハンセン病～</u>」を作成し、<u>泉佐野市人権対策本部人権問題懇談会等の機会に市民への啓発活動に努めています。</u></p> <p>今後もあらゆる機会を捉え新型コロナウイルス感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いが起こらないように啓発活動に取り組んでまいります。</p> <p>泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所に対し、新型コロナウイルス感染症に関する不当な扱い、差別を行わないよう周知してまいります。</p>
<p><b>泉南市（人権推進課、ワクチン接種推進チーム）</b> <span style="float: right;">※従前と変わらず</span></p>
<p>昨年度に作成した新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をなくすための啓発冊子を講演会や講座等の市民が集まる機会に配布し、市民に対して積極的に啓発周知を図っています。</p> <p>今後も、ワクチン未接種者に対する差別を含め、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別が起こらないよう、引き続き周知・啓発を行います。</p> <p>ワクチン接種に関する正しい情報を、広報紙やウェブサイトを通じて、市民へ繰返し周知します。</p>
<p><b>阪南市（人権推進課）</b> <span style="float: right;">※従前と変わらず</span></p>
<p>市ウェブサイト「<u>新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について</u>」という記事を掲載するとともに、法務省から提供されたポスターの掲示やチラシを配架し、感染者への人権保護は勿論のこと、ワクチンを接種されていない方への差別がないように啓発に努めています。</p>
<p><b>田尻町</b> <span style="float: right;">※下線部追加</span></p>
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者や外国からの入国者等に対する差別や偏見、誹謗・中傷、排除などが、また、ワクチン接種開始以降は接種しない方やできない方に対する誹謗・中傷、偏見なども多数生起していることは認識しております。<u>さらには、リモートワーク中の社員を必要以上に監視したり、私的なことに立ち入る、不適切な発言をするなどのハラスメントも生じています。</u></p> <p>感染症にかかるのはその人の責任ではなく、ウイルスによるものです。このような差別は決して許されるものではなく、差別をなくすためには、病気に関する正しい情報による冷静な行動をすること、誤った情報に同調したり、広めたりしないよう気をつけることが必要です。</p> <p>本町においては、コロナ差別にかかる町長メッセージをホームページに掲載するほか、広報誌への掲載、ポスターの作成・掲出など啓発に努めてまいりました。今後も、様々な機会をとらえ、啓発の取り組みを進めるとともに差別を受けた方に対しては、心のケア等も含めきめ細かな相談を行えるよう的確に対応できる体制づくりに努めてまいります。</p>
<p><b>熊取町（人権・女性活躍推進課）</b> <span style="float: right;">※従前と変わらず</span></p>
<p>新型コロナウイルス感染症やコロナワクチンに関連する人権への配慮については、町広報紙、ホームページ、人権啓発情報誌、ポスター、チラシ、また、講演会等の事業等において広く周知をおこなっているところです。</p> <p>引き続き、「<u>コロナ差別</u>」をなくすために、あらゆる機会を通じて啓発・周知に努めてまいります。</p>
<p><b>岬町（総務部）</b> <span style="float: right;">※従前と変わらず</span></p>
<p>新型コロナウイルス感染者やその家族、濃厚接触者、医療従事者や輸送を担う方々などに対する誤解や偏見に基づく不当な差別的扱いや言動、偏見、いじめ、誹謗中傷を行うことは許される行為ではありません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況にありますので、相手に寄り添い、相手思いやる心を持っていただけるよう、住民への周知を図るとともに、法務省や法務局等と連携し、新型</p>

新型コロナウイルス感染者に対する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭った方からの相談体制充実に努めてまいります。

また、パワーハラスメントに関する啓発冊子を令和2年3月に町内全戸に配布し、住民の皆様に啓発を行っているところですが、町内企業に対し、中小企業においても令和4年4月からパワーハラスメント防止対策が義務付けられる等、雇用管理上講ずべき措置について、関係機関と連携し、周知強化に努めてまいります。

## (2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について ★重点項目

### ①雇用調整助成金特例措置の継続について <継続>

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。

また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

(回答)

貝塚市（商工観光課）	※従前と変わらず
雇用調整助成金については、国の制度であることから、本市に継続の決定権はございません。財源につきましても国が適切に判断するものと考えております。	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
雇用調整助成金等については、国の制度であることから、新型コロナウイルス感染症による影響を注視しながら、必要に応じて今後も継続していくよう求めてまいります。	
泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
雇用調整助成金および新型コロナウイルス感染症対応休業支援金について、新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続することが重要なことと認識しています。機会を通じて、要望します。	
阪南市（生活環境課）	※従前と変わらず
国や大阪府に対し、雇用調整助成金特例措置の継続及び財源確保について要望してまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方々にとって必要な支援策については、府や国に対して今後も継続されるよう働きかけを行ってまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
国の動向や新型コロナウイルス感染症の影響の状況など、情報収集に努めつつ、特例措置の継続や、財源についても要望してまいります。	
岬町（都市整備部）	※下線部追加
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている労働者が、コロナ禍においても安定した生活を維持できるよう、関係機関と緊密に連携を図るとともに、 <u>必要に応じて補助金の創設を検討するなど必要な施策を検討してまいります。</u>	

### ②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について <継続>

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

(回答)

貝塚市（商工観光課）	※従前と変わらず
各種支援制度を市ホームページや市広報に掲載し、市民のかたへの周知を図っています。	

今後も、さまざまな支援制度については、オンライン申請が困難なかなのために申請書類を市窓口 に設置するなど、制度の認知度を高め、迅速に支援が届くよう取組んでまいります。	
<b>泉佐野市（まちの活性課）</b>	※従前と変わらず
国や大阪府等様々な機関が、支援制度を行っている中で、適切な支援制度を迅速に案内できるように 努めてまいります。また、どのような制度があるのか事業者への情報発信を行っていきます。	
<b>泉南市（産業観光課）</b>	※従前と変わらず
様々な支援制度について、認知度が高まるよう関係機関と連携し、普及啓発に努めます。また、本 市が実施する事業については申請手続きの簡素化を図り、支給の迅速化に努めます。	
<b>阪南市（まちの活力創造課、生活環境課）</b>	※従前と変わらず
各種支援制度について、国や大阪府、関係機関等と連携を図り、窓口・広報誌・市ウェブサイト等 のさまざまな媒体を活用し、認知度の向上に取り組むとともに、迅速な支援となるよう連携強化に取 り組んでまいります。	
<b>田尻町</b>	※従前と変わらず
各種支援制度については、国や大阪府、関係機関などから情報を収集し、広報や町ホームページ等 を活用して情報発信に努めてまいります。	
<b>熊取町（産業振興課）</b>	※従前と変わらず
国、大阪府等の関係機関からの情報収集に努め、企業や町民へ積極的に周知してまいります。	
<b>岬町（都市整備部）</b>	※従前と変わらず
国や大阪府、商工会などの関係機関と連携を図り、各種支援制度について情報提供や手続きがスム ーズに行われるようサポート体制の検討に努めてまいります。	

### ③生活困窮者への支援について <継続>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加しているこ  
とから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザ  
ーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。

また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付にお  
ける返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の  
活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用  
の進んでいない市町村に対しては活用促進へ向けた働きかけを行うこと。加えて、複雑な手続きが制度の  
利用を妨げることをないように手続きを簡素化すること。

(回答)

<b>貝塚市（福祉総務課）</b>	※従前と変わらず
本市では、生活困窮者自立支援制度と地域就労相談を一体的に実施しており、新型コロナウイルス 感染症拡大の影響で、失業・休業された方や、減収により生活に困窮されている方に対し、それぞれの 実情に合わせた相談支援を行っております。「ひとり親」家庭についても、必要に応じて関係機関と 連携しながら、多面的に支援を行っております。	
住居確保給付金の延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長 など、制度の周知については当該制度の関係部署において、ホームページへの掲載など、引き続き周 知に努めてまいります。	
今後も住居確保給付金や家計改善相談など、支援を必要とする方に適切な支援メニューを助言・提 案し、相談者一人ひとりに寄り添った相談支援ができるよう努めてまいります。	
<b>泉佐野市（子育て支援課、地域共生推進課）</b>	※従前と変わらず
新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、妊娠期間を経て出生した新生児を抱える世 帯の経済的負担を軽減し支援するため、市独自の施策として昨年度と同様に、新生児1人あたり10万 円の臨時特別給付金を支給する「いずみさの新生児臨時特別給付金事業」を実施いたしました。	
ひとり親家庭には、引き続き、児童扶養手当制度やひとり親家庭医療費助成制度の経済的支援を行 い生活の安定を促進し、就労に結びつきやすい資格を取得するための高等職業訓練促進給付金及び、 自立支援教育訓練給付金の周知を図り、制度の活用を促進してまいります。	

また、母子・父子自立支援員を相談窓口として、シングルマザーをはじめとするひとり親家庭の支援に努めてまいります。

大阪府においては、原油等の原材料価格等の高騰の影響が広く府民に及んでいる中、子育て世帯には、文房具や書籍、おむつ、生理用品など、子どもが生活する上で特有の負担が生じている状況を踏まえ、府内に住む18歳以下のすべての子どもたちに1万円分のギフトカード（電子マネークオカードペイ）を配付する事業の実施に伴い、泉佐野市では、大阪府の事業に「1万円上乘せ」して、市内の18歳以下の子どもたちを対象にギフトカード等を配付する市独自の「泉佐野市子ども教育・生活支援事業」を実施しました。

生活困窮者の支援につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、住まいを始めとした支援を必要とする方からの相談が多数寄せられており、5つの中学校圏域に設置した地域型包括支援センターを中心に、お困りの方の相談を確実かつ迅速に受け止める体制を整備しております。また、住居確保給付金の申請書類等を市ホームページに掲載し、申請書をダウンロードできるようにするなど、同制度の活用促進に取り組んでおります。引き続き、複雑な手続きが原因で制度利用を妨げることのないよう、可能な限り手続きの簡素化に努めてまいります。

**泉南市（生活福祉課、家庭支援課）** ※下線部追加

自立支援の相談機能についてコロナ禍以前より人員を増加し、強化しています。ひとり親家庭に対する支援について、ほかの相談者同様に支援をしています。住居確保給付金について、国の支給マニュアルに基づき行っています。緊急小口資金・総合支援資金については、社会福祉協議会が行っている事業となります。認知向上については、現在行っている広報活動の強化充実に取り組み、活用促進に努めます。併せて手続きの簡素化にも努めます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮されているひとり親家庭に対して、国制度の給付金を支給していますが、市の単独事業での支援は予算の計上が可能であれば、今後検討します。

**阪南市（生活支援課、こども支援課）** ※下線部追加

本市においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入減少や失業等により一時的に生活困窮状態に陥り、社会福祉協議会における生活福祉資金の特例貸付の決定を受けた世帯、又は住居確保給付金の支給決定を受けた世帯に30,000円の商工会商品券を配布し家計を応援しています。

住居確保給付金の12ヶ月を超えたさらなる延長等の実効性のある支援について、国・府に対する要望事項として要望してまいります。また、住居確保給付金等の支援内容について、市のウェブサイトに掲載することを通じ認知度を高めるなど、支援を必要とする方に対する活用促進の働きかけに努めているところです。

また、窓口や電話で行うひとり親家庭の方への相談対応では、母子父子自立支援員等の職員が、個別に相談内容を丁寧に聞き取りながら、必要な情報提供を行い、関係課・ハローワーク等と連携して、適切な支援につながるよう取り組んでいます。

**田尻町** ※従前と変わらず

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた方への支援については、地域就労支援コーディネーターがハローワーク等と連携して就労支援を行う事や各種福祉サービスと連携するなど相談者のニーズに応じた相談支援に努めてまいります。

コロナ禍におけるひとり親家庭に対する支援については、低所得のひとり親家庭に対する給付金事業の実施と共に、生活困窮者に対する自立支援等の相談窓口の紹介などを実施しております。

また、必要に応じて、大阪府や社会福祉協議会などの関係機関が実施する支援制度の紹介なども併せて行っており、現行の支援制度の周知についても、積極的な広報活動を行い、認知度の向上に努めてまいります。

生活保護制度及び生活困窮者支援の相談につきましては、大阪府等の関係機関と緊密な連携を取り対応を行っています。また、住居確保給付金等の延長につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国民生活や経済への影響を総合的に判断して、国において適切に判断されるものと考えておりますとともに、住民への周知や支援の活用につきましても、いち早く状況を把握するとともに、町社協及び府社協協力のもと対応を行います。

熊取町（生活福祉課）	※下線部追加
<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている「ひとり親家庭」への支援については、国の実施する「<u>低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金</u>」を可能な限り速やかに支給しております。</p> <p>また、岸和田子ども家庭センターで実施しております住居確保給付金や、熊取町社会福祉協議会で受付を行っている緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付につきましては、町ホームページでの周知など支援が必要な方に新しい情報が届くよう努めてまいります。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者支援については、緊急小口資金・総合支援資金の貸付や住居確保給付金などの既存の国制度による支援の活用促進に取り組んでまいります。</p>	

#### ④事業所支援の拡充について <継続>

新型コロナウイルス感染症の影響により、**飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。**

(回答)

貝塚市（商工観光課）	※従前と変わらず
<p>国や府に対し支援施策についての要望を行ってまいります。</p>	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
<p>当市が、国際空港を持つ特性より観光業や飲食業等様々な事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていることから、今後も新たな支援制度を国に対して求めてまいります。</p>	
泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業所に対する支援の拡充は重要なことと認識しています。新たな支援制度や補助金の創設について機会を通じて要望します。</p>	
阪南市（まちの活力創造課）	※下線部追加
<p>本市の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている企業への新たな支援制度や補助金の創設などについては、<u>大阪府、近隣自治体の動向を踏まえ</u>、国に対する要望について検討してまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>本町では、プレミアム付き振興券の発行や支援金の交付等を行い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対し、支援を行って来たところです。</p> <p>今後も、府や国に対して働きかけを行うとともに、国や大阪府などと連携し、市町村において必要な施策について検討してまいります。</p>	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>国、大阪府等の関係機関からの情報収集に努めつつ、新たな支援制度や補助金の創設なども要望してまいります。</p>	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
<p>新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている飲食・観光業、またそれらに関連する各種事業所について、コロナ禍による影響を注視し、必要となる支援制度等について検討するよう努めてまいります。</p>	

## 8. 大阪南地域協議会統一要請

### (1) ゴミ袋の有料化について <新規>

ゴミ収集（ゴミ袋）料金の負担について、各自治体において様々な取り組みがなされているが、結婚・出産等に一定数の配布をするなど、市民サービスの充実について努力をされているか、回答いただきたい。また、大阪市等で実施している「ふれあい収集」（ゴミ出しが出来ない高齢者・障がい者などへの支援策）等、サービスの拡充がなされているのかそれぞれ具体的に推移を含め示されたい。

(回答)

#### 貝塚市（廃棄物対策課）

結婚・出産等に際し、ゴミ袋の配布は行っておりませんが、町会・自治会加入促進策として町会連合会が実施する町会加入世帯へのゴミ袋配付事業に対し助成しているところです。

高齢者等へのごみ出し支援（ふれあい収集）については、国や近隣市町の動向を注視するとともに福祉部局とも連携し、本市にとってどのような方法が適しているのか、現在検討を進めているところです。

#### 泉佐野市（環境衛生課）

ゴミ袋を有料で購入いただき、ごみ処理費用の一部負担をしていただくことにより、ごみの分別意識の向上、排出抑制に繋がっており、値下げによりその効果の低下が懸念されますので、料金値下げに関しては慎重な議論が必要と考えます。

また、高齢者や障がい者などのごみ出し困難な世帯を対象に、平成24年度より「ふれあい収集」として、可燃ごみ及び資源ごみの玄関先での戸別収集を行っております。今後も更なる高齢化社会への対策として一層のサービスの充実を検討してまいります。

#### 泉南市（清掃課、長寿社会推進課、障害福祉課）

市内に住民登録のある新生児から生後24ヶ月までの乳幼児のおられる世帯に対して、少子化対策の一環および乳幼児のおられる世帯の経済的負担軽減を図るため、市指定可燃ごみ袋（20リットル）を乳幼児1人につき1ヶ月単位10枚配布しています。

また、福祉の増進を図ることを目的に担当課と連携し、介護を要する単身の高齢者および障害者のおられる世帯を対象に戸口での安否確認およびごみ収集を行っています。また、万一に備え専従車には自動体外式除細動器（AED）を搭載し、普通救命講習修了職員を配置しています。

ごみ出しができず困っている高齢者や障害のある人に対して、清掃課と連携し「ふれあい収集」を実施しています。事業の周知においては、地域包括支援センターと連携し行っています。

泉南市では、ゴミ出しができず困っている障害のある人に対して、清掃課と連携し「ふれあい収集」を実施しています。今後も、周知に努めます。

#### 阪南市（資源対策課）

少子化対策の一環として2歳に達するまでの乳児のいる世帯に対し、一定数の可燃ごみ指定袋を配布することにより、経済的負担を軽減するサービスを行っています。

また、「ふれあい収集」については、平成19年1月よりサービスを開始し令和3年度末（令和4年3月末）の実績は、196件です。

#### 田尻町

本町においては、二歳児未満のこどもがいる世帯、要介護認定を受けて在宅で介護を受けている者がいる世帯及び障害者手帳等を所持し在宅で介護を受ける者がいる世帯に対し、20リットルの有料可燃ごみ袋を配布しています。

また、「ふれあい収集」については、「たじり安心サポート事業」を実施し、自らごみ集積場所までごみ出しが困難な高齢者や障害者のいる世帯の支援（日常生活の見守りを含む）を行っています。

#### 熊取町（環境課）

本町の可燃ごみは平成21年度から指定袋制を導入しており、需要が高いサイズとして現行の20リットル、45リットルの2つのサイズを採用しています。

「結婚・出産等に一定数の配布を」とのことですが、本町では新生児から生後24ヶ月乳幼児がいるご家庭におむつ用に20リットルのゴミ袋を配布しております。

また、大阪市等で実施している「ふれあい収集」ですが、現在可燃ごみの玄関先までの個別収集は実施しておりませんが、様々な事情によりごみ収集場所までのごみ排出が困難な方へは、収集作業に支障のないことを確認したうえで、ごみ収集場所をお困りの方宅付近に移動・増設するなど、ご相談いただいた際に臨機応変に対応しております。

なお、本町ではご自分で粗大・不燃ごみを運び出せない、高齢者のみの世帯の方や、障がいがある方の世帯の方を対象に、運び出しをサポートする制度を創設しています。

**岬町（しあわせ創造部）**

ごみ収集（ごみ袋）料金の負担については、無料としております。また、「ふれあい収集」等については、本町において必要とされているサポート内容などのニーズの把握に努め、支援体制の検討を進めてまいります。

**（2）各自治体におけるインフラ施設の維持管理について <新規>**

**各自治体の厳しい財政状況のなか、老朽化したインフラ設備の維持管理について、上下水設備及び道路等、更新事業に取り組まれていることと考えますが、クリーンセンター（ゴミ焼却施設）・し尿処理施設等の維持・建設の考え方について、今後の展望を示されたい。**

（回答）

**貝塚市（廃棄物対策課 環境衛生課）**

岸和田市と貝塚市を構成市とする岸和田市貝塚市清掃施設組合（一部事務組合）が岸和田市貝塚市クリーンセンターを運営しており、組合が令和2年3月に「公共施設等総合管理計画」を作成しております。この計画の策定過程において、施設の更新及び現施設の延命化を検討し、現施設の延命化が最適であると判断し、稼働開始から50年を目標とし、基幹改良工事や大規模改修を計画的に進める予定となっております。

また、し尿処理施設については、処理施設の広域連携も視野に入れながら、必要最低限の電気・機械・建築設備の更新や改修を行ってまいります。

**泉佐野市（環境衛生課）**

ごみ処理施設及びし尿処理施設につきましては、本市及び田尻町とで廃棄物処理を目的に泉佐野市田尻町清掃施設組合（以下、組合という。）を組織し、組合が施設の設置及び運営を行っております。

ごみ処理施設につきましては、焼却施設は昭和61年、破碎施設は昭和58年から稼働しており、補修・改良工事を行っているものの、いずれも老朽化・陳腐化が進んでおります。このような状況のもと、新たに熊取町が組合の構成員として参画し、令和12年度の稼働開始を目標に、一市二町で広域的なごみの中間処理を行う新ごみ処理施設の整備事業を進めております。

し尿処理施設につきましては、令和2年12月に策定した「泉佐野市田尻町清掃施設組合第一事業所長寿命化総合計画」に基づき、計画的に補修整備を行っているところです。それにより、大規模な修理を行うことなく、令和12年度まで施設機能を維持・延命化することが可能と考えております。

その後につきましても、LCCの比較検討により、新規に施設を整備するよりも、大規模な基幹改良工事により延命化を進める方が有利であるため、定期修繕では補えない大型機器等について基幹的な改良工事は必要になるものの、定期的な補修整備を継続することで、さらに10年間の延命が可能と見込んでおります。

**泉南市（清掃課、環境整備課）**

泉南清掃工場は稼働から36年経過しており、泉南清掃工場長寿命化計画に基づき平成23年度～平成26年度に実施した基幹的設備改良工事にて令和11年度までの延命化を図りましたが、経済性・安定性および安全性の観点から更なる延命化は困難となることから、令和12年度の新炉供用開始に向けて測量や調査、都市計画等の手続きを進めます。

本市のし尿処理施設である双子川浄苑については、建設後40年余りを経過しており、建物の老朽化や設備等の経年劣化が著しい状況であり、引き続きし尿等を適正かつ安定的に処理していくため、施設更新や広域化等の可能性について、今後の方向性の検討に取り組んでいます。



<b>阪南市</b> （生活環境課、資源対策課）
<p>し尿処理施設であるはんなん浄化センターMI Z U T A MA館については、将来にわたり継続して安定的にサービスを提供できるよう、令和2年3月に策定した「はんなん浄化センターMI Z U T A MA館個別計画」に基づき、適切に維持管理しているところです。</p> <p>また、現行のごみ処理施設は稼働から36年が経過し、延命化対策として基幹的改良工事を行い、令和11年度までの延命化対策を行っていますが、抜本的に施設の老朽化を解消することが困難なことから、泉南清掃工場の建て替えについて、阪南市・泉南市・泉南清掃事務組合の3者で協議・検討し、令和12年度の焼却施設等の供用開始に向け取り組んでいます。</p>
<b>田尻町</b>
<p>ゴミ焼却及びし尿処理については、泉佐野市田尻町清掃施設組合において実施しています。当該施設については長寿延命化対策で維持管理をこれまで行ってきましたが、新たに泉佐野市域に、令和12年度の稼働を目指し、熊取町も加わる形での新施設の建設を実施します。</p>
<b>熊取町</b> （環境センター、環境課）
<p>熊取町では、竣工から30年が経過する老朽化したごみ処理施設を運用する中で、令和2年3月に「熊取町環境センター長寿化総合計画」を策定し、その中で示す延命化計画により令和12年度までの維持管理を計画的に進めていきます。</p> <p>また、これと平行して泉佐野市、田尻町、熊取町の1市2町で行うごみ処理の広域化に向けての協議を進め、令和12年度には新ごみ処理施設の稼働を目指しています。</p> <p>なお、し尿処理については、竣工から30年以上が経過したし尿処理施設の維持管理を令和3年3月で終了し、令和3年4月からは泉佐野市田尻町清掃施設組合に委託しています。</p>
<b>岬町</b> （しあわせ創造部）
<p>ごみ処理施設・し尿処理施設については、設備更新や修繕を行いながら、施設の延命化を行い継続していきたいと考えております。</p>

### **③ 今後想定される災害や感染症への対応について <新規>**

**①現在、各自治体において進められている南海トラフ地震への対応に加え、線状降水帯が発生した場合の初動対応について、全ての被災者（他の自治体住人を含む）の受入体制を示されたい。**

（回答）

<b>貝塚市</b> （危機管理室 健康推進課）
<p>地震等の突発的な災害への初動体制については、災害発生後、指定避難所の近隣に住む職員が避難所を開設することになっています。被災者の受入れについては、指定避難所は市内の住民に限らず被災された全ての方が利用することができます。</p>
<b>泉佐野市</b> （危機管理課）
<p>大規模災害時の被災者の受け入れについては、指定避難所の他、友人・親せき宅、ホテル等、多様な避難先を想定するとともに、市域内での対応が困難な場合は、近隣自治体や関係自治体との連携による受け入れも検討します。</p> <p>また、避難所以外のところに避難する「避難所外避難者」への支援にも努めてまいります。</p>
<b>泉南市</b> （危機管理課）
<p>線状降水帯が発生した場合の対応については、洪水・土砂災害の危険エリアを中心にどの地域のどの避難所を開設すべきか、また公的な避難所だけではなく、緊急一時的避難施設として協定を締結している民間施設にも避難スペースの協力依頼をし、可能な限り、多くの被災者を受け入れることができるよう努めます。</p>
<b>阪南市</b> （危機管理課、健康増進課）
<p>災害によって現に被害を受けた方や災害によって被害を受けるおそれがある方を受け入れるため、災害の種類、気象状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定し開設することとしています。</p> <p>また、国や大阪府との連携を図りつつ、泉佐野保健所、地元医師会等の協力を得ながら感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するために必要な体制整備を図ってまいります。</p>

<b>田尻町</b>
線状降水帯が発生した場合においては、むやみに移動を開始して二次的被害が発生することを防止するため、事業所に対して、一時的な受入れへの協力を働きかけるとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保に努めます。
<b>熊取町（危機管理課）</b>
南海トラフ地震といった地震災害及び台風をはじめ線状降水帯を含む風水害における災害時の初動対応については、本町の地域防災計画及び災害応急対策実施要領「職員行動マニュアル」に定めており、指定緊急避難場所及び指定避難所にて被災者を受け入れることとしています。また、平成25年に泉州地域・堺市以南の9市4町で広域的な応援体制の確保について相互応援協定を締結しており、これらの市町及び大阪府等と連携し、被災者の受け入れに努めます。
<b>岬町（まちづくり戦略室）</b>
本町における、南海トラフ地震での被害想定は、大阪府の算定によると、一時的に避難される方は3,456人と想定されています。これを目安として、食料については大阪府が策定した「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」を基本に1日3食、3日間の合計9食分（本町と大阪府が各4.5食分）を本町の備蓄計画に基づき、計画的に備蓄を進めています。 なお、線状降水帯が発生した場合の初動対応については、被災者数に係る推計は行われていませんが、現行の避難所運営の範囲で対応します。

**②新型コロナウイルスでの対応を振り返り、今後未知のウイルスが発生・蔓延した場合の対応等、自治体の諸課題を示されたい。**

(回答)

<b>貝塚市（危機管理室 健康推進課）</b>
今後、未知の感染症発生により住民の生命及び健康を保護する必要がある場合には、本市の「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき対策本部を構成し、本市の役割を的確に実施できる様、集中して業務にあたる体制づくりが必要と考えております。
<b>泉佐野市（健康推進課）</b>
一般の新型コロナウイルス感染症は、甚大な感染拡大により、多くの人々や社会経済への影響は計り知れず、現在も感染拡大を繰り返しております。今まで人類が経験したことのないウイルスで、当初はどう対応すればよいのか不明ではございましたが、徐々に病態などが明確になるとともに医療提供体制の確保、ワクチン接種の推進、治療薬の研究などが進んでおります。今後は、さらなる経験や研究により大きな流行を抑制するなど、ますます対応が確立されていくものと推察されます。 今後も新たなウイルス等による感染症は、人類を脅かす可能性があり、その性質や対策方法については、新型コロナウイルス感染症と同様に数年単位で確立されていくことになると考えられます。対応方法については、今回と同様に国、大阪府が専門家のご意見を伺い方向性を示し、市町村はそれを迅速かつ正確に住民の方々に伝え、正しい行動がとれるよう努めてまいります。今後対応について検証がされ、今回の経験が活かされれば、今以上に円滑な対応が可能であると考えられます。 しかし、本市としては、たとえどのような感染症が流行したとしても、「感染しても発症しない」「発症しても重症化しない」身体づくりのために、日頃からの健康づくりに努めていただくことも重要であると考えています。その点についての啓発や講座等の事業は、今後も更なる充実を検討し、継続していきたいと考えております。
<b>泉南市（危機管理課、保健推進課）</b>
未知のウイルスが発生・蔓延した場合の対応は、その分野の専門家等、信頼性の高い者・機関が発信する情報を収集・分析し、統計データ等ある程度客観的な根拠を基に、国や府とも連携しながら大きな方向性や方針を合議によって定め、それを住民に分かりやすく説明することが重要です。 人権問題、風評被害が起きないよう啓発する、市場でマスクや消毒液等の物が流通しなくなった場合どうするか、命を守る行動と経済を維持する行動のバランスをどうとるか等が課題となります。 今回の新型コロナウイルス感染症への対応を振り返り、今後の対応へ活かしていくことは、大変重要と認識しており、今後課題を整理して、マニュアル等作成を検討します。

<b>阪南市（健康増進課）</b>
国や大阪府との連携を図りつつ、泉佐野保健所、地元医師会等の協力を得ながら感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するために必要な体制整備を図ってまいります。
<b>田尻町</b>
国や大阪府、地域医師会との連携を図り、迅速に対応出来るような体制を整えることに努めるとともに、医療機関からの供給支援要請に迅速に対応できる体制整備に努めていく必要があると考えます。
<b>熊取町（健康・いきいき高齢課）</b>
新しい感染症が発生した場合の対応については、国の新型インフルエンザ等対策本部において決定される方針に従い各種要請や感染対策及び必要な支援等を行ってまいります。また、諸課題につきましては、感染症発生時には感染対策物資が不足することや迅速な情報発信等が重要であり、平時から、泉佐野保健所が近隣市町、関係機関による協議会を開催し検討しており、今後においても国・府・関係機関と連携し対応してまいります。
<b>岬町（まちづくり戦略室、しあわせ創造部）</b>
<p>感染症対策としては、本庁の意思決定機関である対策本部の設置、町全体の対策についての決定、各担当課との情報共有など体制づくりをより速やかに行うこと、また未知の感染症であることから国及び府からの速やかな情報伝達が必要と考えます。新型コロナウイルス感染症については、有効とされる防止策を積極的に採用し、対応してきましたが、それ以外を原因とするものについても、これまでの知識・経験を活かしつつ、国・大阪府が発信する情報を取得・精査し、課題に取り組みます。</p> <p>今回、新型コロナウイルス感染症については、情報や国府の対応が五月雨式に基礎自治体である市町村に伝達されるよりも先にマスコミを通じて発表され、結果として、情報がない中で町民への対応を強いられ、現場職員は疲弊しました。泉佐野保健所機能がマヒしたことにより、その矛先が役場へ向き、所管外の業務について住民からの問い合わせや対応に追われました。府保健所機能の強化、国や府からの情報伝達の迅速化、町医療職の感染予防・防止の基本的な知識及び対応能力の強化が課題と考えます。</p>

## 9. 泉南地区協議会独自要請

### 《貝塚市》

#### (1) 公共交通機関への財政支援について <継続・一部修正>

市内公共交通機関（電車・バス等）の安定した運営を図るため、水間鉄道安全輸送整備費補助金・貝塚市福祉型コミュニティバス運行補助金の拡充措置を講じること。

新型コロナウイルス感染症流行の影響で利用者が減少している現状があることから、補助金の継続した支給が望まれる。また、高齢者運転免許返納者が買い物に苦勞する現状が散見されることから、その支援として、移動販売業者の誘致などを検討されたい。

(回答)

#### 2022（令和4）年度

水間鉄道安全輸送設備整備費補助金及び貝塚市福祉型コミュニティバス運行補助金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和2年度と3年度に拡充措置を講じたところ。

市民にとって安全安心な公共交通機関として維持していく必要があることから、今後も鉄道の安全輸送及びコミュニティバス運行に対し補助をしてまいります。

また、令和2年度に作成した貝塚市周遊ガイドブック「KAIZUKAみちの本」において、テーマやターゲットごとに5つの観光周遊コースを設定しました。この中に公共交通機関を移動手段として利用するコースも含まれています。今後、この観光周遊コースに沿った市PR動画の制作やイベントの実施を計画しており、公共交通機関を利用した観光産業の促進にもつながると考えております。



#### 2023（令和5）年度

(都市計画課 障害福祉課 商工観光課)

水間鉄道安全輸送設備整備費補助金及び貝塚市福祉型コミュニティバス運行補助金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和2年度と3年度に引き続き令和4年度も拡充措置を講じたところ。

水間鉄道につきましては、市民にとって安全安心な公共交通機関として維持していく必要があることから、今後も鉄道の安全輸送及びコミュニティバス運行に対し補助を行ってまいります。

また、貝塚市社会福祉協議会が移動販売事業を実施していることから当該事業の動向を注視してまいります。

#### (2) ごみ集積場所の適正管理について <継続・一部修正>

風雨又は小動物などの影響により、市内のごみ集積場所からごみ（可燃ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装など）の飛散が散見される。

管理責任者又は利用する住民が、ごみ集積場所の清潔保持及びきれいな街づくりの推進並びに生活環境の保全を図ることができるよう、効果的な管理方法を明らかにすること。

また、ごみ散乱防止ネット（小動物忌避ネット）の無償貸与又は助成制度の拡充を講ずること。

(回答)

※従前と変わらず

(廃棄物対策課)

ごみ集積場所の適正な使用については、基本的に排出者の責任によるところが大きいとの考えから、利用者間で集積場所を清潔に保てる利用方法を心掛けてもらえるよう、周知に努めております。効果的な管理方法については、集積場所等の状況により異なることから、開発協議や市民からの相談の機会に、個別に対応しているところ。

ごみ飛散防止ネットについて、現状では、利用者間で話し合いのうえ、購入していただいている状況であり、現時点で、ごみ飛散防止ネットの無償貸与や助成制度についての考えはございませんが、近隣市町の状況などを参考に研究してまいります。

**(3) 病児保育の浜手地区への拡充 <継続・一部修正>**

発熱等で看護の必要がある子どもを抱えながら、やむを得ず出勤しなければならない時に利用できる病児保育は、労働者にとって安心して働くための有益な制度である。

しかし、その認知度は高くなく、必要性があるが利用には繋がっていない現状がある。現状の周知方法に加えて、パンフレットを市内の企業へ配布する等、制度の認知度がさらに高まる取り組みを検討されたい。

また、現状、市内で病児保育を行っている場所は、山手地区に一カ所のみである。貝塚の未来ある子どもたちに、平等にその有益性が担保されるよう、病児保育の更なる拡充について検討されたい。

(回答)

※従前と変わらず

(子育て支援課)

病児・病後児保育事業については、平成 22 年 10 月より、民間の事業者に委託し実施しています。その施設の利用状況は、年間約 750 名の受入が可能ですが、利用実績が定員に達していないため、現在のところ新たに浜手地区への整備の考えはありません。

また、本事業の周知については、現在、市ホームページ等で周知しているほか、令和 4 年 6 月発行の「かいつか子育てガイドブック（市ホームページからも閲覧可）」に掲載し、市内の保育施設や子育て関係施設に配布しております。また、窓口では、委託事業者作成のパンフレットを配布しています。本事業を必要とする子育て家庭への認知が高まるようさらなる周知に努めてまいります。

**≪泉佐野市≫**

**(1) 災害時の緊急情報システムの整備について <継続・一部修正>**

最近、日本各地で地震が頻繁に発生しており、地域住民及び地域企業への啓発、特に津波の被害が想定される臨海地域への啓発及び緊急情報システムの構築が急務である。また、市民防災の日と位置づけた「大防災訓練」での課題点の改善、災害時の緊急放送の改善及び天候などによる聞き取りにくくなることへの対応策等整備や SNS を活用した情報発信等住民への PR に努め、SNS に馴染みのないお年寄りやなどの情報弱者に対しては、情報を届けるための対策を講じること。

(回答)

※従前と変わらず

(危機管理課)

津波被害が想定される区域の住民や企業への、啓発の取組を継続して行ってまいります。

大防災訓練の課題としましては、各自主防災組織が地域のニーズに応じた、様々な訓練内容の提案を行ってまいります。防災行政無線の音声放送が聞き取りにくいなどの課題については、自動電話案内サービス、ファクシミリ、ツイッター、登録メール、地元ケーブルテレビ局の防災情報サービスなど、メディアとの連携と様々なツールを活用してまいります。

**(2) 熊取駅西地区整備計画について <新規>**

熊取町と泉佐野市で協力して進めている熊取駅西地区整備計画について、熊取駅東地区の駅前ロータリーの混雑緩和が期待できるが、熊取駅西地区ロータリーの設置時期について明らかにされたい。

(回答)

(道路公園課)

熊取町と泉佐野市で協力して進めている熊取駅西地区整備計画については、令和 4 年 12 月 10 日で、全線開通いたしました。

**≪泉南市≫**

**(1) 市内観光資源の活性化と地元企業等への優遇について <新規>**

地元企業・従業員の福利厚生に寄与するため、市内の観光施設の利用料優遇制度等の独自支援策について、構築・検討を行うこと。また、市民全体においても、同様の支援策の構築・検討を行うこと。

(回答)

(産業観光課)

既存の地元企業・事業所については、事業資金融資利子補給制度、退職金共済掛金補助制度を主な柱として支援を行い、地域の雇用、賃金水準の確保に努めます。また、新型コロナウイルス感染症に起因する影響を受けた事業者に対しては、セーフティネット保障4号、5号、危機関連の認定を速やかにを行い、滞りなく事業継続が行えるよう支援を継続します。

## (2) 少子化対策について <継続・一部修正>

幼児教育の無償化が実施されましたが、泉南市においては給食費については、完全無償化とされていない状況です。近隣市町では幼児教育の無償化実施に伴い、給食費も無償化されている自治体もあり、大阪市においても無償化を予定しているとのこと。幼児教育無償化の基本理念と近隣市町との公正・公平を確保するため給食費の無償化を図ること。併せて、義務教育課程における給食費の無償化も図ること。

(回答)

2022 (令和4) 年度 (保育子ども課、教育総務課)

本市では、以前より主食費を徴収しておらず、民間園所に対して完全給食を実施する条件で補助金を交付しています。副食費については、1号認定は従来実費徴収の対象となっています。2号認定については、1号認定および学校でも実費徴収されていること、また、これまでも利用料の一部として保護者が負担してきたことから、応益負担の考えに基づき、国の基準に沿って対応することとなりました。なお、経済的負担が大きい低所得者層等については、国の基準に沿って免除措置が講じられています。幼稚園給食は実施していません。



2023 (令和5) 年度 (保育子ども課、教育総務課)

泉南市では、以前より主食費を徴収しておらず、民間園所に対して完全給食を実施する条件で補助金を交付しております。副食費については、1号認定は従来実費徴収の対象となっています。2号認定については、1号認定および学校でも実費徴収されていること、また、これまでも利用料の一部として保護者が負担してきたことから、応益負担の考えにもとづき、国の基準に沿って対応することとなりました。なお、経済的負担が大きい低所得者層等については、国の基準に沿って免除措置が講じられています。幼稚園給食は実施していません。

学校給食費については、学校給食法により学校給食の実施に必要な施設および設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とすることとし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担と規定されています。一部の自治体で給食費の無償化を実施しているところもありますが、本市の財政状況を踏まえ、国・府の交付金等の動向に注視し検討します。

## << 阪南市 >>

### (1) 尾崎駅の周辺整備について <継続・一部修正>

尾崎駅前においては、朝夕時に駅への送迎などにより慢性的な渋滞が発生し、地元住民及び歩行者は、大変危険な状況にあります。

加えて、尾崎駅周辺は、阪南市の商業、医療、行政等の機能が集積する中心的な区域でもあります。以上のことから、尾崎駅周辺の整備は、地域でのにぎわい創出などのまちづくりの推進のためにも重要であると考え、具体的には、現在進められている駅のバリアフリー化、渋滞緩和対策及び歩行者の安全確保のための一方通行化に向けた整備の他にも、災害への対応策として、市役所駐輪場及びサラダホール駐車場の敷地に新たにロータリーを設置するなどの整備を行い、尾崎駅前の周辺整備に引き続き取り組まれない。

また、周辺整備のための十分な財源の確保及び地権者、地元住民及び鉄道事業者との協議を図られたい。

(回答)

※従前と変わらず

(都市整備課)

尾崎駅周辺は、商業等の機能が集積する本市の中心市街地であり、中心市街地としての魅力や賑わいの強化、人々が活動しやすいための環境整備等が今後の課題であると認識しています。

こうした課題認識のもと、これまで歩行者の安全確保、交通の円滑化、駅前活性化の機運醸成等を目的に、尾崎駅山側道路の一方通行化に取り組んでいるところですが、駅前における地元の意向を踏まえつつ、警察と連携しながら、その規制にあわせた歩道整備を進めています。

また、尾崎駅周辺に係る整備や災害時の対策等については、今後も関係機関等と協議調整を行い、できるところから取り組みを進めてまいります。

## 《田尻町》

### (1) まちづくりの人材育成対策について <継続>

移住・定住施策等により、8000人の大家族プロジェクトの推進が図られている中、必須要素と考えられる活発な地域コミュニティが着実に形成されるよう「第5次田尻町総合計画」等に基づき事業展開をすることで、未来のまちづくりに向け、世代間での交流を図るとともに各世代で多彩な人材が育成されるような対策に取り組まれます。

(回答)

#### 2022（令和4）年度

本町では、仕事や生活に追われ地域に疎遠になりがちな方々のなかで、地域での活躍が期待される還暦を迎えられる方を対象とした「若葉のつどい」や、世代間の交流を図るための親・子・孫の三世代が共に参加できる「あそびを通じた体験型講座」を実施してまいりました。令和2年度に創設した「ワクワクたじりまちづくり補助金」事業では、住民団体が自主的に実施するまちづくり活動を積極的に支援しています。

また、「第5次田尻町総合計画」においては、地域づくり人材の発掘と育成、地域を支える仕組みづくりを組織横断的に取り組むため、「みんなでまちを楽しむ、地域を支えるコミュニティづくり」を戦略プロジェクトの一つとして位置づけており、地域活動のすそ野の拡大・活性化に向け、住民がいつでも気軽に立ち寄り、地域やコミュニティに関する情報入手・交換ができる「たまり場」の開設や、世代を超え様々な分野における地域活動の参画が促進され、活発な地域コミュニティが形成されるようまちづくりや人づくりに引き続き取り組んでまいります。



#### 2023（令和5）年度

地区会等の加入率の低下、担い手不足により活動の持続が難しくなっており、「第5次田尻町総合計画」において、地域づくり人材の発掘と育成、地域を支える仕組みづくりを組織横断的に取り組んでいます。その戦略の1つとして、ボランティア活動に対し、ボランティアポイントを付与する仕組みを新たに設け、町民のボランティア活動の活性化と健康づくりとの相乗効果を図る「田尻町たじりっちポイント事業」を令和5年度から実施予定です。

また、憩いの場（お風呂）での多世代交流や住民主体による高齢者の居場所（なごみの里）づくりなどを通じて、「8000人の大家族」のコンセプトに相応しい、住民がともに支え合い助け合う、活発な地域コミュニティが形成されるようなまちづくりに引き続き努めてまいります。

## 《熊取町》

### (1) 広域幹線道路の整備について <継続>

都市計画道路 泉州山手線は、大阪都心部と関西国際空港をつなぐ泉州地域の丘陵部における広域幹線として、地域の連携と活性化を支え大阪都市圏全体の発展に寄与するとともに、南海トラフ地震等の大規模災害時においても広域的な緊急輸送ルートとなるなど多様な機能を持つ重要な路線であることから、

早期整備に向けて取り組まれない。

また、併せて慢性的な渋滞が生じている国道 170 号線について、国、府、警察に働きかけるなど渋滞解消に向けて取り組まれない。

(回答)

※従前と変わらず

泉州山手線については、平成 27 年に岸和田市、貝塚市、泉佐野市及び熊取町の三市一町からなる「泉州山手線整備推進協議会」を設立し、これまでも泉州山手線の早期事業化に向けた要望活動を行ってきており、令和 4 年 8 月にも、事業主体である大阪府に対して、要望活動を行いました。

令和 2 年度には、大阪府都市整備中期計画において、(都) 貝塚中央線から府道水間和泉橋本停車場線までの区間が位置付けられ、事業着手されていますが、大阪外環状線までの早期事業着手の要望を引き続き行ってまいります。

また、国道 170 号(大阪外環状線)についても慢性的な渋滞解消を図るべく、大阪府に対して 4 車線化の早期事業着手要望を行っており、大阪府からは、現在事業中の(都) 大阪岸和田南海線の完成見通しが立った段階で着手するとの考え方が示されており、引き続き、大阪府と 4 車線整備の進め方について検討してまいります。

## (2) 熊取駅西地区整備計画について <新規>

熊取町と泉佐野市で協力して進めている熊取駅西地区整備計画について、熊取駅東地区の駅前ロータリーの混雑緩和が期待できるが、熊取駅西地区ロータリーの設置時期について明らかにされたい。

(回答)

熊取駅西交通広場整備事業については、令和 4 年 12 月 10 日から供用を開始いたしました。

## << 岬町 >>

### (1) 企業誘致対策のさらなる強化について <継続・一部修正>

町民ひとり一人が生涯安心して働き、安定した生活と充実したワークバランスを送るためには更なる企業誘致の取り組みへの強化が必要であると考えます。岬町企業立地促進条例に基づく企業誘致について、進捗状況を明確に示していただきたい。

また、今後も町が求められる業種を対象としたセミナー、並びに町長による企業訪問やトップセールス等、過去の例にとられる事なく大胆な発想と手法を以て、企業誘致の更なる強化へ向けに取り組まれない。

(回答)

#### 2022 (令和 4) 年度

(総務部)

本町では、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し、商工会、金融機関と連携した支援やビジネスプランコンテストの開催などの創業支援に取り組んでいます。

また、企業立地促進条例に基づく固定資産税や水道料金、地域住民の雇用促進に対する支援、地域未来投資促進法や過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく課税免除などの取り組みも実施しています。

企業誘致の推進は、交流人口や定住人口を呼び込み、賑わいを創出するための重要なミッションであることから、関係機関へのトップセールスなど、令和 4 年度につきましても、引き続き、企業誘致、地域住民の創業、就労支援の取り組みに努めてまいります。



#### 2023 (令和 5) 年度

(総務部)

本町では、平成 17 年に企業誘致の優遇措置を行う岬町企業誘致に関する条例(現「岬町企業立地促進条例」)を制定以来、多奈川地区多目的公園及び関西電力多奈川発電所跡地への企業誘致に努め、多目的公園には 6 事業者、発電所跡地には 2 事業者の誘致を行い、5 事業者を条例に基づく、優遇措置事業者として決定し、支援を行っています。



本町の条例では、総額1億円の優遇措置を受けることが可能であり、他団体と比べても手厚い優遇制度を設けるほか、企業立地促進法や過疎法に基づく課税免除制度の導入など、積極的に支援制度を設けています。

また、企業誘致にあたっては、町長が東京出張を利用した国等へのセールス活動や大阪府、関西電力との連携による誘致活動を行っており、企業誘致に一定の成果を見せているところです。

今後とも、発電所跡地への企業誘致に積極的に取り組んでまいりますので、貴協議会においても企業用地のアピール等への協力をお願いします。

## (2) 新たなみさき公園整備とみさき公園駅前の再開発について <継続・一部修正>

新たなみさき公園の整備に係る優先交渉権者が決定されましたが、将来継続的に親しまれる公園を作る事が町としての責任であると考えます。つきましては、現状いかなる展望を以て計画を進められているのか、詳細を明確に示していただき、また、駅前再開発についても、みさき公園の整備と同時にすすめる事が有用であると考え、計画を進める中で町民の雇用促進に対する支援を含めた取り組みに対する町としての今後の将来展望について示されたい。

さらには、南海電気鉄道株式会社のみさき公園運営事業の撤退に伴う事により、特急の停車駅から除外される事がないよう、南海電気鉄道株式会社と正式な協議を実施していただき、今後も町民の利便性の確保に万全を期されたい。

(回答)

### 2022 (令和4) 年度

(都市整備部)

本町では、南海電気鉄道撤退後も都市公園存続を最優先する方針とし、みさき公園が持つ集客機能と賑わい拠点としての機能を維持し、町民をはじめ周辺自治体の利用者にも親しまれる「新たなみさき公園」として、令和3年7月より本町による先行開園を行っています。

今後については、現在PFI事業として公募を進めている「新たなみさき公園整備運営事業」の優先交渉権者決定後に当該事業者と協議のうえ事業契約を締結し、民間の資金、企画力、経営能力及び技術的能力を積極的に活用して、魅力ある都市公園を実現することを目的として「新たなみさき公園」を整備するとともにその後の維持管理・運営を実施することで、将来にわたって親しまれる魅力ある公園づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、南海電気鉄道株式会社とは、「新たなみさき公園」の整備状況を踏まえつつ、当該事業に対する協力や交通結節点としての機能の維持・向上など必要な協議を進めてまいります。



### 2023 (令和5) 年度

(都市整備部)

本町では、南海電気鉄道撤退後も都市公園存続を最優先する方針とし、みさき公園が持つ集客機能と賑わい拠点としての機能を維持し、町民をはじめ周辺自治体の利用者にも親しまれる「新たなみさき公園」として、令和3年7月から本町による先行開園を行っています。

また、令和4年9月28日に「新たなみさき公園整備運営事業」に係る事業契約を締結したPFI事業者による民間の資金、企画力、経営能力及び技術的能力を積極的に活用して、魅力ある都市公園を実現することを目的として「新たなみさき公園」を整備するとともにその後の維持管理・運営を実施することで、将来にわたって親しまれる魅力ある公園づくりに努めてまいります。また、南海電気鉄道株式会社とは、「新たなみさき公園」の整備状況を踏まえつつ、当該事業に対する協力や交通結節点としての機能の維持・向上など必要な協議を進めてまいります。

以上

## 1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

### \* 大阪雇用対策会議

大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、連合大阪の 8 者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策に取り組む（国の緊急雇用対策に盛り込まれた「地域雇用戦略会議」に位置付けている）。

### \* 大阪人材確保推進会議

大阪府では、府内の製造分野、運輸分野、建設分野、インバウンド関連分野の人材確保を必要とする業界で働くことに魅力を感じ、活躍できるよう、業界及び当該業界の企業のイメージアップと人材確保を図るため、業界団体や行政機関、金融機関等で構成する標記推進会議を設立した。

### \* 地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携し、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等）を支援する事業。

### \* 地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府（労働環境課）が事務局となり府内 7 ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

### \* おおさか男女共同参画プラン

大阪府では、2001 年 7 月にすべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざし、2010 年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定。その後、2006 年に一部改訂を経て、2011 年に「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」を、2016 年には後継計画として「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」を策定し、大阪府における男女共同参画施策を総合的、計画的に進めてきた。その後、新型コロナウイルス感染拡大の影響や社会情勢の変化、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、新たに「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定した。

## 2. 経済・産業施策・中小企業施策

### \* 中小企業振興基本条例

中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について、府の責務、基本方針等を明らかにし、中小企業の健全な発展を図ることにより、大阪経済の活性化、雇用機会の創出及び府民生活の向上に寄与することを目的としている。

### \* 技能五輪全国大会・技能五輪国際大会

技能五輪全国大会は、青年技能者の技能レベルの日本一を競う技能競技大会である。目的は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えるとともに、大会開催地域の若年者に優れた技能を身近にふれる機会を提供する等、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることにおかれている。

全国大会の出場選手は、各都道府県職業能力開発協会等を通じて選抜された者（原則 23 才以下）とされており、国際大会が開催される前の年の大会は、国際大会への派遣選手選考会を兼ねている。

### \* BCP : Business Continuity Plan (事業継続計画)

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、

限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

#### **\* B C P 策定大阪府スタイル**

中小企業庁は、令和元年7月からB C P策定に至るまでの入口として、認定されると低利融資や税制優遇等の支援策が受けられる「事業継続力強化計画」（以下、「強化計画」という。）を創設し、大阪府では、事業継続のために最低限これだけは決めておくべき項目に絞り込んだ様式「超簡易版B C P『これだけは！』シート」（以下、「府シート」という。）を令和元年12月に公表した。この「府シート」の記入と「強化計画」の認定取得の両方を行うことを『B C P策定大阪府スタイル』と命名し、大阪府と近畿経済産業局が連携・推進することで、各ツールの利用者の増加を図り、府内中小企業者等のB C P策定率向上、災害対応力向上を図る。

#### **\* サプライチェーン**

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がりを。

#### **\* パートナースhip構築宣言**

連合会長、経団連会長、日商会頭および関係大臣（内閣府・経済産業省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省）による「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」で創設が決定されたもので、取引先と共存共栄・連携関係を築くために、企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言するもの。サプライチェーン全体で適正な取引が行われることで、それぞれの企業が成長し、業績も向上する好循環を生み出すことが期待されている。

#### **\* 公契約条例**

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009年9月に千葉県野田市で初めて制定され、2010年2月に施行された。2010年12月に政令指定都市としては神奈川県川崎市で初めて制定された。2014年7月に都道府県としては奈良県で初めて制定された。

#### **\* 総合評価入札制度**

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用等の視点を盛り込んだ総合評価入札制度を2003年度に全国初の取り組みとして導入した。

#### **\* 中核的労働基準**

労働に関する最低限の基準を定めたものであり、「結社の自由・団体交渉権の承認」「強制労働の禁止」「児童労働の禁止」「差別の撤廃」の4分野がある。この基準は、国連の専門機関として労働問題を取り扱うILO（国際労働機関）によって定められている。

#### **\* 人権デュー・デリジェンス**

人権に対する企業としての適切で継続的な取り組み。人権に関わるリスクが発生しているかを特定し、リスクを分析・評価して適切な対策を実行するプロセスのこと。人権侵害の例は、「賃金の不足・未払い」「過剰・不当な労働時間」「社会保障を受ける権利の侵害」「ハラスメント」「強制労働」「児童労働」「外国人の権利侵害」「差別」などがある。

### 3. 福祉・医療・子育て支援

#### \* 地域包括ケア

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供すること。

#### \* 大阪府高齢者計画 2021

「大阪府高齢者計画 2021」は、「大阪府高齢者計画 2018（計画期間：平成 30～令和 2 年度）」の理念や考え方を引き継ぎつつも、令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年間に実施する取り組みなどを定めるだけでなく、大阪府がこれから取り組んでいく介護保険施策の大きな方向性に関する「羅針盤」となるように検討し策定したもの。また、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、「大阪府認知症施策推進計画」も一体的に策定。

#### \* 生活困窮者自立支援制度

2013（平成 25）年 12 月、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）が成立し、2015（平成 27）年 4 月より施行された。

生活困窮者自立支援制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者への自立支援策を強化するもの。生活困窮者の多くは、複合的な課題を抱えており、このような生活困窮者に適切な支援を行うため、自治体では、その実情に応じて包括的な支援体制を構築することが必要となっている。そこで、生活困窮者に対する包括的な支援は、中核となる自立相談支援事業を中心に、就労準備支援事業等の任意事業や他制度・他事業による支援及び民生委員や自治会等のインフォーマルな支援を総合的に実施している。自治体では、任意事業の積極的な実施や地域資源との連携等が求められている。

#### \* AYA 世代

Adolescent and Young Adult（思春期・若年成人）の頭文字をとったもので、主に、思春期（15 歳～）から 30 歳代までの世代を指す。AYA 世代で発症するがんの特徴としては、「希少がん（新規に診断される症例の数が 10 万人あたり年間 6 例未満のがん）」と呼ばれる珍しいがんが多い。また、学業、就職、結婚など、大きなライフイベントが集中する時期でもある。

#### \* 第 3 期大阪府がん対策推進計画

がん対策基本法第 12 条第 1 項に基づく都道府県計画であり、がん対策に関する大阪府の施策の方向を明らかにする行政計画のこと。第 3 期計画では 2018（平成 30）年度から 2023 年度までの 6 年間に計画期間し、急速に進む高齢化とともに、府民のがんり患者の増加が見込まれる中、がん患者や家族が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、府におけるがん患者への医療の提供等の現状と課題を把握し、その解決を図るための取り組みを社会全体で総合的かつ計画的に推進する。

#### \* 健活 10

大阪府が推進する健康づくりのための取り組みで、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標に、府民の健康づくりの一層の機運醸成をはかることを目的としている。

#### \* 大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”

大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業における、府民向けサービスの名称。18 歳以上の府内在住者が参加でき、専用スマートフォンアプリ「アスマイル」をダウンロードすることで、ウォーキングや特定健診の受診、健康イベント等に参加ができる。健康活動に対してポイントが付与され、さまざまな特典と交換ができる。

#### \* 二次医療圏

都道府県が医療政策を立案するために、一次・二次・三次の医療圏を設定している。一次医療圏は診療所などの外来を中心とした日常的な医療を提供する地域区分で、原則は市区町村が中心。三次医療圏は、重度

のやけどの治療や臓器移植など特殊な医療や先進医療を提供する単位で、北海道を除いて各都府県がひとつの区域となる。二次医療圏は、救急医療を含む一般的な入院治療が完結するように設定した区域である。人口や入院患者の流出入の状況に基づき、通常は複数の市区町村で構成する。医師数や病床数などの計画は二次医療圏をベースにしており、地域医療の基本的な単位といえる。医療の高度化や医師の偏在が進んでいることから、政府は「病院完結型」から「地域完結型」の医療に体制を移行しようとしている。医師の確保策や病院再編の検討も、二次医療圏を軸にして進められている。

#### **\* 地域包括支援センター**

介護・医療・保健・福祉等の側面から高齢者を支える「総合相談窓口」であり、各市町村が設置主体。専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援等の相談に応じる。介護保険の申請窓口も担っている。

#### **\* 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業**

指導員の勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を、補助することで、一般的に他業種に比較して低いといわれている学童保育指導員の賃金を上げると共に、指導員の学びに応じた賃金制度を実施しやすくすることにより保育の質を高めることをねらいとしている。なお、市町村が実施主体となる。

#### **\* 企業主導型保育（事業）**

2016年に内閣府が開始した助成制度で、企業が主に従業員向けに保育施設を整備するための事業。自治体の認可は必要ないため、認可外保育施設に位置づけられるが、基準を満たせば整備費の75%相当と運営費の助成が受けられる。

#### **\* 第2次大阪府子ども貧困対策計画**

大阪府においては、教育、就労、生活支援など各分野の総合的な取組により、子どもの貧困対策を推進するため、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下、「子どもの貧困対策推進法」という。）第9条に基づき、平成27年3月に第1次子どもの貧困対策計画を策定した。さらに、企業等とも連携しながら引き続き総合的な取組を進めるとともに、市町村における地域の実情に応じた取組を後押しし、すべての子どもたちが同じスタートラインに立って将来をめざすことができるよう、第2次子どもの貧困対策計画（令和2年度から6年度）を策定。

#### **\* 子ども食堂**

「子ども食堂」とは、子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂であり、おなかをすかせた子どもへの食事提供から、孤食の解消、滋味豊かな食材による食育、地域交流の場づくりと、さまざまです。コロナにおいて、子ども食堂は居場所としての開催は難しくなりましたが、それでも日頃からのつながりを生かし、お弁当や食材等の配布などのフードパントリーの活動などにかえ、子ども、子育て世帯等とのつながりを守り、活動を続けている。

#### **\* 児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）**

児童虐待の防止を目的として2000年に制定された法律。親権者らによる体罰禁止が明記されており、児童相談所の子どもの一時的保護を担当する部署と、保護者の相談を受ける部署を分け、虐待事案への対応力を高めること等が盛り込まれている。

#### **\* オレンジリボン運動**

「オレンジリボン」は児童虐待防止運動のシンボルであり、児童虐待を根絶することをめざした運動。

#### **\* ヤングケアラー**

法令上の定義はないが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護・感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どもを指す。

#### 4. 教育・人権・行財政改革施策

##### \* スクールカウンセラー（SC）

児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。

##### \* スクールソーシャルワーカー（SSW）

児童・生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門職。児童・生徒が抱える問題には、日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待などがある。スクールソーシャルワーカーは、学校、家庭、地域で暮らしやすい生活の支援や福祉制度の活用などを通し、児童・生徒の支援をおこなっている。

##### \* 奨学金返済支援制度

都道府県や地方公共団体（市区町村）、企業等が主体で行っており、条件付きで返還の一部を肩代わりし、経済的負担・心理的負担の軽減に繋がる。

##### \* 大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例

人種又は民族を理由とする不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生むことにつながる許されない行為であることから、大阪府は2019（令和元）年11月1日、ヘイトスピーチをなくし、全ての人がお互いに違いを認めあい、尊重しあう共生社会づくりをめざして、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」）を施行した。

##### \* LGBT

「Lesbian（レズビアン）」、「Gay（ゲイ）」、「Bisexual（バイセクシュアル）」、「Transgender（トランスジェンダー）」の頭文字をとった言葉で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の一部の人々を表す総称。

##### \* SOGI（性的指向と性自認）

国連での国際人権法の議論で使用されたのが始まりで、Sexual Orientation and Gender Identityの頭文字をとった言葉。直訳すると「性的指向と性自認」。セクシュアル・マイノリティだけでなく、すべての人に関わる概念を指す言葉。

##### \* 大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、大阪府として公に証明する制度。※府内では、大阪市、堺市、枚方市、交野市、大東市、富田林市において同様の制度が実施されている。（2020年7月1日時点）

##### \* 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

令和2年度に創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、創設された交付金です。本交付金は、自治体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、各自治体の判断により、感染症対策等に自由に使うことができる仕組みになっている。

##### \* 情報格差

一般に、情報通信技術（IT）（特にインターネット）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差を指す。

##### \* マイナンバー制度

①国民の利便性の向上、②行政の効率化、③公平・公正な社会の実現などの観点から、社会保障、税、災

害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用するための制度。

## 5. 環境・食料・消費者施策

### \* おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度

飲食の提供や食材等を販売する企業等が、食品ロス削減に積極的に取り組み、販売活動を通じて食品ロス削減に係る消費者等への啓発活動を実施する際に、大阪府が取り組みを協力・支援し、広く食品ロス削減の啓発を進めることを目的とした制度。

### \* 3010 運動

宴会時の食べ残しを減らすキャンペーン。乾杯後 30 分は席を立たずに料理を味わい、お開き 10 分前に自席に戻って料理を残さず食べようというもの。

### \* 食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）

2019 年 5 月 24 日成立、同 5 月 31 日に公布された法律。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

### \* フードバンク

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

### \* カスタマーハラスメント

従業員に対する暴言や土下座強要、ネットへの誹謗中傷の書き込み等、顧客による過剰で悪質なクレームや迷惑行為のこと。

### \* 「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとするとしている。こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあります。

※実質排出量ゼロ：CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

### \* カーボンニュートラル

家庭での電力・ガスの使用やゴミの排出から始まり、自動車や航空機の利用、工業、農業にいたるまで、さまざまな活動を通して「温室効果ガス（GHG）」を排出しながら暮らしており、「カーボンニュートラル（炭素中立）」とは、そうした人間活動によって排出される温室効果ガスを、人間活動によってすべて吸収・除去することで、排出量を“プラスマイナスゼロ”にすることを意味する。

また、カーボンニュートラルが実現された社会を「脱炭素社会」と呼ぶ。

### \* 「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」

大阪府では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を 2021 年 3 月に策定。

なお、本計画は気候変動適応法第 12 条の規定に基づく「大阪府気候変動適応計画」としても位置付けている。

#### \* 再生可能エネルギー

「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

### 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

#### \* 避難行動要支援者

2013年6月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。

#### \* 大阪スマートシティパートナーズフォーラム

「大阪モデル」のスマートシティの実現に向けた推進体制として、企業やシビックテック、府内市町村等と連携して設立されました

※シビックテック（Civic Tech）

シビック（Civic：市民）とテック（Tech：テクノロジー）をかけあわせた造語。市民自身が、テクノロジーを活用して、行政サービスの問題や社会課題を解決する取り組み。

### 7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策

#### \* 大阪健康安全基盤研究所

公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行う等の業務を推進。

#### \* 雇用調整助成金（特例措置）

雇用調整助成金とは、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するもの。特例措置により助成率及び上限額の引上げを行っている。

#### \* 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

新型コロナウイルス感染症及びまん延防止の措置の影響により休業（時短勤務・シフト削減を含む）させられた労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかつた方に対し支給。

#### \* 住居確保給付金

主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合、市区町村ごとに定める額を上限に実際の家賃額を原則3か月間（延長は2回まで最大9か月間）を支給。

以上





発行  
住所

〒59010076  
③ 連合大阪大阪南地域協議会

大阪府堺市堺区北瓦町2丁3番8号

堺東北條第2ビル6階 ユニオンセンター堺